

琴 浦 町
国民保護計画



はじめに

この計画は、恒久の平和を願う琴浦町が、国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道法に基づいて作成したもので、万一の大規模なテロや有事が発生した場合に、琴浦町のすべての人を守るためのものです。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事等が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

琴浦町では、この計画に基づいて住民の保護に努めるとともに、この計画自体についても不断に検証、見直しを行います。

関係機関等の皆さんは、この計画を基本にして、住民を守るための活動（国民保護措置など）を行ってください。

住民の皆さんには、この計画と琴浦町の国民保護について平素からのご理解と、万一の有事等の際の自主的なご協力をお願いいたします。

国民保護は万一の有事等の際に住民の生命、身体、財産を守るものであり、戦争を肯定するものではありません。戦争はあってはならないこと、戦争を防ぐため最大限努力することは当然です。この計画が実際に使われるような事態がこれからも決してないことを祈ります。

平成18年12月13日

鳥取県琴浦町長 田中 満雄

用語の定義

1 地域等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	市 町 村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法52
6	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)	法52
7	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法58
8	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。)	法119

2 機関名等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	町	琴浦町	
2	県	鳥取県	
3	知事	鳥取県知事	
4	町長		
5	市 町 村	鳥取県内市町村	
6	公安委員会	鳥取県公安委員会	
7	警察本部	鳥取県警察本部	
8	消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
9	国本部	武力攻撃事態等対策本部、緊急対処事態対策本部	
10	県本部	鳥取県国民保護対策本部、鳥取県緊急対処事態対策本部	
11	市町村本部	琴浦町国民保護対策本部、琴浦町緊急対処事態対策本部	
12	国対策本部	武力攻撃事態等対策本部	事態対処法10
13	県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法27
14	町対策本部	琴浦町国民保護対策本部	法27
15	国緊急本部	緊急対処事態対策本部	事態対処法26
16	県緊急本部	鳥取県緊急対処事態対策本部	法183
17	町緊急本部	琴浦町緊急対処事態対策本部	法183
18	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法24
19	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法28
20	町現地対策本部	琴浦町対策本部の事務の一部を行う組織	法28
21	受入本部	避難先で避難する主体	
22	救援本部	要避難地域を受入れる主体	
23	国本部長	武力攻撃事態等対策本部長、	
24	県本部長	鳥取県国民保護対策本部長、鳥取県緊急対処事態対策本部長	
25	町本部長	琴浦町国民保護対策本部長、琴浦町緊急対処事態対策本部長	
26	国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長	事態対処法11
27	国緊急本部長	緊急対処事態対策本部長	事態対処法27
28	県対策本部長	鳥取県国民保護対策本部長	法28
29	県緊急本部長	鳥取県緊急対処事態対策本部長	法183
30	町対策本部長	琴浦町国民保護対策本部長	法28
31	町緊急本部長	琴浦町緊急対処事態対策本部長	法183
32	県協議会	鳥取県国民保護協議会	法37
33	町協議会	琴浦町国民保護協議会	法39
34	指定行政機関		事態対処法2
35	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法2
36	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法2
37	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法2

38	消 防 組 合	消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合	法62
39	中国管区警察局	警察庁中国管区警察局	
40	広島防衛施設局	防衛施設庁広島施設局	
41	中国総合通信局	総務省中国総合通信局	
42	中国財務局	財務省中国財務局	
43	中国四国厚生局	厚生労働省中国四国厚生局	
44	鳥取労働局	厚生労働省鳥取労働局	
45	中国四国農政局	農林水産省中国四国農政局	
46	鳥取食糧事務所	農林水産省鳥取食糧事務所	
47	近畿中国森林管理局	農林水産省近畿中国森林管理局	
48	中国経済産業局	経済産業省中国経済産業局	
49	中国四国鉱山保安監督部	経済産業省中国四国鉱山保安監督部中国支所	
50	中国地方整備局	国土交通省中国地方整備局	
51	中国運輸局	国土交通省中国運輸局	
52	大阪航空局	国土交通省大阪航空局	
53	鳥取管区气象台	気象庁大阪管区气象台	
54	第八管区海上保安本部	海上保安庁第八管区海上保安本部	
55	陸上自衛隊	陸上自衛隊	
56	海上自衛隊	海上自衛隊	
57	航空自衛隊	航空自衛隊	
58	第8普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
59	舞鶴地方総監	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
60	第3輸送隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	
61	鳥取地連	自衛隊鳥取地方連絡部	
62	中国電力	中国電力株式会社	
63	全日本空輸	全日本空輸株式会社	
64	J R 西日本	西日本旅客鉄道株式会社	
65	J R 貨物	日本貨物鉄道株式会社	
66	佐川急便	佐川急便株式会社	
67	日本通運	日本通運株式会社	
68	福山通運	福山通運株式会社	
69	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社	
70	N T T 西日本	西日本電信電話株式会社	
71	N T T コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
72	K D D I	KDDI株式会社	
73	日本テレコム	日本テレコム株式会社	
74	N T T トコモ中国	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	
75	ボーダフォン	ヴォーダフォン株式会社	
76	日本赤十字社	日本赤十字社	
77	N H K	日本放送協会	
78	日本銀行	日本銀行	
79	日本郵政公社	日本郵政公社	
80	西日本高速道路(株)	西日本高速道路(株)	
81	鳥取ガス	鳥取ガス株式会社	
82	米子瓦斯	米子瓦斯株式会社	
83	県LPガス協会	社団法人鳥取県エルピーガス協会	
84	日ノ丸自動車	日ノ丸自動車株式会社	
85	日本交通	日本交通株式会社	
86	県バス協会	社団法人鳥取県バス協会	
87	日ノ丸西濃運輸	日ノ丸西濃運輸株式会社	
88	因伯通運	因伯通運株式会社	
89	県トラック協会	社団法人鳥取県トラック協会	
90	若桜鉄道	若桜鉄道株式会社	
91	智頭急行	智頭急行株式会社	
92	県医師会	社団法人鳥取県医師会	
93	県薬剤師会	社団法人鳥取県薬剤師会	
94	県歯科医師会	社団法人鳥取県歯科医師会	
95	県看護協会	社団法人鳥取県看護協会	
96	北岡病院	医療法人里仁会 北岡病院	
97	清水病院	医療法人財団共済会 清水病院	
98	野島病院	医療法人十字会 野島病院	
99	藤井政雄記念病院	特定医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院	
100	米子中海病院	医療法人厚生会 米子中海病院	
101	博愛病院	医療法人同愛会 博愛病院	

102	高 島 病 院	医療法人育生会 高島病院	
103	元 町 病 院	医療法人 元町病院	
104	日 本 海 テ レ ビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
105	山 陰 放 送	株式会社山陰放送	
106	山 陰 中 央 テ レ ビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
107	エ フ エ ム 山 陰	株式会社エフエム山陰	
108	鳥 取 テ レ ト ビ ア	株式会社鳥取テレビア	
109	N C N	日本海ケーブルネットワーク株式会社	
110	中 海 テ レ ビ 放 送	株式会社中海テレビ放送	
111	T C V	東伯地区有線放送株式会社	
112	H C V	株式会社ケーブルビジョン東ほうき	
113	全 農 鳥 取 県 本 部	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	
114	県 警 備 業 協 会	社団法人鳥取県警備業協会	
115	県 石 油 商 業 組 合	鳥取県石油商業組合	
116	県 建 設 業 協 会	社団法人鳥取県建設業協会	
117	県 建 築 士 会	社団法人鳥取県建築士会	

3 法令・条例名等の表記

番号	用語等	定 義	備 考
1	事 態 対 処 法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法1に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)〔「国民保護法」は使用しない〕	(必要な場合「国民保護法」)
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)〔「国民保護法施行令」は使用しない〕	
4	国 際 人 道 法	第1ジュネーヴ条約、第2ジュネーヴ条約、第3ジュネーヴ条約、第4ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
5	災 対 法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
6	災 対 令	災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)	
7	災 対 規 則	災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)	
8	災 救 法	災害救助法(昭和22年法律第118号)	
9	災 救 令	災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)	
10	災 救 規 則	災害救助法施行規則(昭和22年総理府令・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号)	
11	地 自 法	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
12	地 自 令	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	
13	地 自 規 則	地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)	
14	警 職 法	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定 義	備 考
1	知 事	鳥取県知事	
2	ゲ リ ラ	不正規軍の要員	
3	特 殊 部 隊	正規軍の要員	
4	N B C R 兵 器	核、生物、化学、放射能兵器	
5	国 対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針	事態対処法9
6	国 緊 急 対 処 事 態 対 処 方 針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法25
7	国 基 本 指 針	国民の保護に関する基本指針	法32
8	国 国 民 保 護 計 画	指定行政機関の国民の保護に関する計画	法33
9	県 国 民 保 護 計 画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法34
10	町 国 民 保 護 計 画	琴浦町の国民の保護に関する計画	法35
11	指定(地方)公共機関国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法36
12	武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法2
13	武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法2
14	武 力 攻 撃 予 測 事 態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法2

15	緊急処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法25
16	災害	武力攻撃災害、緊急処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
17	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させること	法139条
18	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させること	法141条
19	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法2
20	緊急処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法183
21	対処措置		事態対処法2
22	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法22第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）	法2では「国民の保護のための措置」
23	緊急対処保護措置	緊急処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法183において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法25③第2号に掲げる措置（緊急処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法172
24	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法97では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
25	情報要求	この時点で必要とされる情報	
26	情報主要素	対策本部長が責務達成のために必要とする最も優先度の高い情報要求	
27	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報	法94
28	被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報	法126
29	避難住民等		
29	避難住民		「避難民」、「避難者」は使用しない
30	被災者	武力攻撃災害による被災者	法74（「被災住民」は使用しない）
31	救済者	武力攻撃災害の危険から助け救う必要のある人	
32	避難所周辺住民		
33	集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
34	避難施設		法148
35	避難所		
36	収容施設		法75
37	救護施設		
38	一時受入場所	避難住民が集合施設からバス等で避難所に向かう際、受入側が受入を円滑に行うため目標物として設定する場所	スタンダードマニュアル
39	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
40	自主防災組織	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）5②の自主防災組織	法41に同じ
41	放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）2第3号の2の放送事業者その他の放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の事業を行うもの	法71に同じ
42	CATV事業者	有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）2④。有線テレビジョン放送の事業を行うもの。	法71に同じ

43	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法76①、78①若しくは81②の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法77の4①の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
44	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法79。
45	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。)	法81では「物資」
46	特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法81
47	医薬品	薬事法(昭和35年法律第145号)2①の医薬品	法92
48	医療機器	薬事法(昭和35年法律第145号)2④の医療機器	法92
49	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法99
50	生活関連等施設		法102
51	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの	法103
52	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法105
53	応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法105
54	応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域	法105
55	核燃料物質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)3第2号の核燃料物質	法106
56	避難経路	避難道路、鉄道等	
57	公有施設	県有施設、市町村有施設	
58	防災機関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部署指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
59	関係機関	計画事業に係る全ての機関をいう。	
60	警察官等	警察官、海上保安官	
61	ライフライン	水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設	
62	サイバー攻撃	社会基盤の維持に必要な情報システムへの侵入、破壊工作を行うこと	

目 次

本 冊

はじめに

用語の定義

本文

第 1 章 国民保護に関する基本方針等

- 1 国民保護に関する基本方針
- 2 国民保護措置を行う人の安全の確保
- 3 この計画の使用に当たって

第 2 章 状況

- 1 この計画が対象とする事態
- 2 国民保護実施の体制
- 3 町の地域特性が国民保護に及ぼす影響
- 4 国民保護実施に必要な情報

第 3 章 構想

- 1 方針
- 2 実施要領

第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 事務の委託等

第 5 章 活動要領

- 1 補給支援
- 2 運送
- 3 衛生
- 4 施設
- 5 財政措置等
- 6 備蓄、救援物資
- 7 人に関すること
- 8 関係機関との連携
- 9 情報の提供と相談窓口

第 6 章 国民保護等対策本部等、通信

- 1 市町村国民保護対策本部
- 2 職員等の活動体制
- 3 県の対策本部等
- 4 市町村緊急対処事態対策本部

5 通信

第7章 その他

- 1 住民、事業所等の協力等
- 2 普及啓発
- 3 国民保護訓練
- 4 文化財の保護
- 5 赤十字標章等及び特殊標章等

- 別紙第1 「情報計画」
- 別紙第2 「平素の段階の計画」
- 別紙第3 「緊急避難段階の計画」
- 別紙第4 「避難準備段階の計画」
- 別紙第5 「避難段階の計画」
- 別紙第6 「避難生活段階の計画」
- 別紙第7 「復帰段階の計画」
- 別紙第8 「生活再建段階の計画」
- 別紙第9 「避難受入段階の計画」

別 冊

資料編

避難基準値編

本文

関連する計画等

町	地域防災計画、避難実施計画、避難実施要領
県	地域防災計画、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

第1章 国民保護に関する基本方針等

1 国民保護に関する基本方針

国民保護に当たっては、以下の事項を基本方針とします。

(1) 基本的人権の尊重（法5、6、武対法3④）

ア 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重する義務があります。

幸福追求権	憲法13
法の下での平等	憲法14
参政権	憲法15
請願権	憲法16
国家賠償請求権	憲法17
奴隷的拘束からの自由	憲法18
思想・良心の自由	憲法19
信教の自由	憲法20
集会・結社の自由	憲法21
言論・出版の自由	憲法21
居住移転の自由	憲法22
職業選択の自由	憲法22
外国移住・国籍離脱の自由	憲法22

学問の自由	憲法23
生存権	憲法25
教育を受ける権利	憲法26
勤労権	憲法27
労働基本権	憲法28
財産権	憲法29
裁判を受ける権利	憲法32
拷問、残虐刑の禁止	憲法36
刑事補償請求権	憲法40
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

イ 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

国民保護措置の実施に当たり国民の自由と権利に制限を加える場合も、以下の点に注意します。

- (ア) 国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られること。
- (イ) 公正かつ適正な手続の下に行うこと。
- (ウ) いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないこと。

個人の公共的負担	土地等の使用	法82
	物資の売渡しの要請等	法81
	医療の実施の要請等	法85
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法102
	警戒区域の設定	法114
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法108
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法125

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法6）

国民の権利利益の救済に係る手続（損失補償、不服申立、訴訟など）については、可能な限り迅速に処理します。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	内 訳
損失補償 (法159①)	特定物資の収用に関する事(法81②)
	特定物資の保管命令に関する事(法81③)
	土地等の使用に関する事(法82)
	応急公用負担に関する事(法113③)
	車両等の破損措置に関する事 (法155②において準用する災対法76の3②後段)
損害補償 (法160①)	国民への協力要請によるもの (法70①・③、80①、115①、123①)

不服申立てに関する事(法6、175)

訴訟に関する事(法6、175)

※ 町は、これらの手続きに関連する文書について適切に保管し、または、保存期間を延長します。

(3) 指定（地方）公共機関等の自主性の尊重その他特別な配慮（法7など）

ア 指定（地方）公共機関等の自主性の尊重

(7) 日本赤十字社の自主性の尊重

(4) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

イ 表現の自由等への配慮

(7) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮

(4) 表現の自由及びその前提として報道・取材の自由、知る権利の尊重

(4) 国民に対する情報の提供（法8）

武力攻撃事態等において、国民に対し正確な情報を、適切な方法により、迅速に国民に提供します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、平素から国、県及び指定（地方）公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

(6) 国民の協力など（法4）

ア 国民の協力

町は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき国民に対し、必要な援助について協力を要請します。

この場合、要請を受けた国民は、必要な協力をするよう努めることとされています。

なお、この協力は国民の自発的な意思に委ねられるものであり、要請に当たって強制にわたることがあってはならないとされています。

イ 自主防災組織、ボランティア等の支援

町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

なお、この際自主防災組織、自治会等については、住民の自治とその自主性を尊重します。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児等の保護及び国際人道法の的確な実施（法9など）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(8) 個人情報の保護

町は、あらかじめ個人情報保護指針、マニュアルを作成し、個人情報の保護に留意します。

2 国民保護措置を行う人の安全の確保

(1) 安全配慮義務

ア 町の安全配慮義務

町は、町が実施する町の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。（法22）

イ 協力や応援などを要請する場合の安全配慮義務

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。
また、武力攻撃が予想される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文	
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法70	
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法73、79	
3 救援に必要な援助について協力する者	法80	
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法85	
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法105	
6 放射性物質等による汚染の拡大の防に係る措置を行う者	法110	
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法115	
8 消防の応援等のため出動する職員	法120	
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法123	

※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

ウ 国、県の安全配慮義務

国は、指定（地方）行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされています。（法22、事態対処法17）

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされています。（法22）

(2) 生活関連等施設の安全確保（法102）

ア 生活関連等施設の安全確保

町（総務課）は、町の区域内の生活関連等施設について、県（防災局）、八橋警察署、中部消防局などと連携し、安全の確保、情報の収集・共有を行います。

イ 生活関連等施設職員及び周辺住民の安全確保

町は、生活関連等施設の職員及び周辺住民について、その安全確保に配慮し、必要な場合は迅速な避難住民の誘導に努めます。

3 この計画の使用に当たって

(1) 町は、比較的可能性の高いテロへの備えを重視し、大規模なテロにおいてはこの計画の「武力攻撃事態等」を「緊急対処事態」に、「国民保護措置」を「緊急対処保護措置」に読み替えて使用します。（国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。）

(2) わが国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などについては、見通しうる将来において生起する可能性は低下していると思われませんが、将来の予測しがたい情勢変化への備えと

して、計画等の備えを行います。

- (3) この計画については、訓練の教訓、新たな知識や情報の取得、住民の意見などにより随時見直しを行い、必要な場合は計画を変更します。
- (4) この計画は国民保護の基本的事項を定めるものであり、また、当初の予想を超える事態も起こり得ることから、事態に際しては過度に計画に拘泥することなく、状況に応じ臨機応変に対応します。

第2章 状況

1 この計画が対象とする事態

国民保護は、万一の有事や大規模なテロの場合に、町内にいるすべての人の生命、身体、財産を守るものです。具体的には以下の3つの事態を対象とします。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法2①）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法2①）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの（事態対処法25①）

(1) 武力攻撃事態等の想定

類型	想定
1)ゲリラ、特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態です。 ・予測困難で突発的に発生するおそれがあります。 ・政治的要求の条件作為、戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として、作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。 ・その行動は、一般に、上陸→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 ・防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入し、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることも想定されます。 ・作戦地域は広範囲となり、NBCR兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。
2)弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が鳥取県に落下することも想定されます。 ・弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては武力侵攻の目的（わが国の占領など）を達成できないことから、次の目的が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> （着上陸攻撃との連携 政治的恫喝や他の軍事作戦の一環

	<ul style="list-style-type: none"> ・弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されます。
3) 航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。 ・通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生します。精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。
4) 着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態です。 ・通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。 ・西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国への多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥取県に着上陸し通過することが想定されます。 ・一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。

ア 予想される一般的な被害

(ア) 通常兵器による被害

- a 一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。
- b 一般的に、避難等により被害を最小化することができます。

(イ) NBCR兵器による被害

a 概要

「NBCR兵器」とは、核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器、及び放射線（Radiological）兵器のことをいいます。

これらのNBCR兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被害者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

また、NBCR兵器は、テロやミサイル等により使用され、事前の使用予測は困難です。

b NBCR兵器の特徴

兵器	特徴
核（N）兵器	強烈な閃光と爆発により明らかになります。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。
生物（B）兵器	異常な発症例パターンにより明らかになります。
化学（C）兵器	人々が一斉に異常な兆候を示すことにより明らかになります。
放射線（R）兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。 あらかじめ使用される放射性物資の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

c NBCR兵器への対処

NBCR兵器への対処では、予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行うことが重要となります。

NBCR兵器が使用された場合は、速やかに情報を入手し、県に緊急通報の発令を要請し、緊急通報が発令された時は住民に伝達するとともに、緊急の場合は退避を指示します。

また、国及び地方公共団体等は、各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラ

ジオ、インターネット等で提供するよう努めるものとされています。

この際、被災者は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される情報に基づき、先ず个人防护処置を実施します。

(ウ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

ダム、原子力施設等は、攻撃された場合一般住民に重大な被害をもたらします。

このため、あらかじめ警備を強化するとともに、攻撃されたときは速やかに情報を収集し、退避の指示、被害の最小化を実施します。

(エ) 情報通信インフラに対する攻撃（サイバー攻撃）による被害

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービスに対し、サイバー攻撃が行われた場合、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保する必要があります。

(オ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなる恐れがあります。

このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

項目	施設名			県所管	市町村所管	備考		
1	防衛庁施設	1	駐屯地、基地、通信所	防災局	-			
2	県関係施設	1	鳥取県庁	総務部	-			
		2	鳥取県警察本部	警察本部	-			
		3	鳥取情報ハイウェイ電気通信設備	企画部	建設課	電気通信事業法2		
3	市町村施設	1	琴浦町役場	-	総務課			
4	公共的施設 (法137)	1	港湾施設	1	重要港湾	県土整備部	-	港湾法
			2	地方港湾	県土整備部	建設課		
		2	空港施設	1	鳥取空港	県土整備部	-	空港整備法
				2	米子空港	企画部	-	
		3	道路		県土整備部	建設課	道路法、道路運送法	
		4	河川管理施設		県土整備部	建設課	河川法	
5	生活関連等 施設 (法102①)	1	発電所、変電所	企業局	建設課	電気事業法2		
		2	ガス工作物	防災局	建設課	ガス事業法2		
		3	水道施設	生活環境部	上下水道課	水道法3		
		4	鉄道施設	企画部	商工観光課	鉄道事業法8 軌道法		
		5	電気通信事業用の交換設備	防災局 総務部	建設課	電気通信事業法9		
		6	放送局の無線設備	総務部	総務課	放送法2		
		7	重要港湾施設	県土整備部	建設課	港湾法52		
		8	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	県土整備部	-	空港整備法2、6 航空法2		
		9	ダム	県土整備部	建設課	河川管理施設等構造令 第2章		
		10	危険物質等の取扱所	防災局	総務課	法103①、令28		
6	近隣施設	1	航空自衛隊第7警戒隊(高尾山)	防災局	-			
		2	島根原子力発電所	防災局	総務課			
		3	核燃料サイクル開発機構 人形峠環境技術センター	防災局	総務課			
7	農業用施設	1	ため池(堤高15m以上)	農林水産部	農林水産課	土地改良法		

(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例

1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊
	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	危険物積載船への攻撃
	ダムの破壊
2) 多数の人が集合する施設及び大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設
	ターミナル駅等の爆破
	列車等の爆破
3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射線の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
	弾道ミサイル等の飛来

(3) 各種事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法

県（防災局）は、武力攻撃等の類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）により、あらかじめ想定している避難タイプから該当するものを選択し、避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行うこととされています。

類 型	避難タイプ		救 援	被害の最小化
	規 模	避難までの時間		
緊急対処事態 ↓ 武力攻撃事	大規模避難 中規模避難 小規模避難	緊急避難 余裕なし 余裕あり	救 援	武力攻撃災害への対処 国民生活の安定
	タイプ1 大規模避難・余裕あり タイプ2 中規模避難・余裕あり タイプ3 小規模避難・余裕あり タイプ4 大規模避難・余裕なし タイプ5 中規模避難・余裕なし タイプ6 小規模避難・余裕なし タイプX 緊急避難			

町は、県が選択した避難タイプに応じ的確かつ迅速に避難の指示を伝達し、避難住民の誘導を実施します。

注) 避難、救援は避難タイプに関わらず原則として市町村単位で行われますが、避難タイプにより避難のスケジュール、使用できる運送機関の数量などが大きく異なるため、注意が必要です。

イ 避難住民数

平成18年4月1日現在市町村別推計人口より抜粋

	人口			避難住民数		
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難
1 鳥取市	199,777	96,929	102,848	199,777	東部地区 245,501	604,696
2 岩美町	13,220	6,267	6,953	13,220		
3 八頭町	19,542	9,320	10,222	19,542		
4 若桜町	4,373	2,042	2,331	4,373		
5 智頭町	8,589	4,032	4,557	8,589		
6 倉吉市	52,092	24,442	27,650	52,092	中部地区 113,627	
7 三朝町	7,454	3,508	3,946	7,454		
8 北栄町	16,127	7,655	8,472	16,127		
9 湯梨浜町	17,661	8,455	9,206	17,661		
10 琴浦町	20,293	9,581	10,712	20,293	西部地区 245,568	
11 米子市	149,325	70,808	78,517	149,325		
12 境港市	36,321	17,480	18,841	36,321		
13 伯耆町	12,199	5,770	6,429	12,199		
14 日吉津村	3,051	1,409	1,642	3,051		
15 大山町	18,828	8,895	9,933	18,828		
16 南部町	12,110	5,667	6,443	12,110		
17 日南町	5,999	2,735	3,264	5,999		
18 日野町	4,145	1,939	2,206	4,145		
19 江府町	3,590	1,666	1,924	3,590		
総数	604,696	288,600	316,096			

琴浦町地区別人口表（平成18年3月末現在住民基本台帳抜粋）

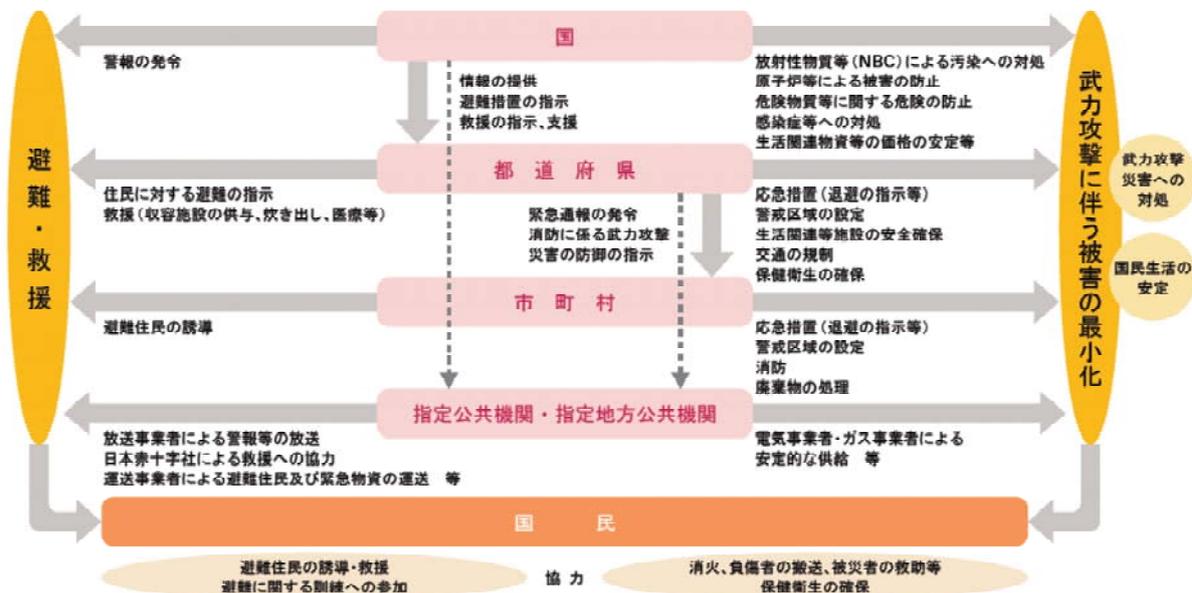
地区名	総数	男	女
1 古布庄地区	1,087	530	557
2 上郷地区	585	285	300
3 下郷地区	1,920	900	1,020
4 浦安地区	4,122	1,984	2,138
5 八橋地区	4,422	2,013	2,409
6 赤碕地区	3,859	1,812	2,047
7 成美地区	1,978	976	1,002
8 安田地区	1,370	648	722
9 以西地区	950	433	517
総数	20,293	9,581	10,712

ウ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

避難タイプ		大規模	中規模	小規模
避難単位		全県	東・中・西部地区	市町村
避難先		県外	県内、県外とも	原則として県内のみ
特徴	避難距離	長距離	中距離	短距離
	避難時間	長時間	中時間	短時間
基本方針	避難実施方法	県の主導により避難を実施脅威の度に応じて、地区毎に中規模避難実施要領に準じて実施	県内避難については、市町村が、小規模避難に準じて実施 県外避難については、県が支援 受入市町村は救援を実施	市町村が主体となり避難を実施 受入市町村は救援を実施
		全県運送計画 +市町村避難実施要領	地区別運送計画 +市町村避難実施要領	市町村単位運送計画 +市町村避難実施要領
	時間に余裕がない場合	当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報状況により、次の手段として、避難などの国民保護措置を行う		
	運送手段	原則として他県からの応援がなく分散使用のため少数	他県からの応援はあるが分散使用のため制限	他県からの応援はないが集中使用のため多数
		公共交通機関を使用	公共交通機関を使用	条件付きで自家用車の使用
	調整	避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整
消防等の応援	原則として応援なし	広域応援	近隣応援	
段階ごとの対処	平素	情報の収集、訓練、広報、備蓄等		
	緊急避難	警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）		
	避難準備	情報の収集、広報 ----- 避難先県との連絡調整	情報の収集、広報 ----- 避難先県及び受入市町村との連絡調整	情報の収集、広報 ----- 受入市町村との連絡調整
	避難	警報等の伝達 ----- 避難住民の誘導 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	警報等の伝達 ----- 避難住民の誘導 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	警報等の伝達 ----- 避難住民の誘導 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間。避難誘導中の食品の給与等も不要。
	避難生活	避難先都道府県、避難先市町村との協議		
	復帰	当時の状況による		
	生活再建	当時の状況による		
	避難受入	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	小規模救援 ・避難住民は少数。他県からの応援なし
				小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等
		大規模国民生活安定措置・県内の価格安定、ライフライン確保等	大規模国民生活安定措置・価格安定、ライフライン確保等	小規模国民生活安定措置・被災地域のライフラインの確保等

2 国民保護実施の体制

わが国における国民保護実施の体制及びその中における市町村の位置づけは、以下のとおりです。



3 町の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

鳥取県のほぼ中央に位置し、東西15.2km、南北18.5km、総面積139.88km²で、南は大山山麓台地と急峻な山地、北にむかうにしたがって緩やかに日本海に面した農業地帯であり、浦安駅、赤碕駅周辺に役場などの公共施設があり、国道9号の沿線に多くの商業施設があります。



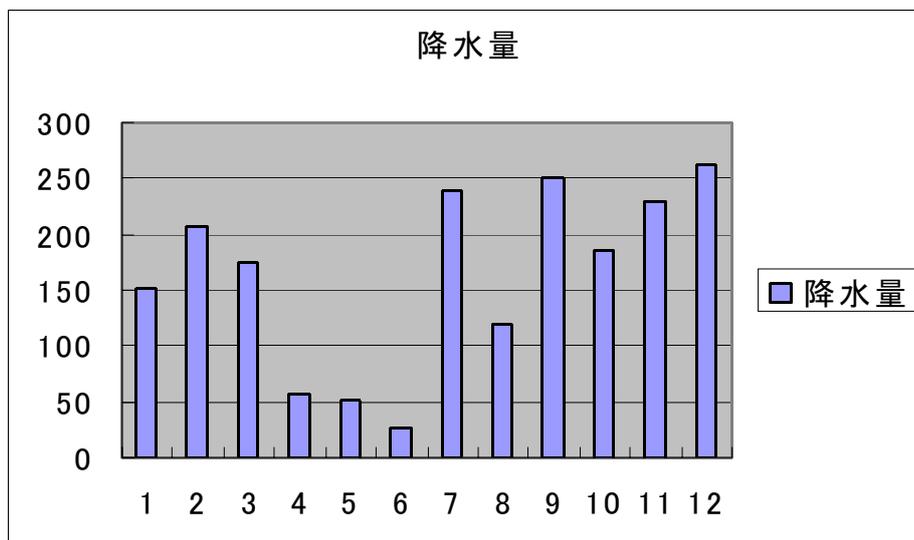
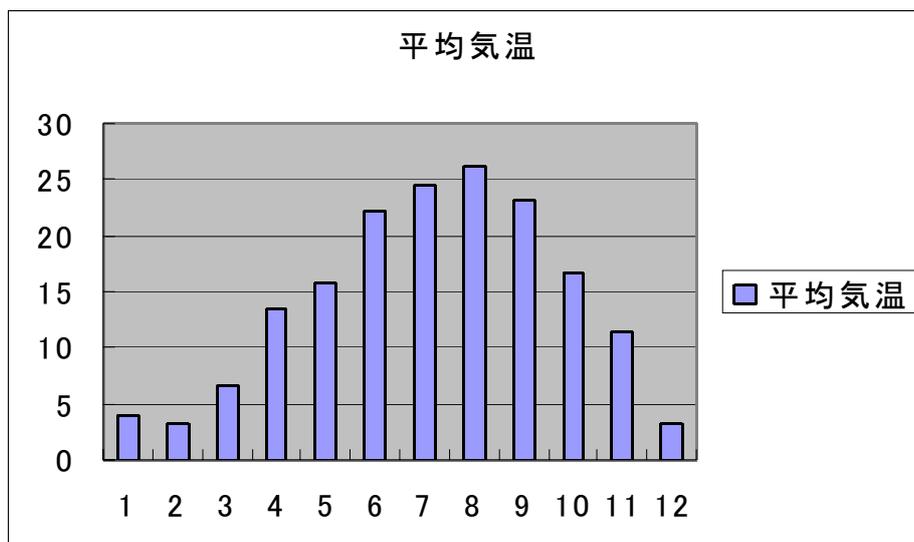
Copyright (C) Alps Mapping K.K. All Rights Reserved.
協力：マピオン <http://www.mapion.co.jp/>

(2) 気象

本町の気候は比較的温暖であり、春の天候は概ね周期的に変化し、南よりの強風を伴うこともあります。

夏から秋は、台風や秋雨前線等の影響を除いて晴れる日が多く、冬は雪や雨の降る日が多くなり日照時間の少ない日本海側特有の気候であり、冬季は積雪が多く、夜間を中心に気温が低下するため、通行に支障を来すことがあります。

2005年の平均気温は14.2℃度、年間降水量は1,957mmです。



(測定地点：鋤観測所、平成17年農業気象観測システム)

(3) 交通

① 道路

町内の主要道路は国道9号が東西に横断し、東は鳥取方面（浦安から鳥取市まで2.5km）、西は米子方面（浦安から米子市まで2.6km）へ到ります。一方、南北方向に主要地方道東伯・野添線、赤碕・大山線が整備され、その他県道、町道等により、避難の際における交通は整備されている。

② 鉄道

町内には、国道9号に並行して東西にJR山陰線が横断しており、東から浦安、八橋、赤碕の3駅があります。

③ 港湾

町内には地方港湾の赤碕港があります。赤碕港は、本港、菊港及び西港の3港からなる県中部の主要な漁業基地です。



Copyright (C) Alps Mapping K.K. All Rights Reserved.

協力：マピオン <http://www.mapion.co.jp/>

(4) その他

町の人口20,293人のうち、65歳以上が5,796人で28.6%の割合になっており県内においても高い割合と思われます。(平成18年3月31日現在)

老人保健施設も多く、これらの利用者や町内居住の高齢者、障害者、乳幼児等などの災害時要援護者についての安否情報の確認及び避難などの際に特に配慮が必要となります。

町内には工場等が多くあり町外からの勤務者も多く、また、国道9号線沿線に道の駅等集客施設があり、利用者等の安否情報の把握が困難であるなど特に配慮が必要な点が多くあります。

町は県内で、最も畜産の盛んなところであることから、家畜の保護について、特に配慮が必要です。

4 国民保護実施に必要な情報

- (1) 国民保護実施に必要な情報は、武力攻撃事態等の状況に応じて異なり、また、各段階で変化することから、必要な情報を主体的かつ継続的に収集するとともに、適切に分析・整理します。
 - ア 県、八橋警察署、中部消防局その他関係機関等からの武力攻撃事態等及び関係機関・団体の対処などの状況に係る情報収集
 - イ 消防団、自治会長などからの町内の状況に係る情報収集（屋内への退避が指示されているなど安全が確保されない場合を除きます。）
 - ウ 避難住民の誘導に必要な情報等については、平素から各自治会の有する情報などの活用を図ります。

- (2) 別紙第1「情報計画」参照

第3章 構想

1 方針

町は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕に応じて、的確かつ迅速に国民保護措置等の実施と総合調整を行い、住民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの万全の体制の整備と、国、県及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

2 実施要領

(1) 段階区分

この計画では、避難、避難生活など、住民の行動に基づく時系列的な段階区分により国民保護措置の実施を計画しています。

段階区分	想定する期間	別紙	
平 素	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	2	
事 態 へ の 対 処	緊急避難	突然に武力攻撃災害が発生し避難が指示されるなど、時間的余裕がない避難の場合	3
	避難準備	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	4
	避 難	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間	5
	避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	6
	復 帰	対処措置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	7
	避難受入	他市町村からの避難住民のを受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの期間	9
生活再建	避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8	

(2) 各段階の活動方針等

ア 平素の段階

(ア) 活動方針

町は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(イ) 別紙第2「平素の段階の計画」参照

イ 緊急避難段階

(イ) 活動方針

町は、時間的余裕がない避難の指示が出された場合は、サイレン、防災行政無線、CATV

など可能な限り迅速に住民に危険を周知し、避難の指示を伝達するとともに避難住民の誘導を実施します。また、必要に応じて速やかに屋内、地域外への退避の指示等を行います。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処要領に留意します。

なお、町だけは、対応できない場合等は、直ちに他の市町村長等あるいは知事へその旨を連絡し、応援を要請します。

(イ) 別紙第3「緊急避難段階の計画」参照

ウ 避難準備段階

(ア) 活動方針

町は、住民の避難が安全かつ円滑に行えるよう必要な諸準備を速やかに整えます。

この際、情報の伝達体制の整備と運送経路・手段の確保、高齢者、障害者、乳幼児の避難準備等を重視します。

(イ) 別紙第4「避難準備段階の計画」参照

エ 避難段階

(ア) 活動方針

町は、速やかに避難の指示を住民へ周知徹底するとともに、安全かつ円滑に住民が避難できるよう誘導を行います。

この際、住民の安全を最優先に関係機関との連携を重視します。

(イ) 別紙第5「避難段階の計画」参照

オ 避難生活段階

(ア) 活動方針

町は、避難先地域において仮庁舎等により業務を行い、県、避難先市町村等が実施する避難住民等の救援を補助します。

この際、関係機関との連携と避難住民等への情報提供を重視します。

(イ) 別紙第6「避難生活段階の計画」参照

カ 復帰段階

(ア) 活動方針

町は、県から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第7「復帰段階の計画」参照

キ 生活再建段階

生活再建段階のうち武力攻撃災害の復旧は国民保護措置の一環ですが、戦災復興については国民保護法の対象となっておりません。

これらの両段階については当時の状況によるところが大きいため、この計画では大綱にとどめます。

(ア) 復旧段階の活動方針

町は、避難先地域からの復帰後は、県、関係機関・団体と連携して、速やかに武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、被災者の相談、支援及びライフラインの復旧を重視します。

(イ) 復興段階の活動方針

町は、復帰後、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共助・公助の連携による「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、住民生活の再建と県の復興を速やかに進めます。

この際、教育の再開、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇

用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視します。
(ウ) 別紙第8「生活再建段階の計画」参照

ク 避難受入段階

(ア) 活動方針

町は、避難住民等を受け入れ、必要な救援を行います。

この際、関係機関との連携と避難所周辺地域など町民への周知を重視します。

(イ) 別紙第9「避難受入段階の計画」参照

(3) 避難の概要

ア 警報・避難の指示の伝達・通知など

(ア) 警報・避難の指示の伝達

町長（総務課）は、知事（防災局）から警報の通知または避難の指示を受けたときは、直ちにその内容を、サイレン、防災行政無線、集落放送及び消防団、自主防災組織等の協力その他の手段により、住民及び関係のある公私の団体（自治会、町内会など）へ伝達します。この際、八橋警察署と協力します。（法47、54④）

(イ) 警報の通知

町長（総務課）は、警報の通知等を受けたときは、町の他の執行機関、その他の関係機関（活動範囲が町の区域内に限られる機関）に通知します。（法47①）

(ウ) 警報の解除・避難の指示の解除の伝達・通知

警報の解除・避難の指示の解除については、警報・避難の指示に準じます。（法51、55）

イ 避難住民の誘導など

(ア) 避難住民の誘導

町長（総務課、町民生活課）は、知事（防災局）から避難の指示を受けたときは、直ちに避難実施要領を作成し（法61）、避難住民を誘導するとともに（法62）、その間の食品などを供与します（法62⑥）。

a 住民

避難住民の誘導は、町職員、消防団が、自主防災組織、自治会の協力を得て行います。

b 高齢者、障害者、乳幼児等

高齢者、障害者、乳幼児等の避難については、消防団等が補助するとともに必要に応じて住民、中部消防局等に協力を要請します。

また、町内の病院の患者、高齢者、障害者等施設の入所者等については、各施設の長が誘導を行います。

c 観光客等

避難の指示を受けた際に町内に滞在する観光客、通勤者等については、それぞれ滞在中の地区の住民と併せて誘導を行います。

d 漁業従事者等

漁業従事者、林業従事者等については、鳥取県漁協、赤碕町漁協、中部森林組合等に誘導に対する協力を依頼します。

この際、知事（企画部ほか各部局）は、避難住民の運送を一元的に対処するとともに、避難住民の誘導に対する支援を行うこととされています。（法67①）

(イ) 避難住民のスクリーニング

避難住民の誘導に当たっては、集合、バス・列車等への乗車前、交通検問所通過などの適切な時点で、八橋警察署などが実施する避難住民のスクリーニングに協力し、避難住民に不審者が紛れ込んだり、危険物が持ち込まれたりすることがないように注意します。

(ウ) 避難住民の復帰

町長（総務課、町民生活課）は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関

する要領を作成し、誘導その他必要な措置（必要な情報の提供、関係機関との連絡調整など）を講じます。

(4) 救援の概要

ア 要領

知事（各部局）は、国対策本部長による救援の指示があった場合、または緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行うこととされています。（法75）

町長は、避難生活段階においては、避難先地域の県などが行う救援について、必要な協力、連絡調整を行います。また、避難受入段階においては、知事が行う救援を補助するとともに、知事からの法定受託により自ら救援の実施に関する事務の一部を実施します。（法76）

イ 救援の種類（法75、令12）

救援の種類	内 容
1 収容施設の供与	・ 公民館、体育館、広場に設置する天幕等 ・ プレハブ住宅等
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	・ 炊き出し、弁当等 ・ 給水車、ろ水器、浄水剤等
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	・ 外衣、肌着等 ・ 毛布、布団等 ・ タオル、石けん、歯みがき等
4 医療の提供及び助産	・ 応急的医療 ・ 分娩の介助、分娩前後の処置 ・ 必要に応じ予防的措置（厚生労働大臣が特別基準を定めた場合）
5 被災者の捜索及び救出	・ 警察、消防等による捜索、救出との連携 ・ 防災航空隊の活用、資機材の確保等
6 埋葬及び火葬	・ 応急的に行う仮葬（棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等）
7 電話その他の通信設備の提供	・ 電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	・ 居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
9 学用品の給与	・ 教材、文房具、通学用品の支給
10 死体の捜索及び処理	・ 死亡推定者の捜索 ・ 遺体の洗浄、消毒等の処置
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	・ 居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除去等

(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要

ア 武力攻撃災害の予防対策

(7) 武力攻撃災害対処の準備

町は、武力攻撃災害が発生した場合的確かつ迅速に対処できるよう、平素から県（防災局）、中部消防局、八橋警察署、その他関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材等の準備、維持など武力攻撃災害対処の準備を行います。

特に、NBCR災害等の大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

(イ) 生活関連等施設、危険物質等の安全確保

a 平素

町は平素から町内の、武力攻撃災害などにより町民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設や危険物質等について把握し、施設等の管理者、県（防災局）、中部消防局、八橋警察署、その他関係機関・団体と情報を共有するとともに、安全確保対策を検討、実施します。

b 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等においては、知事は施設等の管理者に対し、施設の安全の確保のため必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化や防災体制の充実）を講ずるよう要請することができることとされています（法102①）。

町長は、必要な場合施設等の管理者、県などに対し安全の確保を要請します。

(ウ) 交通規制

警察は、住民の避難や緊急物資の運送のため必要があるときは、一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することとされています。

町は、交通規制について八橋警察署と連絡調整を行うとともに、規制について住民等へ周知します。

(エ) 消防活動

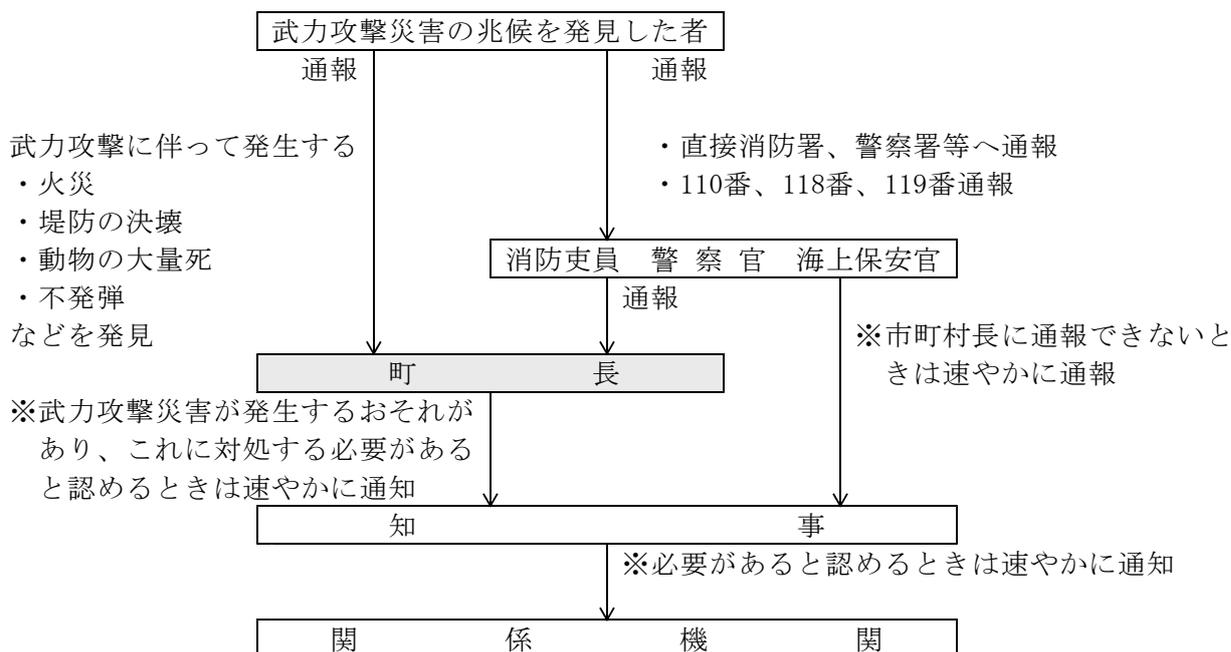
消防団は、中部消防局と連携して、武力攻撃災害時の活動体制等の必要な事項を事前に定め、必要に応じて装備、資機材を準備するなど、武力攻撃災害が発生した場合の消防活動に備えます。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害発生の際は、速やかに第一報を受信、伝達するとともに、県（防災局）、中部消防局、八橋警察署、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。

(イ) 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）



(武力攻撃災害対処措置を講ずる必要が生じる機関)

町（農林水産課）は、町内で飼養又は保管されている家畜が異常行動を起こしたなど、住民から連絡を受けた場合は、県（防災局、生活環境部、農林水産部）へ通報します。

(ウ) 緊急通報の発令（法99～101）

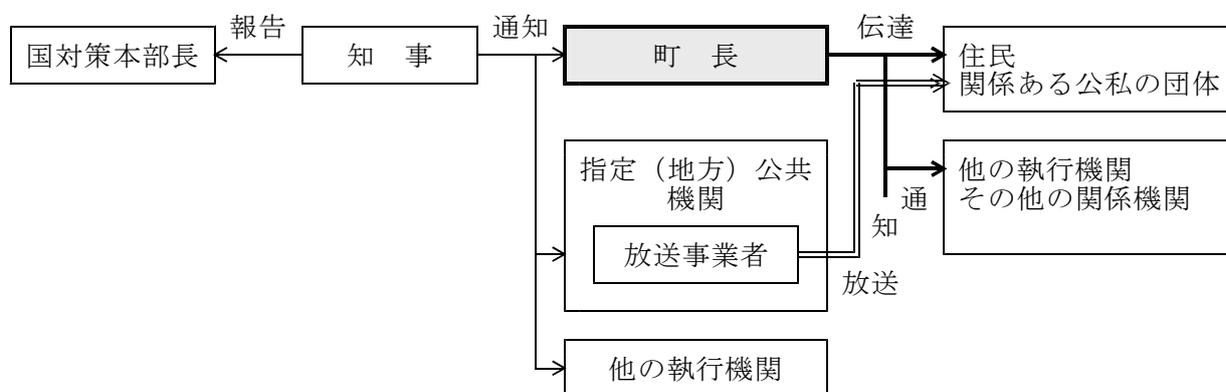
知事（防災局）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合（武力攻撃に伴い火災が発生している場合、ダム等の破壊等の危険が急迫している場合等）で、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令することとされています。

【緊急通報の内容】

- 1 武力攻撃災害の現状及び予測
 - ・ 火災の発生状況や延焼の予測
 - ・ ダム等の状況、決壊した場合に予想される水流等
- 2 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
 - ・ 地方公共団体の指示に従って落ち着いて行動すること
 - ・ テレビ、ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めることなど

町長（総務課）は、知事（防災局）から緊急通報発令の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、的確かつ迅速に住民及び関係機関へ伝達します。この際、八橋警察署と協力します。（法100②）

また、必要に応じて県（防災局）に対し緊急通報の発令を要請します。

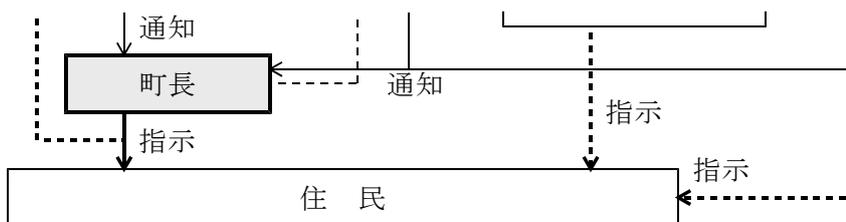


(エ) 退避の指示（法112）

町長（総務課）は、町内で武力攻撃災害が発生または発生する恐れがあり、避難の指示が間に合わない場合は、直ちに必要と認める地域の住民に対し、屋内、地域外などへの退避を指示します。（ダムの破壊等による被害を防止するためダムの貯水を漸次放流しなければならないときなど）

緊急の必要があると認めるとき等は、知事（防災局）等が退避の指示を行うこととされています。





- ※1 市町村長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示
- ※2 市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合

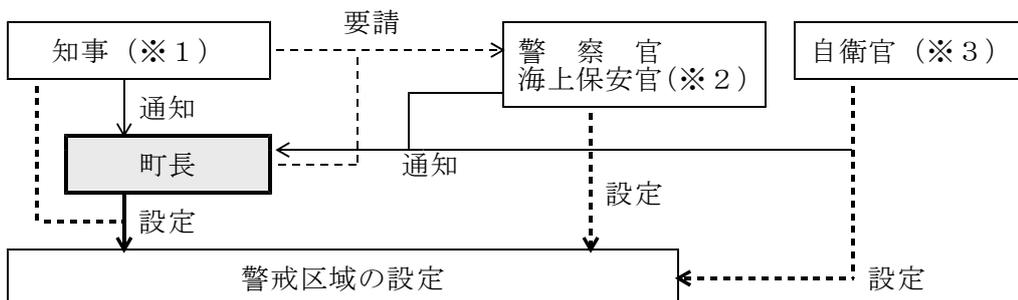
【退避の指示（一例）】

- 1 「琴浦町〇〇番地」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 2 「琴浦町〇〇番地」地区の住民については、□□地区の△△（一時）避難所へ退避すること。

(オ) 警戒区域の設定（法114）

町（総務課）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。（目前の武力攻撃災害の危険を避けるため、一時的に立入制限区域を設けるもの）

設定に当たっては、住民の生活への支障ができるだけ生じないように配慮するとともに、報道の自由に留意します。



- ※1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定
- ※2 市町村長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定
- ※3 市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

【警戒区域の設定方法等】

警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。

- ・ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
- ・ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報、周知
- ・ 警戒区域の近辺、経路等には、必要と認める場所に職員を配置するなど、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置
- ・ 併せて八橋警察署に対し、交通規制など必要な措置を要請

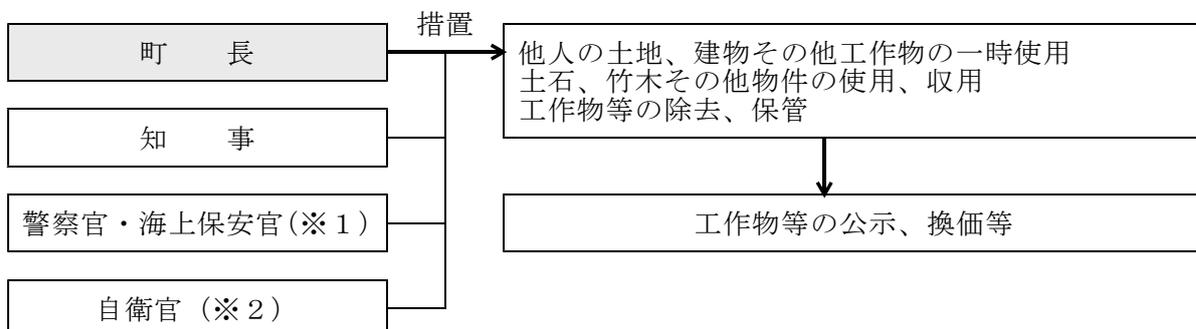
(カ) 応急公用負担（法113）

町長（総務課）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しく

は収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じます。

本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必要最小限のものに限ります。



※1 市町村長、知事による応急公用負担を待ついとまがないとき、又は要請があったとき

※2 市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

(キ) 漂流物、沈没品の保管

漂流物、沈没品については、通常町長が引き渡しを受け、保管等の処理をすることとされています（水難救護法29）が、武力攻撃災害が発生した場合において、八橋警察署長、境海上保安部長等は、漂流物、沈没品を取り除いたときは、当該物件を保管することができる（法116）ことに留意します。

(ク) 消防活動の実施

消防団は中部消防局と連携し、発災時において、住民や事業者に出火防止と初期消火を徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけます。

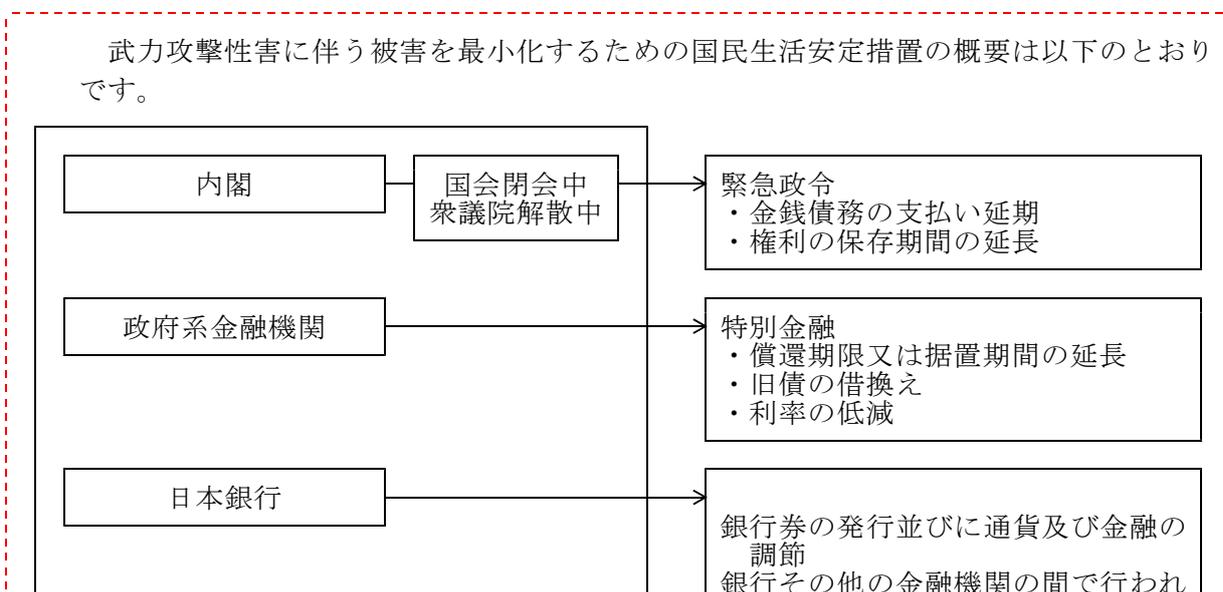
また、避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、火災から住民の生命、身体、財産を保護します。

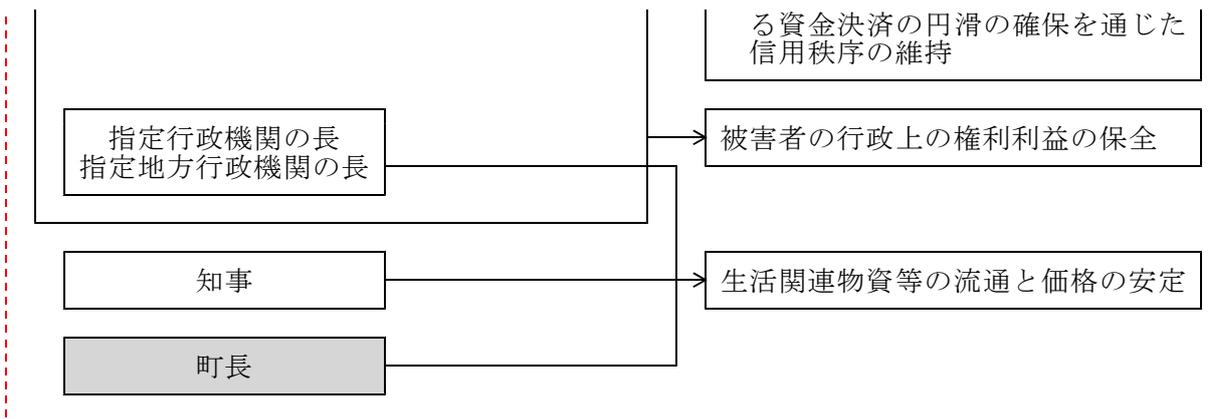
- a 消火活動
- b 被災者の搬送
- c 避難誘導

(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要

ア 国民生活の安定に関する措置

(ア) 国民生活の安定に関する措置





町は、自ら所管する国民生活安定措置を実施するとともに、国民生活安定措置全体について広く住民に周知し、冷静な対応を呼びかけます。
また、必要に応じて権限を有する機関に必要な国民生活安定措置の実施を要請します。

(イ) 生活関連物資等の流通と価格の安定

県（生活環境部）は、次の法律等に基づき、必要ときは価格安定措置を実施することとされています。

法令	価格安定措置
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	<p>国が買占め等防止法2①に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみ事業所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法3）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法4①）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法4②）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法4④⑤）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法5①②）</p>
国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）	<p>国が国民生活安定緊急措置法3①に基づき、政令で指定物資（特に価格の安定を図るべき物資）を指定した場合は、県内のみ事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法6②③）</p> <p>イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法7）</p> <p>ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法30①）</p>

<p>物価統制令 (昭和21年勅令第118号)</p>	<p>国が物価統制令4及び同令7並びに物価統制令施行令2に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。</p> <p>ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令3①但書）</p> <p>イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令8の2但書）</p> <p>また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令30①）</p>
---------------------------------	---

(ウ) 住民の生活との関連性が高い物資などの例

食品関連	<input type="checkbox"/> 水	
	食品	<input type="checkbox"/> 米 <input type="checkbox"/> 肉、果物、野菜の缶詰 <input type="checkbox"/> 缶ジュース <input type="checkbox"/> 保存のきく低温殺菌牛乳 <input type="checkbox"/> 高エネルギー食品 <input type="checkbox"/> ビタミン剤
	その他	<input type="checkbox"/> 缶切 <input type="checkbox"/> 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> プラスチック製の保存用容器
衛生関連	救急関連	<input type="checkbox"/> 滅菌手袋 <input type="checkbox"/> 止血用ガーゼ <input type="checkbox"/> 消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル <input type="checkbox"/> 感染を防ぐための火傷用軟膏 <input type="checkbox"/> サイズが豊富な絆創膏
	薬	(※処方箋なしで入手できる薬) <input type="checkbox"/> 痛みどめの錠剤 <input type="checkbox"/> 軽い鎮痛剤 <input type="checkbox"/> 悪寒、下痢、便秘などをとめる薬 <input type="checkbox"/> 傷口の消毒薬
	衛生用品	<input type="checkbox"/> トイレトペーパー <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 女性用生理用品 <input type="checkbox"/> 個人用衛生用品 <input type="checkbox"/> プラスチックのゴミ袋とひも <input type="checkbox"/> 固いふたの付いたプラスチックのバケツ <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 家庭用の塩素系漂白剤
乳幼児用		<input type="checkbox"/> 乳幼児用食品（アレルギー対応食品を含む） <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> ほ乳びん <input type="checkbox"/> 粉ミルク（アレルギー対応粉ミルクを含む） <input type="checkbox"/> 薬 <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> おむつかぶれ用の軟膏

その他	<input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 燃料（灯油、ガソリン、軽油） <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 衣類
-----	---

イ 生活基盤等の確保に関する措置

町は、自ら管理する上下水道、町内の病院における医療等を確保するとともに、ライフライン事業者である指定（地方）公共機関等と連携して町内のライフライン等を確保し、国民生活の安定を確保します。

事業者等	ライフライン等の確保	根拠	備 考
電気事業者、ガス事業者	電気、ガスの安定的供給	法134	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時の電力の融通、送電停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等 ・火気使用禁止、供給停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等
水道事業者、水道用水事業者、工業用水事業者	水の安定的供給	法134	<ul style="list-style-type: none"> ・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保	法135	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務（法71、79）
電気通信事業者	通信確保	法135	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等（cf電気通信事業法8）
日本郵政公社、一般信書便事業者	郵便、信書便の確保	法135	<ul style="list-style-type: none"> ・信書等の送達の確保、窓口業務の維持等
病院、その他医療機関	医療の確保	法136	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等
道路等の管理者である指定（地方）公共機関	施設の適切な管理	法137	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理等
災害に関する研究機関等	指導、助言、その他の援助	法138	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧

※ 下線部については、町該当。

ウ 混乱の防止

町長は、住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化、パニック等に対処するため、県、中部消防局、八橋警察署、消防団、自治会、自主防災組織等と連携し、必要な措置を行います。

機 関	内 容

町	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一報など情報の収集及び関係機関との情報共有 2 住民への情報提供と冷静な対応の呼びかけ 3 応急復旧、退避の指示その他応急の対策 4 消防団、自主防災組織等によるパトロール、広報等の実施
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案、実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要事項
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 警報等発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかけ 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を実施 3 パトロールの強化など
運送事業者である指定(地方)公共機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努めるものとされています。 2 旅客扱い等の要員の増強を図るよう努めるものとされています。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努めるものとされています。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること (2) 改札制限の実施とあわせて、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施すること (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請すること
電気通信事業者である指定公共機関	<p>県は、以下の事項について必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関に協力を依頼することとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信の確保のため必要な措置 2 対策要員の確保 3 武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備 4 通信施設、設備等の巡視と点検 5 工事中の設備に対する安全措置

第4章

各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 琴浦町

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 町国民保護措置の総括 2 町対策本部の設置・運営 3 町内における国民保護措置の総合調整 4 国民保護に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報、避難の指示等 6 消防に関すること 7 防災行政無線に関すること 8 危険物質等の保安対策 9 被災情報の収集・提供等 10 特殊標章等の交付、許可 11 避難施設・集合施設等の指定 12 国民保護に係る備蓄・訓練等 13 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 14 職員の活動支援、安否、補償等に関すること 15 町の所有に属する財産・車両等の管理等 16 人権の擁護に関すること 17 外国人の保護に関すること 18 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 19 町議会に関すること 20 町役場仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等 21 不服申立、争訟等に関すること 22 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 23 その他各課の事務に属さないこと
企画情報課	1 広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等
税務課	1 町民税・諸収入に関すること
町民生活課	1 避難住民の誘導 2 安否情報の収集・提供等 3 戸籍・住民登録・外国人登録等 4 保育園園児の保護に関すること 5 保育園園児の応急保育 6 死体の処理、埋葬 7 廃棄物の処理 8 有害物質等の保安対策
健康福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の保護に関すること 2 避難所・集合施設等の開設・運営 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること 4 感染症の予防、対策等 5 ボランティアに関すること 6 赤十字標章等の使用許可申請 7 義援金、救援物資の収配等

	8 生活必需品の給与、確保等 9 住民の健康維持、保健衛生 10 入浴施設、トイレ等の確保、提供 11 食品衛生、水質検査等 12 他課に属しない生活支援及び保護に関すること
商工観光課	1 運送の計画、手配、運営 2 商工業に関すること 3 就職支援 4 観光業、観光客の保護に関すること
農林水産課	1 食品の給与、確保 2 農林水産業に関すること 3 農林道の状況確認・確保・情報提供 4 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 5 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等 6 家畜の保護に関する備え
建設課	1 道路（農林道を除く）の状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の手配、建設、供与 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等 4 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等 5 市街地等の状況把握、対策 6 公共土木施設等の状況把握、対策 7 用地の確保、土地の使用・提供等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の手配 10 建築の制限、緩和等 11 被災者住宅の再建支援 12 特殊車両の通行許可 13 町営住宅に関すること 14 応急公用負担等
上下水道課	1 上下水道、給水その他飲料水の供給 2 水質検査 3 し尿の処理
出納室	1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	1 児童生徒の保護に関すること 2 児童生徒の応急教育 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 文化財の保護に関すること
各種委員（会）事務局	1 各課の応援
消防団	1 避難住民の誘導 2 高齢者、障害者、乳幼児等の避難の補助 3 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
県	1 県国民保護が確実に実施できる体制の整備 2 県国民保護措置の実施 3 県内関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進

(3) 指定地方行政機関（〔 〕は指定行政機関）

機関名	内容
〔警察庁〕 中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
〔防衛施設庁〕 広島防衛施設局 (美保防衛施設事務所)	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
〔総務省〕 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
〔財務省〕 中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
〔財務省〕 神戸税関 (境税関支署)	1 輸入物資の通関手続
〔厚生労働省〕 中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
〔厚生労働省〕 鳥取労働局	1 被災者の雇用対策
〔農林水産省〕 中国四国農政局 (鳥取農政事務所)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
〔林野庁〕 近畿中国森林管理局 (鳥取森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
〔経済産業省〕 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商鉱工業の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
〔経済産業省〕 中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
〔国土交通省〕 中国地方整備局 (鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急措置 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
〔国土交通省〕 中国運輸局 (鳥取運輸支局、 鳥取運輸支局境庁舎)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保

[国土交通省] 大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
[国土交通省] 東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
[気象庁] 大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
[海上保安庁] 第八管区海上保安本部 (境海上保安部) (鳥取海上保安署) 美保航空基地	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備、実施

(5) 指定公共機関

機関名	内容	
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施 (法21) 2 国民に対する情報の提供 (法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法36①) 4 組織の整備 (法41) 5 訓練 (法42) 6 被災情報の収集、報告 (法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法139) 8 武力攻撃災害の復旧 (法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法145)	
(独)日本原子力 研究開発機構 (人形峠環境技術 センター)	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
中国電力(株) (鳥取支社)	1 電気の安定的な供給 (法134)	
全日空 「全日本空輸(株)」 (山陰支店)	1 避難住民の運送 (法71)・緊急物資の運送 (法79) 2 旅客及び貨物の運送の確保 (法135)	避難住民 緊急物資
J R 西日本 「西日本旅客鉄道 (株)」 (米子支社)		避難住民
J R 貨物 「日本貨物鉄道 (株)」		緊急物資

(米子営業支店)		
佐川急便(株) (鳥取店)		緊急物資
日本通運(株) (鳥取支店)		緊急物資
福山通運(株) (鳥取支店)		緊急物資
ヤマト運輸(株) (津山主管支店)		緊急物資
NTT西日本 「西日本電信電話 (株)」(鳥取支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 (法78) 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (法135)	
NTTコミュニケーションズ		
KDDI(株)		
日本テレコム(株)		
NTTドコモ中国 (鳥取支店)		
ボーダフォン(株)		
日本赤十字社 (鳥取県支部)	1 救援への協力(法77) 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答(法96)	
NHK 「日本放送協会」 (鳥取放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の 内容並びに緊急通報の内容の放送(法50、51、57、101)	
(独)国立病院機構 (鳥取医療センター) (米子医療センター)	1 医療の確保(法136)	
日本銀行 (鳥取事務所)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節(法133) 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた 信用秩序の維持	
日本郵政公社 (中国支社鳥取中央郵便局)	1 郵便の確保(法135)	
西日本高速道路 (株) (中国支社)	1 道路の管理(法137)	

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施(法21) 2 国民に対する情報の提供(法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成(法36②) 4 組織の整備(法41) 5 訓練(法42) 6 被災情報の収集、報告(法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧(法139) 8 武力攻撃災害の復旧(法141)

	9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法145）		
鳥取ガス(株)	1 ガスの安定的な供給（法134）	都市ガス	
米子瓦斯(株)			
県LPガス協会		LPガス	
日ノ丸自動車(株)	1 避難住民の運送（法71）及び緊急物資の運送（法79） 2 旅客及び貨物の運送の確保（法135）	避難住民	
日本交通(株)			
智頭急行(株)			
若桜鉄道(株)			
日ノ丸西濃運輸(株)		緊急物資	
因伯通運(株)			
県バス協会		車両	
県トラック協会			
全農県本部		食料	
県石油商業組合		燃料	
県建設業協会		経路・施設など	
県建築士会			
県警備業協会			
県医師会		1 医療の確保（法136）	医療・助産など
県看護協会			看護・助産など
県薬剤師会	医薬品・資機材		
県歯科医師会	歯科		
北岡病院			
清水病院			
野島病院			
藤井政雄記念病院			
米子中海病院			
博愛病院			
高島病院			
元町病院			
日本海テレビジョン放送(株)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送（法50、51、57、101）		
山陰放送(株)			
山陰中央テレビジョン放送(株)			

(株)エフエム山陰
(株)鳥取テレビア
日本海ケーブルネットワーク(株)
(株)中海テレビ放送
東伯地区有線放送(株)
(株)ケーブルビジョン東ほうき

(7) 総合調整機能

県内において各機関が実施する国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県対策本部長が総合調整を実施することとされています。(法29①)

町は、必要な総合調整について県対策本部へ要請するとともに、町対策本部長は町内において、町が実施する国民保護措置について総合調整を行います。(法29⑤)

2 事務の委託等

(1) 事務の委託

ア 町の事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、町の行政機能が麻痺した場合、町は、事務又は町長等の権限に属する事務の一部を県又は他の町に委託します。(法19)

イ 委託の手續（委託、変更、廃止）

手 続	項 目
1 協議	1 委託事務の範囲
2 公示	2 委託事務の管理及び執行の方法
3 知事への届出	3 委託事務に要する経費の支弁の方法
4 議会への報告	4 その他必要な事項

(2) 救援事務の委任

ア 救援事務の委任

避難住民等の救援については、知事の実施する国民保護措置とされているところですが、救援を迅速に行うため必要があると認めるとき、知事は救援事務を町長に委任することができることとされています。(法76。法定受託事務)

イ 救援事務委任の注意事項

(ア) 町は、平素から救援事務が委任された場合に備えて準備を行うとともに、委任を受けた際は、県、関係機関・団体と連携して的確かつ迅速に救援事務を実施します。

(イ) 救援事務は現場で一体的に行う必要があることから、委任は原則として一括して受けることとします。

(ウ) 受任に当たってはあらかじめ県と十分に協議を行うこととし、受任した救援業務に必要な費用は、県が支弁します。

(エ) 町は、日赤、指定（地方）公共機関の自主性を尊重しつつ、協力して避難住民等の救援

に当たります。

救援の措置（法75、令9）	町 （法76）	日赤の協力 （法77）
1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与	○	
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	○	○
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	○
4 医療の提供及び助産	○	◎
5 被災者の捜索及び救出	○	
6 埋葬及び火葬	○	
7 電話その他の通信設備の提供	○	
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	
9 学用品の給与	○	
10 死体の捜索及び処理	○	◎処理の一部
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	
12 安否情報の収集、提供		○

注) ◎印＝委託

(3) 事務の代行

ア 知事による町事務の代行

武力攻撃災害などにより、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事は、市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行することとされています。（法14）

イ 事務の代行の手続

町が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、公示
町が事務を行うことができるようになったとき	町長への事務引継
知事が代行を終了したとき	町長への通知、公示 (終了、代行した応急措置)

第5章 活動要領

1 補給支援

(1) 補給

ア 補給必要量の決定

(ア) 町は、平素から避難及び避難生活の間における補給品の必要量を見積もり、備蓄量との調整を図るとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議、検討します。

(イ) 町は、避難及び避難生活の際には、上記見積もりを修正し、補給品の必要量を決定するとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議、決定します。

(ウ) 補給必要量の見積もり、決定に当たっては、避難住民数、避難状況、避難期間、地域の特性、天候、季節による補給必要量の変動に注意します。

イ 取得

(ア) 補給品の取得

町は、必要な補給品については、原則として県等から取得し、必要に応じ現地調達します。

(イ) 各避難所の取得

a 請求補給

各避難所は、補給品目ごとに請求票により町に請求を行います。

b 推進補給

県、町は、避難所が請求を行えない場合あるいは定期的に消費する補給品については、計画に従い自動的に補給を行います。

ウ 配分

県は、取得した補給品を緊急物資集積地域に集積し、緊急物資集積所を経由して避難住民に配布することとされています。

町は、情報の取りまとめ、提供など県の配布に協力し、補給品を受け入れます。各集合施設、避難所は、取得した補給品を受領、保管し、避難住民に配布します。

(2) 補給支援組織の構成

県は、以下のとおり補給支援組織を設け、補給を支援することとされています。

ア 緊急物資集積地域

鳥取県東部地区あるいは西部地区（要避難地域を除く）に、緊急物資集積地域を設定し、空路、海路、陸路からの緊急物資を集積します。

イ 緊急物資集積所

避難先地域に緊急物資集積所を設け、各避難所等に対する物資補給基地として運用します。

ウ 補給支援センター

緊急物資集積地域、緊急物資集積所の補給及び運営の管理運営を行います。

エ 補給幹線

緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要がある路線を補給幹線として指定します。

町は、県との連絡調整、町内における補給支援組織の設置、維持、運営の支援などを行います。

(3) 補給品

主な補給品の品目、必要量、取得及び注意事項等については以下のとおりです。

ア 補給品の特性

品名	特 性
食品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。 2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域での計画的な確保が必要です。
燃料	1 常続的に必要ですが、必要量は避難の規模、季節等により差異があります。 2 運送、保管の際は火災・爆発の予防等に留意する必要があります。 3 基本的に、給油所あるいは追送により配分します。
復旧資材等	1 武力攻撃災害の状況に応じて大きく変化します。特に、復旧に必要な資機材は、需要がひっ迫することが予想されるため、あらかじめ調整が必要です。 2 応急復旧資材は、平素から準備し、計画的に分散させておくことが必要です。
日用・嗜好品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。 2 避難が長期になる場合は、避難生活を安定させるために、計画的に補給することが必要です。
衛生資機材	1 必要量は救援者の発生数により大きく変動します。 2 一部、避難先地域での調達が可能ですが、大部分は追送する必要があります。特に、感染症のワクチン等については、国による備蓄品の調達が必要です。 3 血液製剤等は、特別の保存方法を要し、かつ、有効期間が短いため特別の補給方法が必要です。
飲料水	1 季節及び状況によって必要量に差異があります。 2 給水施設を利用できない場合は、避難住民数に応じて、給水車等による給水を行います。 3 給水施設位置の把握と汚染された水源の検知が必要です。

イ 各補給品の補給業務

品名	補 給 業 務	
食品	必要量	避難住民等の人数に応じて、補給必要量が決まります。
	取 得	<p>1 当初の段階</p> <p>(1) 備蓄食品の提供 連携備蓄については、県が一元的に運用することとされています。</p> <p>(2) 加工食品の調達 補給支援体制が整うのに伴い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため県は、各業者毎の調達数量を決定し、発注することとされています。</p> <p>町（農林水産課）は、食品の必要量を見積もり、県（農林水産部）に対し請求するとともに、連携備蓄の運用に協力します。</p> <p>2 炊出しの体制完了以降の段階（3日目以降と想定）</p> <p>(1) 主食の調達（米穀）</p> <p>米穀については、県が鳥取農政事務所と調整して精米卸売業者を決定し、供給を要請することとされています。 県は、避難所等の体制が整い、炊出しによる食品提供が可能となった段階で、精米の調達、提供を開始することとされています。</p>

		<p>また、米穀が不足する場合は、パン、即席麺等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達、他都道府県への応援要請等を行うこととされています。</p> <p>(2) 副食の調達 米飯給食に必要な副食品や調味料等については、県が流通備蓄（ランニングストック）方式により調達し、不足する場合は、協定業者から調達し、または、他都道府県等へ応援を要請することとされています。</p> <p>(3) 生鮮食品の調達 生鮮食品については、県が協定業者から調達し、または、他都道府県等へ応援を要請することとされています。</p> <p>(4) 調製粉乳等の調達 乳幼児用として必要な調整粉乳、ほ乳びん、乳幼児用食品等の確保については、県が流通備蓄（ランニングストック）方式により調達することとされています。</p> <p>町（農林水産課）は、町内における炊出し等について協力を要請するとともに、主食等の必要量を取りまとめ県（農林水産部）に請求します。この際、アレルギー対応食品の調達に留意します。</p>
	配分	<p>通常毎日、食品を緊急物資集積所で荷分けし、避難所に運搬交付します。各避難所は、食品請求票を作成し、県対策本部（補給支援センター）へ提出します。</p> <p>県対策本部は、避難住民等の人数に応じた調達計画を作成し、また、指定行政機関、他都道府県等に対し、不足する食品の提供を要請することとされています。</p>
飲料水	必要量	<p>避難時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとされています。</p> <p>1 県は、以下のとおり飲料水の補給業務を行うこととされています</p> <p>(1) 給水状況や住民の避難生活状況等必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水計画を定め、給水体制を確立</p> <p>(2) 車両運送を必要とする給水拠点、後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資機材を活用し、車両等によって運送</p> <p>(3) 道路障害除去が遅れ運送が困難となる場合は、直ちに道路管理者に運送路の確保を要請</p> <p>2 町（上下水道課）は、以下のとおり飲料水の補給業務を補助し、または行います。</p> <p>(1) 水道事業者等として、水道施設、給水車等を活用し、飲料水を補給します。</p> <p>(2) 町内の情報の集約、提供、給水の受入など</p> <p>(3) 給水が可能となるまでの間、受水槽の水、ろ水器、浄水剤等により井戸・プールの水を使用する等、あらゆる方法により飲料水を確保</p>
	取得	<p>給水施設又は給水車両により取得することとされています。</p> <p>なお、給水施設及び給水車両による取得が不可能な場合は、備蓄などの携帯型飲料ボトルにより取得します。</p>
	配分	<p>県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水などを実施することとされています。</p> <p>町（上下水道課）は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係機関から緊急要請があった場合は、県に対し車両運送による応急給水を要請します。なお、携帯型飲料ボトルによる対応の場合は、食品と同様に配分します。</p>
燃料	必要量	<p>町は、避難所のストーブ、発電機、投光機などの設置状況から補給必要量を見積もり、各避難所の状況を確認します。</p>

	取得	原則として県の調整により燃料業者から、燃料施設、燃料用車両等により取得します。
	配分	通常毎日、燃料用車両又はドラム缶、燃料携行缶により避難所に運搬交付します。 各避難所は、燃料請求票を作成し、県対策本部（補給支援センター）へ提出します。 特別な状況（寒暖の差等）を除いて避難住民に平等にいきわたるよう配分します。
衛生 資材	必要量	○仮設トイレ 避難住民等の人数、内訳に応じて、補給必要量が決まります。
	取得	○仮設トイレ 当初は県の備蓄資機材により対応します。 また、備蓄資機材で不足する場合、町は、県（生活環境部）に対し、仮設トイレ等の配分を要請します。
	配分	○仮設トイレ 特別な状況（男女の人数差等）を除いて避難住民に平等にいきわたるよう配分します。
応急 復旧 資材等	必要量	町（建設課）は、町内の応急復旧作業の状況を把握し、補給必要量を集計します。
	取得	原則として県の調整により建設資機材業者等から取得します。
	配分	原則として、応急復旧作業の現場への直送により配分します。
日用品、 嗜好品等	必要量	町（健康福祉課）は、各避難所のニーズを把握し、補給必要品目及び量を集計します。
	取得	原則として県の調整により業者等から取得します。
	配分	急を要するものを除き、随時食品等と同様に配分します。
その他 の補給 品	必要量	町は、町内の状況を取りまとめ、所要品目、数量等を県に連絡します。
	取得	県は、各協定業者から必要な補給品を購入し、または、他都道府県、指定地方公共機関その他の関係機関・団体等へ協力を求めることとされています。
	配分	県は、補給品を緊急物資集積地域に一旦集積し、緊急物資集積所を通じて各避難所へ配分することとされています。 町は、町内の補給品の配分について県との連絡調整及び情報提供など必要な支援を行います。また、緊急物資集積所を補助します。

(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保

補給品の確保については、原則として知事が連携備蓄の運用、流通商品の確保などにより一元的に実施することとされています。
また、知事は、次の物資（特定物資。法81）について必要があると認めるときは、以下のとおり業者に売渡要請等を行うこととされています。

ア 知事の売渡要請などの対象となる商品（特定物資）（法81）

特定物資	備	考
------	---	---

1 医薬品	
2 食品	
3 寝具	
4 医療機器 その他衛生 用品	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器、メス、聴診器等（薬事法2） ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等
5 飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル水等
6 被服その 他生活必需 品	<ul style="list-style-type: none"> ・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） 日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） 炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） 光熱材料（マッチ等）
7 建設資材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材、鉄材、コンクリート、ガラスその他 （避難住民等の収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なものに限 定）
8 燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等
9 その他救援の実施に必要で厚生労働大臣が定めるもの	

イ 知事の売渡要請等の一般要領

(ア) 売渡し要請

知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し特定物資の売渡しを要請することとされています。（法81①）

(イ) 収用

知事（各部局）は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡し要請に応じないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を公布して特定物資を収用することとされています。（法81②、83）

(ウ) 保管命令

知事（各部局）は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配分、保管、運送業者に対し、公用令書を公布して特定物資の保管を命じることとされています。（法81③、83）

(エ) 立入検査

a 知事（各部局）は、特定物資の収用、保管命令のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に特定物資保管・所在場所等への物資状況の立入検査を行わせることとされています。（法84①）

b 知事（各部局）は、特定物資の保管を命令したときは、保管者に対し必要な報告を求め、又は管理者に通知の上、職員に保管場所への保管状況の立入検査を行わせることとされています。（法84②）

(オ) 収用、保管命令の要請等

知事（各部局）は、救援を行うため特に必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関に対し、特定物資の収用、保管命令等を要請することとされています。

町は、避難、救援に必要な補給品について必要があると認めるときは、知事に対して確保及び特定物資の売渡要請等の措置を求めるとともに、救援の実施の委託を受けている場合においては、業者に対する売渡要請などを実施します。

2 運送

(1) 運送の一般的要領

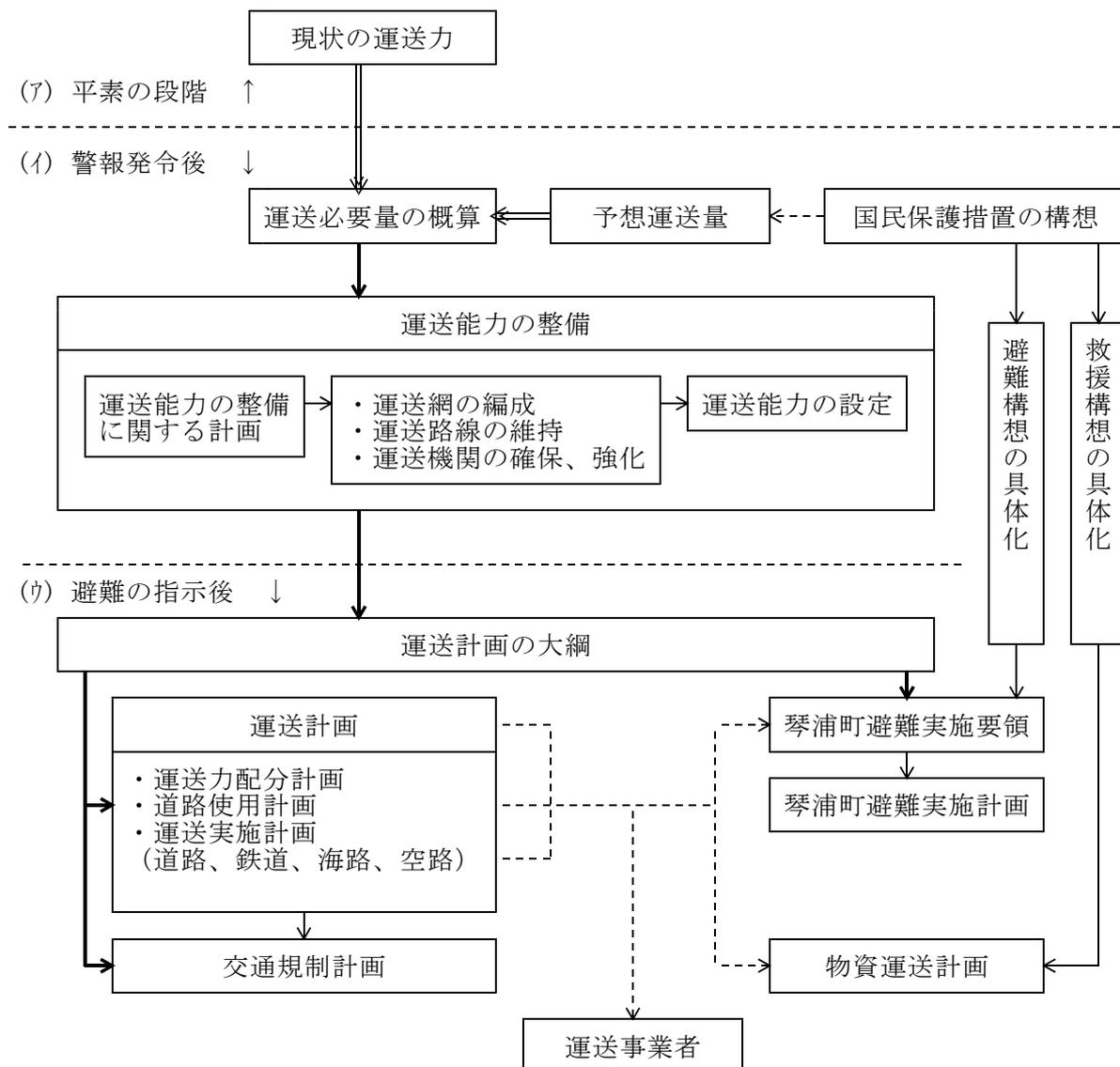
避難住民及び緊急物資の運送は、原則として、県（企画部、商工労働部）が指定（地方）公共機関である運送事業者と運送契約を行い、一元的に運用することとされています。

また、県対策本部長は、正当な理由なく運送が行われない場合、指定地方公共機関に対し総合調整等を行い、なおも運送が行われない場合は、知事が指定地方公共機関に是正の指示（指定公共機関については、国対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による是正指示）を行うこととされています。（法72、73）

ア 町は、平素から町各地区ごとに住民避難に必要な運送手段を見積もり、運送手段の的確かつ迅速な確保についてあらかじめ県と協議、検討します。

イ 住民避難の際、町は県に対し必要な運送手段の配分を要請し、目標地点や経路等の連絡調整を行います。

ウ 県による運送計画が示された場合、町はこれを受けて町各地区ごとに運送手段を配分、運用するとともに、職員による運送車両の誘導など適時適切な受援を実施します。



(2) 運送手段

避難のための運送手段は、事態の状況に応じて設定されます。各運送手段の一般的特性は次のとおりです。

特性 手段	特 性		選定上の留意事項
	長 所	短 所	
道路	比較的輕易に利用できる。 状況の変化に即応できる可能性がある。	運行の集中する地域において混雑を起しやすい。 気象、頻雑な通行等により破損しやすい。 敵の攻撃に対して脆弱。 道路の管理者が異なり調整に時間を要する場合がある。	道路規制の的確な実施 継続的な補修・整備の実施 警戒・防護の処置 関係機関との十分な調整
鉄道	安定した大きな運送力。 長距離の運送に適した効率的な運送手段である。	線路等に制約され、移動の柔軟性に欠ける。 修理には、高度の技術、多くの作業力・資材・時間を要する。 橋、トンネル、操車場等は攻撃目標になりやすい。	関係機関の積極的協力を得て、計画的かつ最大限に活用 必要に応じ、重要箇所の警戒・防護、応急復旧、補助手段等の対処措置
海路	長距離、大量の一括運送に適する。	速度が比較的遅い。 港湾の施設、荷役、局地運送等の能力に制約される。 気象の影響を受ける。 攻撃の目標となりやすい。 運送実施のための組織が複雑。 運送準備に多くの日時を要する。	指定公共機関等との緊密な調整 運送の計画及び手続きの早期着手

(3) 運送能力・運送必要量の概算

ア 運送能力の概算

県（企画部、商工労働部）は、一元的に運用する運送手段の運送能力を、季節・時間別、場所別、運送手段別に明らかにし、この概算に基づいて補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

イ 運送必要量の概算

県は、避難の指示に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の運送量を、季節・時間別、場所別、運送対象別に明らかにし、この概算に基づいて運送路線の維持、通信施設、補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

町は、町各地区単位で運送必要量の見積を作成し、これに基づいて町内の住民避難に備えるとともに、県に報告します。

(4) 運送に関する計画

ア 運送計画

国から避難措置の指示を受けた場合、県、町は以下のとおり運送に関する計画を作成します。

(ア) 運送力配分計画

避難措置の指示を受けて、県（企画部）が作成します。一定期間の運送の根拠となるもので、次の事項を定めます。

- 1 運送対象となる避難住民
- 2 発地、着地
- 3 運送内容
- 4 運送時期、経路
- 5 運送担任機関

(イ) 道路使用計画

避難措置の指示を受けて、県（県土整備部）が、特定公共施設利用法に基づく「道路の利用指針」が定められたときは、これに沿って、作成します。交通規制の実施の基礎となるもので、次の事項を定めます。

- 1 使用する道路網、移動方向、路線の分類、橋梁の等級、その他道路制限、附帯施設、交通検問所、交通情報所
- 2 道路の利用の一般的優先順位
- 3 通行及び報告等の手続き
- 4 通信連絡手段
- 5 避難実施要領等作成の際の基準となる事項

(ウ) 運送実施計画

避難の指示を受けて、県（企画部）が、運送力配分計画、道路使用計画に基づいて作成します。陸路を中心とした、避難住民と物資の運送に関する細部の実施要領を定めたもので、次の事項を定めます。

運送方法は、直通運送、中継運送、折返し運送とし、地形、事態の状況により適切な運送実施方法を計画します。

- 1 運送計画番号、市町村名
- 2 運送の担任
- 3 避難住民地区番号及び避難住民数
- 4 発着日時、発地・着地、経路、必要地点の通過日時等
- 5 食品・衛生に関する事項
- 6 必要とする補給拠点業務

町は県、その他関係機関・団体との連携を強化し、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した運送計画に基づいて町の避難実施要領等を作成します。

イ 交通規制計画

警察は、避難住民の運送等のルートを確保するため、広域的交通管理体制の整備に努めるとともに、一般通行車両の運行を禁止するなどの交通規制計画を作成することとされています。

交通規制計画は、避難の指示を受け、運送計画に基づき、道路管理者と協議して作成するもので、次の事項を定めます。

- 1 交通規制路線、区間、迂回路
- 2 交通規制要員の配置

- 3 交通検問所の設置場所、要員・器材等
- 4 交通規制の広報の方法等
- 5 交通事故処理、道路障害物の除去等交通傷害の復旧対策
- 6 緊急通行車両の受付・確認要領、通行優先順位等
- 7 隣接県等に及ぶ広域交通規制

町（企画情報課、建設課）は、交通規制計画の作成に必要な道路情報などを提供するとともに、交通規制について住民へ周知し、また、避難住民の運送等のルートを維持します。

ウ 物資運送計画

県（商工労働部）は、緊急物資の運送に当たっては、運送計画に準じて物資運送計画を定めることとされています。

(5) 避難実施要領

ア 平素

町長（総務課）は、県、八橋警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

イ 避難の指示の通知を受けた場合

町長（総務課）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに県（防災局）、八橋警察署など関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

(7) 避難実施要領に定める事項

- a 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- b 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- c 避難の実施に関し必要な事項

(4) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

町長（総務課）は、次の事項に留意して避難実施要領を作成します。この際、必要に応じ知事（防災局ほか各部局）などの支援を受けます。

項 目	留意事項
要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位（自治会、町内会、事務所等）
避難先	1 避難先の住所及び施設名
集合施設及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、集合施設等の住所及び場所名 2 集合施設への交通手段
集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
集合に当たっての留意事項	1 集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認 2 集合に当たって避難住民の留意すべき事項
避難の手段及び避難の経路	1 集合後に実施する避難の交通手段 2 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 3 避難住民の誘導の詳細
町職員、消防職団員の配置等	1 町職員の配置 2 消防団員の配置 3 担当業務及び連絡先等

高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者への対応	1 高齢者、障害者、乳幼児等への対応方法、配慮事項等
避難住民の確認など	1 避難住民の安否等の確認方法 2 スクリーニング
要避難地域における残留者の確認	1 残留者の確認方法
避難住民の誘導中の食品等の支援	1 誘導中の避難住民に対する食品、水、医療、情報等の支援内容
避難住民の携行品、服装	1 避難住民の携行品、服装
誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	1 問題が発生した際の緊急連絡先

(6) 運送の実施

ア 運送業務

避難住民と物資の運送については、県（企画部、商工労働部）が、運送に関する計画に基づき、一元的に手配・調整を行うこととされています。

町は、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した運送計画に基づいて町内の運送を計画、運用します。

イ 運送手続き

町（商工観光課）は、県（企画部）に対し運送請求票を提出します。
運送請求票に記載する事項は次のとおりです。

- 1 運送手段
- 2 避難住民地区番号
- 3 避難住民数
- 4 発地・着地
- 5 乗車可能日時、必要に応じ希望到着日時
- 6 食品・衛生に関する事項
- 7 必要とする補給拠点業務

県（企画部）は、町の運送請求票に基づき、運送機関と調整して運送力配分計画を作成し、同計画をもって町に、避難方法等を指示します。

ウ 交通規制の実施

警察、県（県土整備部）は、交通規制計画に基づき以下のとおり交通規制を実施します。
(ア) 交通規制の実施（交通検問所）
警察と県（県土整備部）は、交通規制計画に基づき交通検問所を設置し、次の業務を行うこととされています。

- 1 緊急通行車両の申請受付、確認

- 2 通行車両の確認、誘導
- 3 運送状況の把握、報告
- 4 交通規制の広報の手段
- 5 交通情報の収集と提供

(イ) 交通技術指導所の設置

県（県土整備部）は、主要な橋梁、トンネル及び危険箇所交通技術指導所を設置し、通過車両に対して通過要領等の技術指導を実施し、警察の行う交通規制の技術的援助を行うこととされています。

町は、情報の提供など交通規制を支援するとともに、交通規制などの情報について住民へ周知します。

(6) 高齢者、障害者、乳幼児等の運送

ア 特別の運送方法を必要とする災害時要援護者の運送

重篤患者など特別の運送方法を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等の運送については、県（福祉保健部）があらかじめ定める高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る基準に基づき、一元的に実施することとされています。

町（健康福祉課）は、県の高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る基準により、医師の意見を聞くなどして運送対象者を決定し、高齢者、障害者、乳幼児等運送請求表により県（福祉保健部）へ運送を請求します。

県（福祉保健部）は、町から提出される運送請求表に基づき、高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備することとされています。

町（健康福祉課）は、運送対象者を高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画に示された地点まで運送します。

イ 運送の方法

運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送により実施することとされています。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な運送を行うこととされています。

ウ その他の災害時要援護者の運送

基準に満たない高齢者、障害者等については、町（総務課・健康福祉課）が消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難住民の誘導を実施します。

この際、必要に応じ優先避難、専用車両等の手配等を計画、実施します。

3 衛生

県、町（健康福祉課）は傷病者を的確かつ迅速に治療・搬送するとともに、避難住民等の健康維持に努めます。

(1) 衛生支援組織の構成

県は、以下のとおり衛生支援組織を設けることとされています。

ア 衛生支援組織は、臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成することとされています。

イ 臨時医療施設の設置

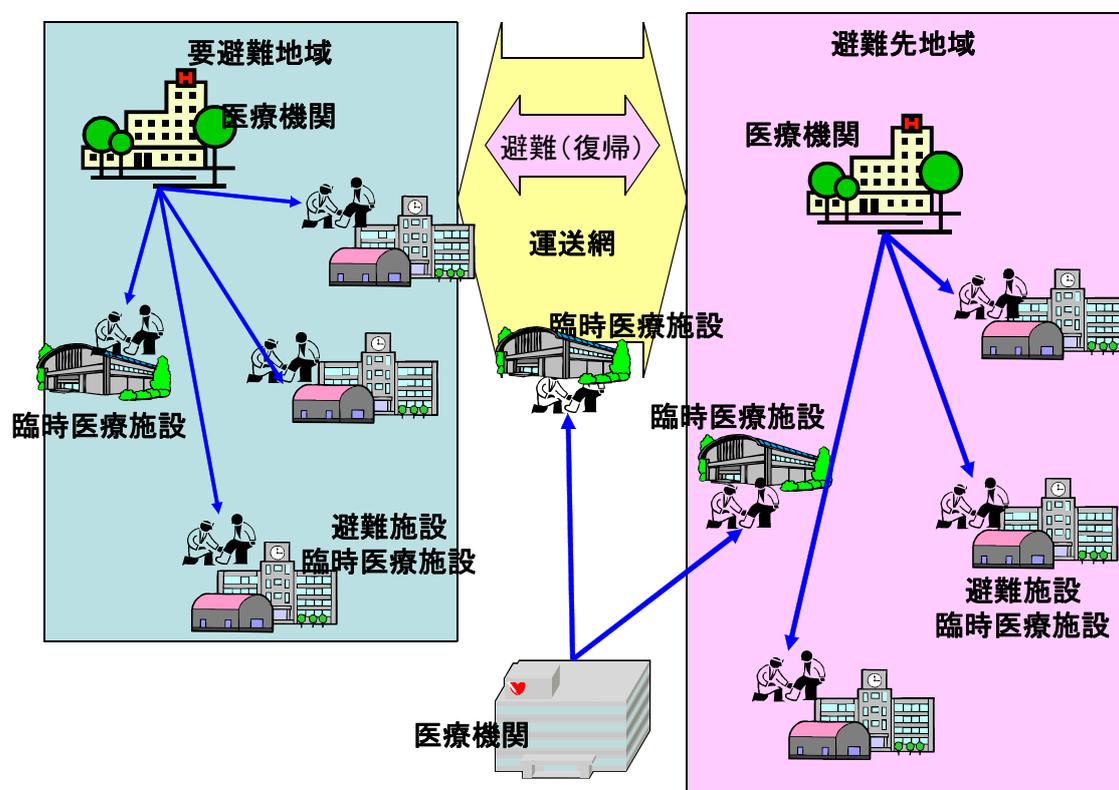
県（福祉保健部）は、必要に応じ、要避難地域（避難の経路にある地域を含む。）及び避難先地域に臨時医療施設を設置することとされています。

臨時医療施設においては、応急医療、適切なトリアージを実施し、より高度な専門治療が必要な場合は、病院等の医療機関に搬送を行うこととされています。

ウ 救護班の編成、派遣

第一線救護及び臨時医療施設においては、救護班が治療に当たることとされています。

救護班は、知事（福祉保健部）が、県医師会等と連絡調整を行った上で、要請を行った医療関係者等で編成され、各衛生支援組織へ派遣されることとされています。



町（健康福祉課）は、県との連絡調整、町内における衛生支援組織の設置、維持、運営の支援などを行います。

(2) 治療、搬送

ア 治療

県は、以下の体系により傷病者の治療措置を実施することとされています。

治療区分	地域別	第一線救護	臨時医療施設	病院治療
	能力別	救急処置	応急治療	専門治療
治療地域等		要避難地域	緊急物資集積地域	病院
治療のねらい		生命の救急	病院治療との中継	患者の完全な回復

町（健康福祉課）は、第一線救護、臨時医療施設救護を支援するとともに、県（福祉保健部）に対し情報を提供し、また、町内の状況に基づいて必要な要請、連絡調整を実施します。

イ 搬送

(ア) 搬送の要領

傷病者等の搬送については、傷病者等に最適の治療を加えることを目的とし、適切なトリアージにより不要・不急の搬送を避けるとともに、中継の減少、適切な患者規制等により能率的に業務を行うこととされています。

(イ) 傷病者の搬送

傷病者の搬送手段については、県が道路、鉄道、船舶、航空のうち、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等、病状に影響を与えず、最も安全かつ迅速かつ能率的な手段を選択することとされています。

a 消防機関による救急搬送

消防機関は、第一報を受けて直ちに救急車等による救急搬送を開始するとともに、武力攻撃災害等の規模が大きく、単独で対応できない可能性がある場合は、あらかじめ他の消防機関に応援を要請することとされています。

b 県等による搬送支援

県（防災局、福祉保健部）は、消防防災ヘリの派遣、受入病院の調整など、搬送を支援することとされています。

搬送手段が不足する場合は、国等へ確保を依頼するほか、県が所有する一般車両等、利用可能なあらゆる搬送手段を利用することとされています。

また、県警察本部は、武力攻撃災害現場の立入制限、主要搬送ルート of 交通規制などにより迅速な搬送を支援することとされています。

町（総務課）は、安全を確認した上で武力攻撃災害現場に消防団などを派遣し、応急治療、消防機関の活動支援を実施するとともに、情報を収集し、県、関係機関・団体へ提供します。

なお、搬送能力が不足する場合は、警察誘導による町の所有に属する車両等、利用可能なあらゆる搬送手段の利用を検討します。

(ウ) 特殊災害における傷病者の搬送

NBCR災害など特殊災害発生時における傷病者の搬送については、県（防災局、福祉保健部）の調整のもと消防、警察、自衛隊などと連携して対処します。

(3) 防疫

県（福祉保健部）は、衛生支援組織と連携し、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を行い、以下のとおり感染症及び食中毒を予防することとされています。

ア 防疫体制

(ア) 予防

適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確な予防措置により感染症、食中毒の発生を未然に防止します。

(イ) 拡大防止

感染症、食中毒の発生に際しては、初動を重視し、病原体検索、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くして蔓延を防止します。

イ 感染症発生状況に応じた防疫

状況	防	疫
----	---	---

恒常予防	常時行う防疫業務で、健康管理に関する諸施策が主体となります。
第1期防疫	避難所の近傍又は交通連絡の多い地域に感染症が流行した場合に実施します。 避難住民の消毒及び健康診断、衛生指導、食品衛生検査の強化、流行地域への立入制限、予防接種等を行います。
第2期防疫	避難所に感染症が散発した場合に実施します。 健康診断、病原体検査、消毒、隔離、防疫班の編制、予防接種等のほか疫学調査を行います。
第3期防疫	避難所に感染症が集中的に発生した場合、強烈な感染症が発生した場合、厚生労働大臣が指定感染症を指定した場合に実施します。 第1期防疫及び第2期防疫の処置を強化して行います。

町（健康福祉課）は、県と連携し、以下のとおり防疫業務を実施、支援します。
ア 町内の各地区、避難所、医療機関等の感染症情報などを収集し、県（福祉保健部）へ報告するとともに必要な要請を行います。

イ 県と協力して予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を支援、実施するとともに、住民への広報などを行います。

ウ 町管理の上下水道の水質検査、消毒などを実施するとともに、廃棄物処理、し尿処理について衛生を確保し、感染症の発生などを防ぎます。

(4) 医療の確保

医療の確保については、原則として、県（福祉保健部）が指定（地方）公共機関である医療事業者・団体を中心に一元的に運用し、以下のとおり臨時医療施設の設置、救護班の編成、派遣、受入病院の調整、応援の要請等を実施することとされています。

ア 医療実施の要請

知事（福祉保健部）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、次に示す医療関係者に対し医療を行うよう要請します。

要請に当たっては、医療を実施する場所、期間、被害状況、交通状況、必要な活動の種類等必要な事項を示します。

医療関係者 (法85、令18)	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士
--------------------	--

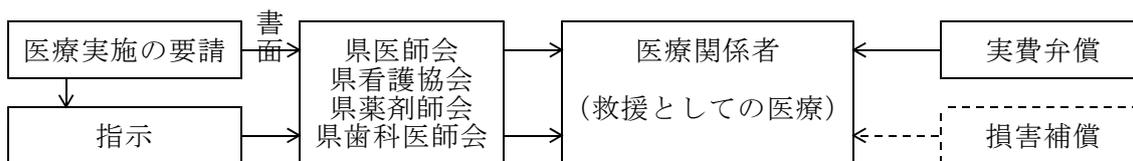
イ 医療実施の指示

医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときで、避難住民等に対する医療提供するため特に必要があると認めるときは、知事（福祉保健部）は医療関係者に対し書面により医療を行うべきことを指示します。

ウ 医療関係者の安全配慮

知事（福祉保健部）は、医療実施の要請、指示を行う場合は、安全情報の提供、適避難措置等により医療関係者の安全を確保します。

エ 県による医療の確保の一般要領



オ 指定(地方) 公共機関による医療の実施

医療実施機関である指定(地方) 公共機関は、あらかじめ定めた自らの国民保護業務計画に基づき医療業務を行うこととされています。

町(健康福祉課)は、以下のとおり医療の確保を支援、要請します。

- ア 町内の医療情報などを収集し、県(福祉保健部)へ報告します。
- イ 町内の医療機関だけでは十分な医療が確保できないおそれがある場合は、速やかに県(福祉保健部)へ状況を報告し、必要な要請を行います。
- ウ N B C R災害など特殊災害発生時における医療の確保については、県(防災局、福祉保健部、病院局)の調整のもと関係機関と連携して実施します。

(5) 健康管理

ア 健康管理の要領

県(福祉保健部)、町(健康福祉課)は協力して、避難住民等の健康を良好に維持するため、体力、環境、疾病等の実情を把握し、これに基づいて各種施策を総合的かつ継続的に実施します。

イ 健康管理の実施

(ア) 体力増進、予防衛生、環境衛生

町(健康福祉課)は、倉吉保健所等と協力して、避難住民等や避難所の状況、問題点等について県に情報提供、要請を行うとともに、健康管理上の注意事項等について住民へ周知徹底します。

(イ) メンタルヘルスケア

県(福祉保健部)は、ソーシャルワーカー、心理学者等によるメンタルヘルスケア対応チームを編成し、避難住民等や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルスケアを実施することとされています。

町(健康福祉課)は、メンタルヘルスケアについて住民へ周知徹底します。

(6) 廃棄物処理

ア 廃棄物処理対策

県(生活環境部)は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、以下のとおり廃棄物処理体制を整備することとされています。

- (ア) 県(生活環境部)は、廃棄物関連施設等の処理能力、被害状況等を把握し、市町村の状況、要求に応じて各市町村及び関係機関・団体に広域的な応援を要請することとされています。また、応援活動の総合的な調整を行うこととされています。
- (イ) 県(生活環境部)は、被害状況、避難住民等の人数などから判断して、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県等に対し応援を要請することとされています。

町(町民生活課)は、武力攻撃災害等や避難住民等の受入れによる廃棄物の増等について

見積もりを行い、必要な場合は速やかに処理能力の強化、県（生活環境部等）に対する支援要請など、必要な措置を実施します。

イ 廃棄物処理業の許可の特例

(ア) 町長（町民生活課）は、町内に特例地域（※1）が指定された場合においては、廃棄物処理法の規定（※2）に関わらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準（※3）により、廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します（法124③）。

(イ) 町長（町民生活課）は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します（法124④）。

※1 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定した地域（法124①）。

※2 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法7①本文、⑥本文、14①本文、⑥本文、14の4①本文、⑥本文の規定

※3 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬、又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として環境大臣が定めた基準（法124②）

4 施設

(1) 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

ア 施設及び設備の整備及び点検

町は、管理する施設及び設備の整備、点検に当たっては、防災、国民保護等の視点も念頭におきながら行うものとします。

イ ライフライン施設の機能性の確保

町は、管理する上下水道について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

ウ 復旧のための各種資料等の整備等

町は、管理する施設の的確かつ迅速な復旧のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータベースを活用しつつ整備し、適切に保存するとともに、バックアップ体制を整備します。

(2) 建物

ア 建物の建設の要領

町長（町民生活課、健康福祉課、建設課）は、国民保護措置上必要とする施設及び附属施設を建設、維持します。

また、県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）などに対し町内の被災情報、避難住民の受入状況などの情報を提供し、必要な建物を建設するよう要請します。

イ 建物の建設に関する計画

県は、建物の建設に当たり、全県的な収容施設建設計画を作成することとされています。

町（建設課）は、全県的な収容施設建設計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、町内における施設の建設に関する計画を作成します。

計画の作成に当たっては、状況の変化に対応できるよう、建設する施設の種類、配置等の融通性を考慮し、設計の標準化と既存施設の有効利用により、効率的な業務を行います。

ウ 町が建設し又は建設を要請する施設の種類

- (ア) 避難所
- (イ) 臨時医療施設
- (ウ) 医療施設
- (エ) 応急仮設住宅
- (オ) 応急教育施設

(3) 土地

ア 土地利用の要領

県（県土整備局）は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地を、原則として占有者等の同意を得て、使用することとされています。（法82）

町（建設課）は、候補となる土地の調査、情報提供、占有者などへの斡旋等により、土地等の使用を支援します。

また、県から救援の実施の法定委託を受けて収容施設や臨時医療施設を設置する場合、必要な土地を、原則として占有者等の同意を得て使用します。

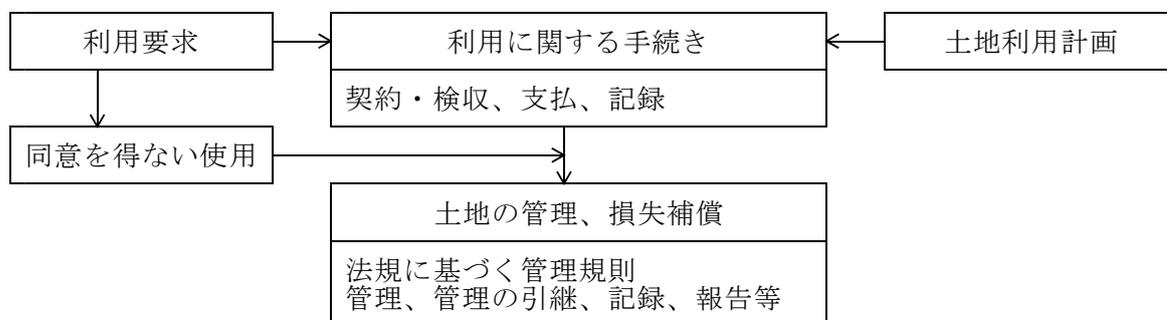
イ 土地利用の計画

県は、土地の使用に当たっては、全県的な土地利用計画を作成することとされています。

町（建設課）は、全県的な土地利用計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、町内における土地の使用に関する計画を作成します。

土地の選定に当たっては、ライフラインの整備・復旧の状況に留意します。

ウ 土地の使用の一般要領



(ア) 土地の占有者等の同意

町長は、救援を行うため必要があると認めるときは、土地の占有者等に対し、土地の使用について同意を求めます（法82①、83）。

(イ) 同意を得ない土地の使用

町長は、土地の占有者が正当な理由がないのに同意しないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して土地を使用します（法82②、83）。

(ウ) 立入検査

町長は、土地の使用のため必要があるときは、占有者等に通知の上、職員に当該土地の立入検査を行わせます（法84）。

(4) 避難施設の指定、管理

ア 避難施設の指定

(7) 避難施設の指定の要領

知事（防災局）は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て避難施設を指定し、避難施設を確保することとされています。

町長（総務課）は、町内の候補施設の選定などについて県（防災局）と連絡調整を行い、必要な協力を実施します。

(イ) 避難施設に備えるべき要件等

避難施設が備えるべき要件等については、以下のとおりです。

要件	内 容
安全性	① 火災に対する安全性（避難施設消防基準） 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難施設内で人体の安全を確保するため、輻射熱の影響も考慮して、ある程度以上の広さの空地を有すること。 ② 洪水、高潮に対する安全性 沿岸部及び河川の流域にあっては、洪水、高潮による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域であること。 ③ 土砂災害に対する安全性 傾斜地の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所であること。 ④ 建物の安全性 避難施設は、原則として、耐震、耐火、鉄筋構造を備えること。（コンクリート造の建物を優先する。） ⑤ 周辺の安全性 避難施設周辺に、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないこと。
公共性地域性	① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公的施設等（学校、公民館等）を優先的に活用すること。 ② その他施設 その他施設の活用に当たっては、自治会、学区等を単位とすること。 ③ 交通 交通の便がよく、車両等による避難や物資の供給が比較的容易な場所にあること。
生活必需品等の確保	① 生活必需品等の確保 避難施設には長時間滞在することが予測されるので、食品、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。 ② ライフラインの確保 電気、上下水道、ガス、電話、冷暖房、情報機器が確保、供給できること。 ③ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造・設備を有すること。
衛生環境	① 概ね1人当たり居室2.0㎡の広さが確保できること。 ② 汚水、し尿、廃棄物等が処理できること ③ 医療、助産が提供できること
その他	① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意します。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、N T T回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査します。

県の指定に当たり町は、地域防災計画で決められた避難のための立退き先（災対法60②）との連携に注意します。

イ 避難施設の管理

知事（防災局）は、避難施設の改廃等の状況を管理することとされており、指定された避難施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行うこととされています。

町長（総務課）は、町内の避難施設について状況を把握し、町所管の避難施設について維持管理に努めるとともに、変更等の届出については、確認の上知事（防災局）へ送達します。

- (ア) 施設の廃止
- (イ) 用途の変更
- (ウ) 改築
- (エ) 重要な変更（避難住民等の受入又は救援の用に供すべき部分の総面積の1/10以上の増減等）

ウ 避難施設指定・改廃の通知

知事（防災局）は、避難施設を指定、変更した時は、市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知することとされています。

町長（総務課）は、知事から通知を受けて、町内の避難施設について消防団、自治会、住民へ周知します。

エ 避難施設の安全と運営方法の確保

- (ア) 避難施設の消防基準

知事（防災局）は、消防法に準拠して、臨時の収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めることとされています（法89）。

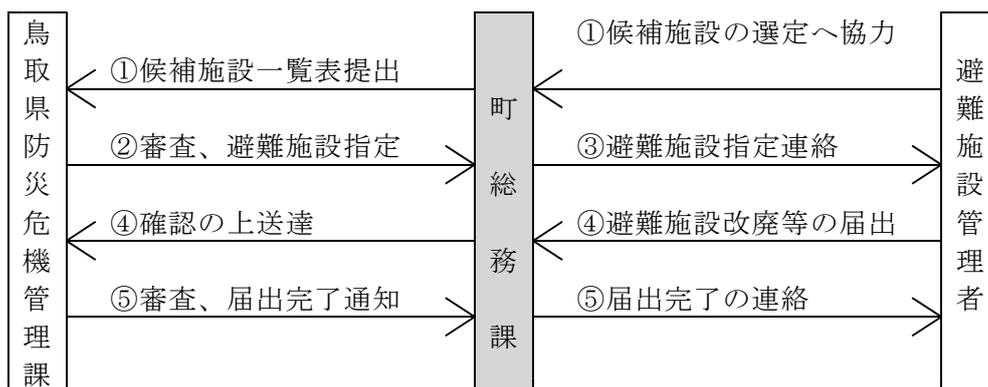
町長（総務課）は、町所管の避難施設について同基準に基づいて整備し、また、町内の避難施設の整備状況を把握します。

- (イ) 避難施設の管理運営

知事（福祉保健部）は、その他臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため、避難施設管理運営指針及びマニュアルを作成することとされています。

町長（健康福祉課）は、同指針及びマニュアルに則り、避難施設を管理、運営します。

オ 避難施設指定、管理の手順



段階	要 領
指定	<p>1 県(防災局)は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力を求めることとされています。</p> <p>2 町(総務課)は町内の候補地について、政令で定められた基準により調査の上、県へ報告します。</p> <p>3 県は、審査の上避難施設を指定し、施設管理者、町等へ通知することとされています。</p> <p>4 県は、指定を行った避難施設について、消防庁が別途作成予定のデータベースに登録し、情報の共有化に努めることとされています。</p> <p style="text-align: center;">避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目 (案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎施設名称 ◎管理者の名称 ◎施設所在地 (郵便番号、住所) ◎連絡先 (電話番号、ファックス番号) ◎管理者の連絡先 (電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス) ◎施設の管理者の属性 (公、私) ◎構造 (コンクリート造、その他) ◎宿泊、炊き出し等に使用可能な部分の面積 (屋内 (㎡)、屋外 (㎡)) ◎収容人員 (屋内 (人)、屋外 (人)) ○保有施設等 (トイレ、入浴設備 (シャワー設備を含む)、給食設備、バリアフリー化の状況など) ○災害対策の避難場所の指定の有無 ○備考 (大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無など) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">◎ : 必須項目、○ : 任意項目</div>
管理	<p>1 避難施設として指定を受けた施設の管理者は、施設に政令に定める重要な変更を加えようとするときは、市町村を通じて、県(防災局)に届け出ることとされています。</p> <p>2 変更の届け出を受けた町(総務課)は、内容を確認の上県へ送達します。</p> <p>3 県は、届け出の内容を審査し、町を通じて審査結果を通知することとされています。</p> <p>4 県は、避難施設の重要な変更について、消防庁が別途作成予定のデータベースに登録することとされています。</p>

整備	町（総務課）は、住民の避難施設確保のため、県（防災局）に対し積極的に町内の施設情報を提供し、または、避難施設の指定を要請します。
点検	町（総務課）は、年に一度、町内の避難施設の管理状況について、施設管理者の報告を取りまとめ、県（防災局）に送達します。

(5) 復旧等

ア 応急復旧（法139）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設、設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕などの措置を講じます。

(ア) 町が管理する施設、設備の緊急点検等

町が管理する施設、設備の被害状況について緊急点検を実施し、災害の拡大防止、被災者の救助、避難及び救援を最優先に応急の復旧を行います。

(イ) 通信設備の応急の復旧

町の通信設備に被害が発生した場合には、予備設備、代替通信手段の使用等により通信を維持するとともに、保守要員により速やかな復旧に努めます。

(ウ) ライフラインの応急の復旧

町が管理する上下水道について、速やかに被害状況を把握し、応急復旧による機能回復、維持に努めます。

また、町内における電気、ガス、電気通信等の被害状況を把握し、ライフライン事業者に被害状況等を連絡し、応急復旧を要請します。

(エ) 運送路等の応急の復旧

町内の避難住民の誘導に要する町道の被害状況を把握し、障害物の除去その他避難住民等の運送の確保に必要な応急復旧を実施します。

また、町内の道路、鉄道等について、県に対し応急復旧及びそのための総合調整を要請します。

(オ) 応急復旧に関する支援の求め（法140）

町は、応急復旧措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

イ 復旧（法141）

武力攻撃災害により被害が生じた施設について、その機能を完全に復するため必要な措置を講じます。

基本的には武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されることとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。

5 財政措置等

(1) 予算

ア 財政需要の把握と財源の確保

各課は国民保護措置に要する財政需要（必要となる金額、時点など）を見積もり、財政担当課と協力して財源の確保に努めます。

イ 財政計画の策定

国民保護措置の実施に際しては、当初予算、又は補正予算で可能な限り対応し、速やかな予算執行を行います。このため、次の事項に留意します。

- 1 優先的に取り組むべき事項の順位の決定

- | |
|--------------------|
| 2 予算の重点配分、流用、予備費充当 |
| 3 速やかな予算編成と臨時議会の招集 |

ウ 復旧、復興

- (ア) 起債申請、国庫支出金申請等の必要な財源の確保
 (イ) 武力攻撃災害の復旧についての国による財政上の措置の情報の収集

エ 予算措置が必要な場合には予算編成を行い、議会の議決を得ます。

(2) 財務会計に関する事項

ア 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行います。

イ 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。

(3) 公的徴収金の減免措置等

町（税務課ほか各課）は、武力攻撃災害による被災者の公的徴収金の減免等について、平素から制度を整備するとともに、必要な場合該当者への通知、町広報の活用、説明会の開催などにより住民へ周知徹底し、減免等の措置を実施します。

ア 町税の減免、徴収猶予（法162②）

町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

イ その他徴収金の減免、徴収猶予（法162②）

ウ 町の所有に属する財産、物品の貸付、使用許可及び対価の減免（法163②）

(4) 損失補償等

町は、町長が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。（法159①）

処 分	処 分 の 根 拠 規 定
特定物資の収用	法81②
特定物資の保管命令	法81③
土地等の使用	法82
応急公用負担等	法113③（同条①に係る部分に限る。） 法113⑤（同条①に係る部分に限る。）において準用する災対法64⑦、⑧
車両その他の物件の破損	法155②において準用する災対法76の3②後段（同条③又は④において準用する場合を含む。）

(5) 損害補償

町は、町長、町職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法160①）

協 力	協 力 要 請 の 根 拠 規 定
避難住民の誘導への協力	法70①（同条③において準用する場合を含む。）
救援への協力	法80①
消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力	法115①
保健衛生の確保への協力	法123①

(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の総合調整（※1）又は指示（※2）に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、県に対しその損失の補てんを請求します。（町の責めに帰すべき事由による損失を除きます。）

このため、総合調整又は指示に係る損失額を記録、確定するとともに、その根拠となる資料を保管します。

※1 総合調整＝県対策本部長の総合調整（法29①）

※2 指示＝知事の指示（法67②（法69②において準用する場合を含む。）、法73②（法79②において準用する場合を含む。）

(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等

ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

町は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について町が責任を有するものに要する費用を支弁します。（法令に特別の定めがある場合を除きます。）（法164）

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

(ア) 他の地方公共団体の長等の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。（法165①）

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めます。（法165②）

- 1 他の市町村長等に対する応援の要求（法17①）
- 2 都道府県知事等に対する応援の要求（法18①）
- 3 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法119）

(イ) 他の地方公共団体の長等を応援したときは、当該応援に要した費用の支弁を請求します。（法165①）

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁します。（法165②）

ウ 知事が町長の措置を代行した場合の費用の支弁

知事が市町村長の措置を代行（法14）した場合、当該市町村が財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁することとされています。（法166）

- 1 知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費

用
2 他の市町村長が応援のために負担した費用

町長（総務課）は、財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、県（総務部）に対しその旨を申し出るとともに、負担した費用を集計して報告します。

エ 町長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととした場合（法76①）、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁することとされています。（法167①）

町長（総務課）は、救援の実施に要した費用を集計し、県（総務部）に請求します。
ただし、知事の委任を受けて救援の実施に関する事務の一部を行う場合、または、県の支弁を待ついとまがないときは、町は救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁します。（法167②）

6 備蓄、救援物資

(1) 備蓄

ア 備蓄の基本的考え方

(ア) 備蓄の基本想定

- a 避難所での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は県、市町村の備蓄又は調達する食品等を支給することとします。
- b 避難所への運送などが可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。このため、町は県と協力して、町内の物資の支給が迅速にできるよう備蓄・調達体制を整えます。

(イ) 計画的な備蓄

備蓄に当たっては、被害想定に基づく避難住民数と避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と備蓄方法に関する方針及び備蓄計画を定め、計画的に備蓄します。

この際、防災における備蓄との整合性、国や県などとの相互協力及び流通備蓄の活用を図ります。

(ロ) 連携備蓄物資の運用及び不足する物資の調達

連携備蓄については、県（防災局）が一元的に運用することとされています。
また、この際不足する物資等については、原則として県（各部局）が国や他の都道府県、企業、団体などに供給を要請することとされています。

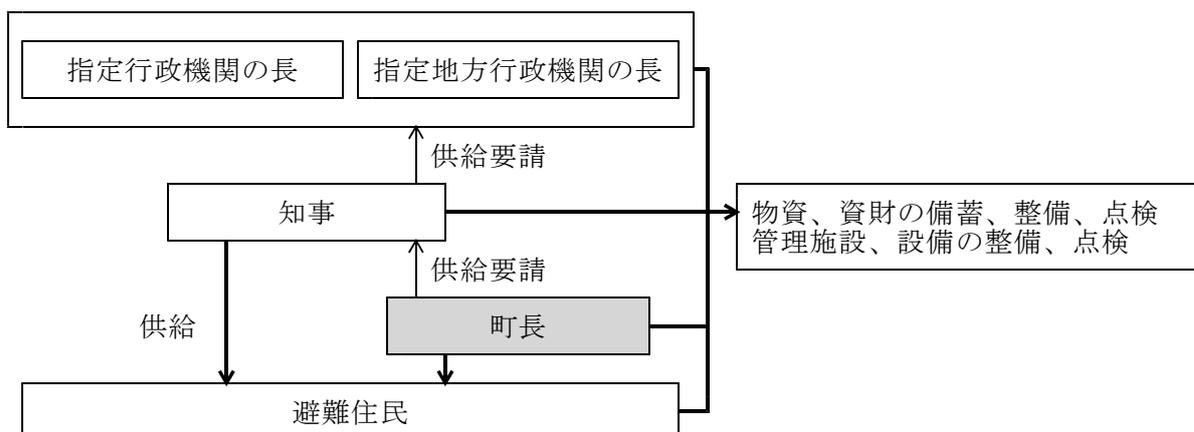
町（総務課）は、県、県内市町村との連携備蓄を行うとともに、連携備蓄の運用、不足物資の調達等について、必要に応じ県（防災局）に対し、要請を行います。

(ハ) 備蓄の普及啓発

町（総務課、企画情報課）は、町内の事業所、住民などに対し、事業所での食品等の備蓄、各家庭における3日間の備蓄などを普及啓発します。

イ 備蓄の要領

備蓄の要領は、以下のとおりです。



ウ 備蓄に係る注意事項

(ア) 食品などの備蓄の多様化

食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、パン、即席めん、クラッカー、おかゆ等のレトルト食品などについても備蓄を実施します。

また、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した備蓄を推進し、その際、アレルギー対応などきめ細かな対応に努めます。

(イ) 医薬品などの備蓄

平素からNBCR攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。また、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資、資機材について、備蓄及び調達体制を整備します。

エ 県、国、その他関係機関との連携

(ア) 町は、国民保護措置に必要な物資及び資機材について、県、国、その他関係機関と連携しつつ備蓄、整備します。

(イ) 県は、広域的な見地から市町村備蓄を補完するとともに、滞在者等に対応するための食品などについても備蓄を推進することとされています。

(ロ) 国による備蓄

以下の物資及び資機材については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行い、県は国の整備状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応することとされています。

a 国が整備や整備の促進に努めることとされているもの

化学防護服、放射線測定装置等の資機材

b 国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等

(2) 救援物資の取扱い

武力攻撃災害に際しては、食品、衣類、医薬品などについて、多くの救援物資が届けられることが考えられますが、その際避難所でのニーズとの相違、分配の労力及び手段などの問題も予想されます。

このため、県内への救援物資については、原則として知事（福祉保健部）が一元的に受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備することとされています。

町長は、県（福祉保健部）から救援物資の斡旋を受け、各避難所のニーズを取りまとめて知事（福祉保健部）に報告するとともに、受入れの日時、場所及び運送経路などを連絡します。
なお、救援物資については、原則として、避難所への直送を依頼します。

7 人に関すること

(1) 職員の動員、派遣要請など

ア 職員の配置換え

(ア) 町長（総務課）は、平素から通常業務の原則停止と国民保護体制への移行に伴う職員の配置換えなどについて計画を作成し、事態に応じて必要な技術者等の配置換えなどを実施します。

(イ) 事態の推移に応じ、あらかじめ定める計画を超えて職員の配置換えなどが必要となった場合、町長（総務課）は各課間の職員の配置換えなどについて調整を行います。

(ウ) 課内における職員の配置換えなどについては課長が実施します。

イ 職員の派遣の要請、斡旋の求めなど

(ア) 職員の派遣の要請

町長（総務課）は、町職員のみでは国民保護措置が実施できないと判断したときは、以下のとおり職員の派遣を要請します。

a 派遣要請

① 県、他市町村に対する職員の派遣要請（自治法252の17）

他市町村職員に対する職員の派遣要請は、県（総務部）を経由して行います。

② 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員の派遣要請（法151）

指定行政機関等に対する職員の派遣要請は、県（総務部）を経由して行います。

b 派遣要請に必要な文書

派遣要請は以下の事項を記載した文書により行います。

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 派遣を要請する理由 |
| 2 | 派遣を要請する職員の職種別人員数 |
| 3 | 派遣を必要とする期間 |
| 4 | 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| 5 | その他職員の派遣について必要な事項 |

c 派遣職員の受入準備

町長（総務課）は、職員の派遣を要請したときは、派遣職員の宿舍等、受入れ準備を行います。

(イ) 職員の派遣の斡旋の求め

a 知事に対する職員派遣の斡旋の求め

町長（総務課）は、指定行政機関などにどのような人材の派遣を求めればいいか不明のときなどは、知事（総務部）に対し職員派遣の斡旋を求めます。

b 斡旋要請に必要な文書

斡旋要請は以下の事項を記載した文書により行います。

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 派遣の斡旋を求める理由 |
| 2 | 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 |
| 3 | 派遣を必要とする期間 |
| 4 | 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| 5 | その他職員の派遣の斡旋について必要な事項 |

ウ 職員の派遣

町長（総務課）は、県又は県を通じ他市町村から職員の派遣の要請を受けたときは、町内の職員の状況、派遣の条件、受入準備などを確認し、派遣する職員を選定し、事前に協議の

上、派遣します。

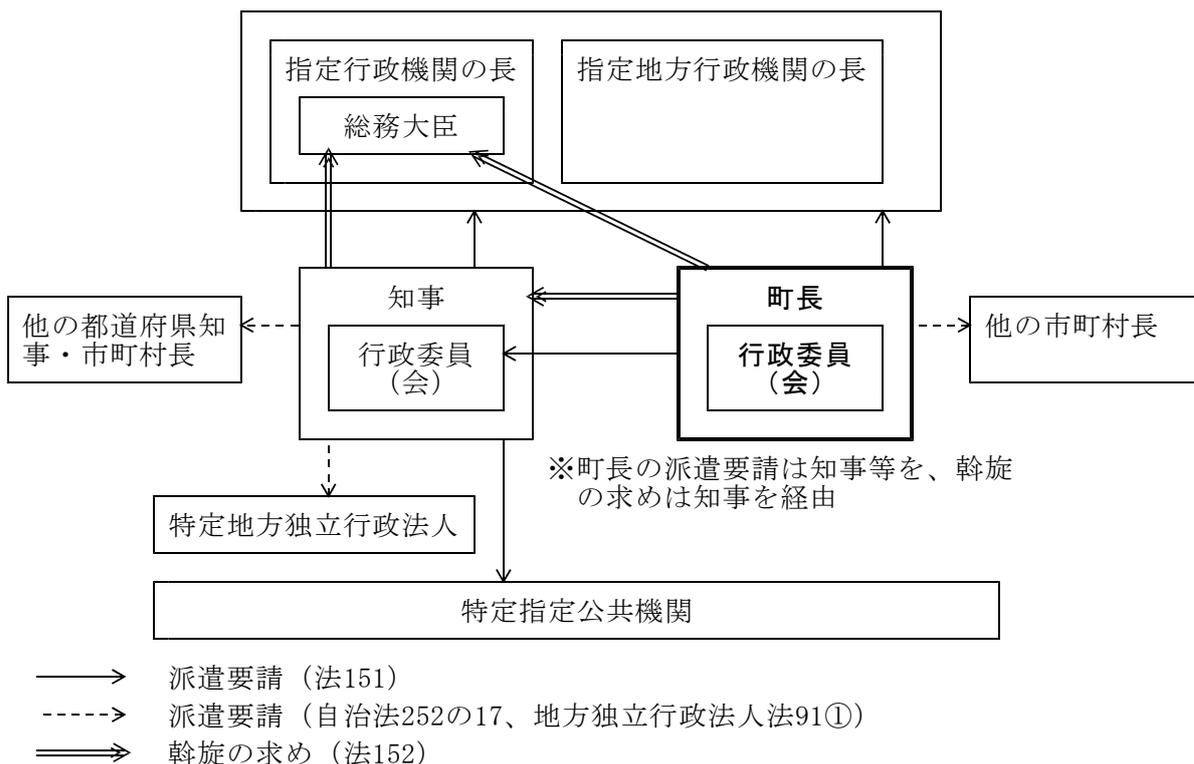
エ 職員の派遣要請などに係る注意事項

(ア) 武力攻撃災害発生時などの市町村職員の人的応援体制の確保

町長（総務課）は、あらかじめ武力攻撃災害発生時などに応援に派遣できる職員、不足が見込まれる職員を把握し、応援体制を整備します。

(イ) 関係機関との相互派遣協定等の整備

町長（総務課）は、平素から職員の派遣について関係機関と連絡、調整を行い、必要に応じて相互派遣協定等の整備を実施します。



(2) 武力攻撃災害等による死亡者の取扱い

ア 武力攻撃災害等による死亡者の取扱いの要領

(ア) 遺体の捜索、収容、識別、埋葬又は火葬

(イ) 遺体・遺骨・遺品の処理・保管

(ウ) 死亡に関する記録・報告、死亡通知、遺体・遺骨・遺品の引き渡し

収集した情報は、被災情報、安否情報として適時知事（防災局、文化観光局）へ報告します。

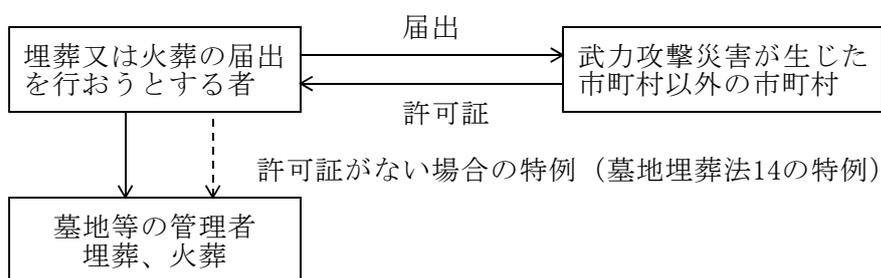
報告・記録すべき事項	1	氏名
	2	生年月日
	3	男女の別
	4	住所
	5	国籍
	6	その他個人を識別するための情報
	7	死亡の日時
	8	死亡の場所及び状況
	9	遺体等の所在

イ 業務系統の一例



ウ 埋葬、火葬の手續

町長は、大規模な武力攻撃災害が発生し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、厚生労働大臣が定める期間については、特例により埋葬及び火葬の手續を行います。(法122)



エ 武力攻撃災害等による死亡者の取扱いに係る注意事項

- 武力攻撃災害等による死亡者の取扱いについては、以下の点に注意して実施します。
- (ア) 死亡者の取扱いは、遺族及び一般住民の感情に深刻な影響を与えるので、確実かつ丁寧にを行います。
 - (イ) 遺体の取扱いは、衛生環境の維持にも直接影響するので、適時に行います。
 - (ウ) 死亡者の取扱いに際しては、遺体の確実な識別、埋葬位置の標示、遺品の散逸防止、確実な記録・報告及び迅速な処理に注意します。
 - (エ) 救出任務に従事した職員などについては、心理的後遺症に苦しむことがあることから、専門家によるメンタルケアなどの対策を実施します。

8 関係機関との連携

町(総務課)は、武力攻撃災害やその兆候の情報に際し、直ちに県(防災局)、八橋警察署、中部消防局、自衛隊、境海上保安部、他の市町村など関係機関と情報を共有するとともに、独力での対応が困難と判断されるときは速やかに応援を要請します。

また、受援に際しては各機関と緊密に連携し、必要に応じ現地調整所を設置するなど、現地での協力を努めます。

(1) 県、県対策本部との連携

ア 応援要請

町長等は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは速やかに、知事へ応援を要請します(法18)。

また、住民の避難及び避難住民の救援に必要な物資、資材が不足した場合、知事に供給を要請します(法144)。

イ 県、県対策本部との連携

町、町対策本部は、町内における国民保護措置の実施に当たり県、県対策本部と相互に緊密に連携します。

- (ア) 必要な場合、町対策本部の会議に県職員などの出席を求めます（法28⑥）。
- (イ) 町内における国民保護措置を総合的に推進するため必要があるときは、県対策本部長に総合調整を要請します（法29⑥）。
- (ウ) 県現地対策本部（法28⑧）が設置された場合においては、県現地対策本部と緊密に連絡調整を行います。

(2) 他の市町村、市町村対策本部との連携

ア 応援要請

町長等は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは速やかに、他市町村長等へ応援を要請します（法17、協定等）。

イ 他市町村、他市町村対策本部との連携

町、町対策本部は、町内における国民保護措置の実施に当たり他市町村、他市町村対策本部と相互に緊密に情報交換、連絡調整を実施します。

ウ 他市町村の応援

町長は、他の市町村長から応援の要求（法17）があったときは、正当な理由（求めに応ずることが極めて困難な客観的事実）がある場合を除き、必要な応援を実施します。

(3) 指定（地方）公共機関との連携

ア 応援要請

町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、県対策本部長（防災局）を通じ、指定（地方）公共機関に対しその業務に係る国民保護措置の実施を要請します。

イ 応援

町長は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、正当な理由がある場合を除き応援を実施します（法21②）。

(4) 消防との連携

町は、町内における国民保護措置の実施に当たり中部消防局と相互に緊密に連携します。

ア 武力攻撃災害等の情報の提供

町長（総務課）は、町内に武力攻撃災害が発生したときは、県（防災局）、中部消防局、八橋警察署に情報を提供します。

イ 避難住民の誘導に関する措置要求

町長（総務課）は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、鳥取中部ふるさと広域連合長に対し、中部消防局長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めます。（法62④）

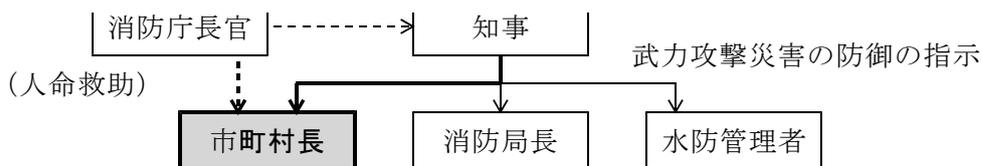
ウ 消防団の派遣など

(ア) 町長（総務課）は、町内に武力攻撃災害が発生したときは、消防団に出動を指示します。また、消防団は、中部消防局の要請により応援を実施します。この場合消防団は、中部消防局の所轄下で行動します。

エ 武力攻撃が発生した場合等の知事の指示（法117）

知事（防災局）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、町長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。

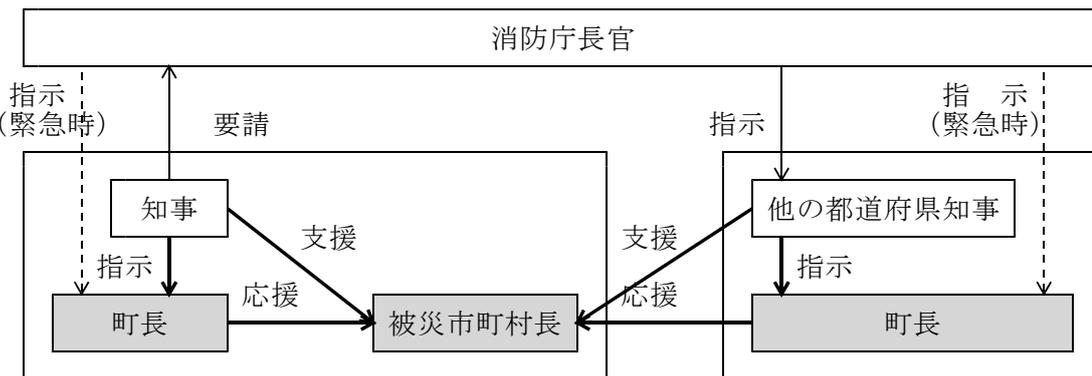
┌──────────┐ (防御) ───────────┐



オ 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法119）

知事（防災局）は、消防庁長官が消防の応援等を行うため必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、各消防局に対し、消防職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することとされています。

なお、消防応援出動等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずることとされています（法120）。



カ 消防の応援又は支援の要請

県（防災局）、消防局は、武力攻撃災害が大規模又は特殊で独力では対応できない可能性があるときは、必要に応じ県内外の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）を要請することとされています。

(7) 相互応援協定等に基づく県内外の消防応援隊の派遣要請

(イ) 緊急消防援助隊の派遣要請

県（防災局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防のみをもってしてはこれに対処できないと判断した場合は、速やかに消防庁長官に法119①による応援を要請することとされています。

応援部隊の指揮は、応援を受けた広域行政管理組合の管理者又は広域連合長が行うこととされています。

また、都道府県の航空消防隊が出動した場合は、応援を受けた広域行政管理組合の管理者等との密接な連携の下に行動することとされています。

(ウ) 広域消防管理者への指示

知事(防災局)は、法119③に基づき、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、消防局長に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示することとされています。

(5) 警察との連携

町は、町内における国民保護措置の実施に当たり八橋警察署と相互に緊密に連携し、町内の被災情報、道路情報などを提供するとともに、必要に応じパトロールなど警備の強化、交通整理、避難住民の誘導（法63）などを要請します。

(6) 自衛隊との連携

ア 派遣の要請

(7) 国民保護等派遣

防衛庁長官は、知事から要請（法15①）を受けたとき、又は国対策本部長から求め（法15②）があったときは、内閣総理大臣の承認を得て、国民保護措置を実施するため部隊等を派遣することとされています（自衛隊法77の4）。

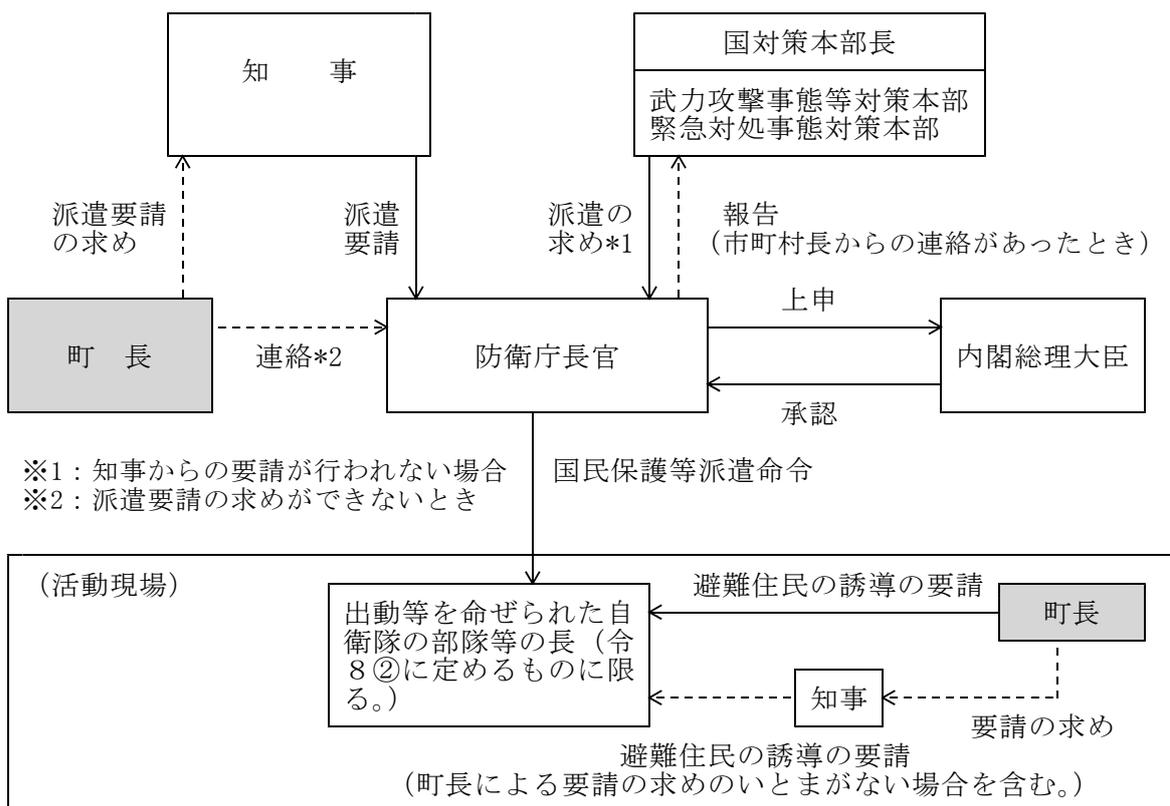
(イ) その他

武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります（自衛隊法81）。

また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります（自衛隊法76）。

イ 国民保護等派遣の仕組み

国民保護等派遣の仕組みは、以下のとおりです。



ウ 国民保護等派遣要請の手続き等

国民保護等派遣の手続き等は、以下のとおりです。

要請者		知 事
要 請 手 続	県	自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、以下の事項を明らかにした文書をもって要請することとされています。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により要請を行い、事後において速やかに、文書を提出することとされています。
	町	知事へ、派遣要請の求めを行います。 知事へ派遣要請の求めができないときは、防衛庁長官へ連絡します。
文書で明らかにすべき事項	1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

エ 要請の連絡先

(7) 知事に対する派遣要請の求めの連絡先は、防災局です。

(4) 防衛庁長官に対する連絡の連絡先は、以下のとおりです。(防衛庁・防衛施設庁国民保護計画の定めるところによります。)

a 自衛隊鳥取地方連絡部長

b 通信手段の途絶等のため連絡がとれない場合においては、政令部隊等の長（陸上自衛隊第8普通科連隊長、第13旅団長、中部方面総監）へ伝達を依頼します。

オ 派遣部隊の一般的活動内容

区 分	活動内容の例
避難住民の誘導	誘導、集合施設での人員整理、避難状況の把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、物資の供給、医療活動、捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBCR攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

カ 自衛隊との連携に係る留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(7) 相互応援協定の整備

町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から関係機関との連携に努め、必要に応じ相互応援協定を整備します。この際、防災の協定との整合などに注意します。

(8) 現地調整所の設置

町長（総務課）は、避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処等のため、現場における関係機関（県、消防機関、医療機関、県警察、自衛隊等）の活動を調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、または、関係機関が設置した現地調整所に職員、消防団員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

<参考：現地調整所のはたらき>

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が共通の目標を達成するため、各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものです。

（例：避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う等）

② 現地調整所における各機関の指揮関係は協同です。このため、各機関はそれぞれの指揮命令系統で活動することとなります。

③ 現地調整所は、各機関の現場における代表者で構成し、権限の範囲内で必要な調整を実施します。

④ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般です。

⑤ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を

開くことで、連携の強化が図られることとなります。

市町村は、消防機関による救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことが可能となり、また現場での関係機関全体の活動を踏まえたそれらの権限行使の要否等について、関係機関と迅速に協議しながら、権限を行使することが可能となります。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となります。

9 情報の提供と相談窓口

(1) 実施要領

武力攻撃（予測）事態等において、町長は住民に対し迅速かつ正確な情報提供を行います。このため、企画情報課において総合的な情報提供と相談を一元的に行います。

(2) 情報の提供

ア 情報提供のガイドライン

住民に対する情報提供は、以下の方針により実施します。

- (ア) 事実に基づく正確な情報を提供すること。
- (イ) 広報の時期を逸することがないように迅速に情報を提供すること。
- (ウ) 住民の行動、安全確保の指針となる情報を提供すること。
- (エ) 住民の誤解と混乱、不安を防ぎ住民の理解と協力を得ること。

イ 情報の種類等

別紙第1「情報計画」参照

ウ 情報提供の手段

(ア) 町広報

町（企画情報課、町民生活課）は、防災行政無線、集落放送、広報車、ホームページ、町報、CATVなど町の所有する広報手段を活用するほか、消防団、自治会、自主防災組織等の協力による情報の伝達、避難所への情報提供などを実施します。

また、町役場に相談窓口を設置し、広報と一元的に対応します。

(イ) 報道機関等への情報提供

a 県による定期的情報提供

報道機関への情報提供は、原則として一旦県対策本部広報センターが取りまとめの上定期的に行うこととされています。

町（総務課）は、定期的に県（防災局）に対し、情報を送付します。

b 町による随時情報提供

町長（企画情報課）は、必要に応じ、随時報道機関に情報を提供します。その際は、県対策本部（広報センター）へ連絡します。

エ 情報提供の要領

- (ア) 企画情報課のもと、町における広報を一元的に行います。
- (イ) 県対策本部（広報センター）、関係機関と密接に連絡調整を行い、連携して広報を実施するとともに、必要に応じ情報提供、県レベルでの広報要請を行います。
- (ウ) 地域住民、避難住民等の情報ニーズに応じた、迅速できめ細かな情報提供を行います。
- (エ) 町各課は、適時適切に広報担当課へ情報を集約します。

オ 住民への情報の提供

(7) 放送

町内各地のラジオ、テレビの周波数は、以下のとおりです。

	NHK第1	NHK第2	BSSラジオ		NHK-FM		FM山陰	
倉吉	1026	1359	倉吉	1557	米子日南	85.3	米子	77.4
米子	963	1521	米子、境港	900				

NHK	総合	教育	山陰放送		日本海テレビ		山陰中央テレビ	
倉吉八幡	46	48	倉吉	56	倉吉八幡	44	倉吉	58
三朝	46	48	倉吉八幡	40			倉吉八幡	42
上澁江	55	53						
米子日南	49	51						
新屋	55	53						

地上波デジタル放送のリモコンID（上段）及び周波数（下段）は、以下のとおりです。

NHK	総合	教育	山陰放送		日本海テレビ		山陰中央テレビ	
鳥取	3	2	鳥取	6	鳥取	1	鳥取	8
	29	20		31		38		36
松江	3	2	松江	6	松江	1	松江	8
	21	19		45		41		43

(イ) インターネット

関係機関のホームページは以下のとおりです。

首相官邸	www.kantei.go.jp/
内閣官房（国民保護ポータルサイト）	www.kokuminhogo.go.jp
総務省消防庁	www.fdma.go.jp/
県	www.pref.tottori.jp/bosai/
警察本部	www.pref.tottori.jp/police/
日本赤十字社	www.jrc.or.jp/
NHK	www.nhk.or.jp/
日本海テレビ	www.nkt-tv.co.jp/
山陰放送	bss.jp/
山陰中央テレビ	www.tsk-tv.com/index_main.html
エフエム山陰	www.fm-sanin.co.jp/

(3) 相談窓口

武力攻撃災害時等には、状況の確認、安否情報の確認などに関する各種の相談、要望、苦情などが予想されます。

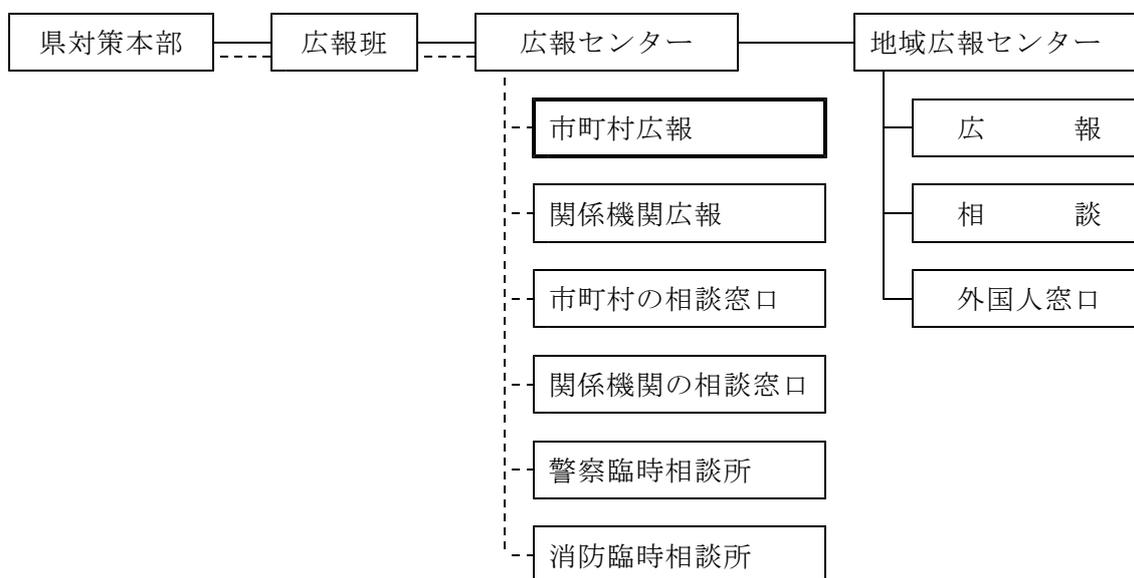
これらに対応するため、県、市町村、消防、警察、その他関係機関は連携して各避難所や主要な場所に相談窓口を開設し、協力して対応することとされています。

町（総務課）は、町役場等に相談窓口を設置し、県対策本部（広報センター）と連携して、住民からの相談に応じます。

(4) 実施体制

県内における情報提供・相談については、県対策本部広報センターが市町村、関係機関広報と連携して実施することとされています。

この際、県は専門家の助言、派遣など、他機関の情報提供・相談を支援することとされています。



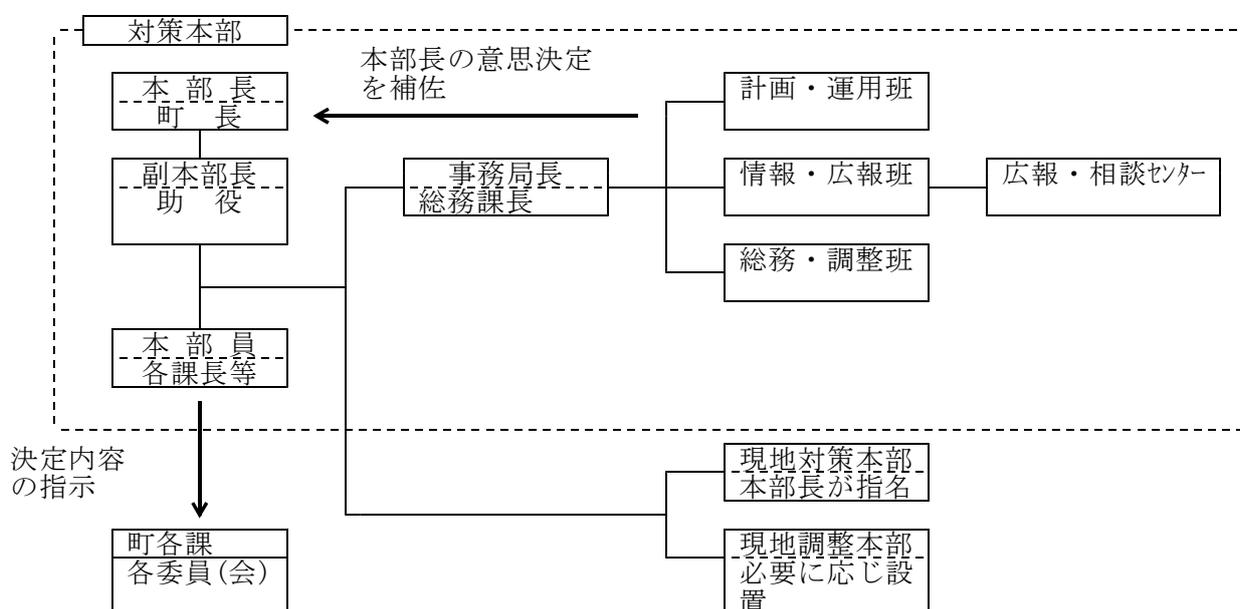
第6章 国民保護対策本部等、通信

要旨	国民保護対策本部等を設置すべき市町村に指定された場合に、国民保護対策本部等を速やかに設置するなど、町がとる活動体制について定めます。
----	--

1 町国民保護対策本部

(1) 組織

ア 組織図



イ 本部長

- (ア) 対策本部の本部長は町長です。(法28①)
- (イ) 本部長は国民保護対策本部の事務を総括します。(本部条例2①)
- (ウ) 町長の不在等の非常時における、町長権限委譲順位は次のとおりです。

第1位 助役
第2位 総務課長

ウ 副本部長

- (ア) 対策本部の副本部長は助役です。
- (イ) 副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理します。(本部条例2②)
- (ウ) 副本部長の継承順位は、町長権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

- (ア) 対策本部の本部員は、以下のとおりです。

助役	農林水産課長
総務課長	建設課長
税務課長	上下水道課長
町民生活課長	農業委員会局長
企画情報課長	教育委員会教育長

保険課長 健康福祉課長 出納室長 議会事務局長 分庁管理課長 商工観光課長	教育総務課長 社会教育課長 人権・同和教育課長 給食センター所長 消防団長 その他職員で町村長が指名する者
--	--

(イ) 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事します。(本部条例2③)

(ウ) 本部員が不在などの非常の際においては、本部員の次級の先任者である町職員が代替職員となります。

オ 事務局

(7) 事務局は、総務課長を事務局長とし、総務課の職員及び各課からの応援職員により構成します。

(イ) 事務局の各班は、本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、以下の業務を行います。

班名	業 務
共 通	1 実施計画の作成 2 その他本部長から命ぜられた事項
計画・運用班	1 本部会議の開催 2 本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画の取りまとめ 4 本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報・広報班	1 情報要求の決定 2 情報の収集、整理及び集約 (①被災情報、②避難や救援の実施状況、③安否情報) (④その他計画・運用班等から収集を依頼された情報) 3 情報の報告、通報 4 町民への情報提供、報道機関との連絡調整等の広報 5 町民からの相談等の広聴
総務・支援班	1 町内で各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 県等に対する応援の求め及び応援に係る連絡調整等 3 通信の確保 4 対策本部の庶務業務

カ 連絡要員の派遣など

本部長は、必要があると認めるときは、国、県の職員その他町職員以外の者を対策本部会議に出席させ(法28⑥)、又は、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関等に対し対策本部へ連絡要員を派遣するよう要請します。

その際、連絡要員等の受け入れ体制の整備に留意します。

(2) 対策本部の所掌事務

対策本部は、町の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次のことを行います。

1 本部長の意思形成の補佐 2 本部長の総合調整権の発動の補佐 3 町長以外の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整 ※ 対策本部は、本部長の意思決定を補佐するものであり、町各担当課等を指示するものではありません。
--

(3) 対策本部の設置

ア 設置の基準

- (ア) 対策本部は、国から対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けて町長が設置します（法27①）。
- (イ) 町長は、対策本部設置を必要と認める場合は、知事（防災局）を經由して内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します（法26②）。

イ 廃止の基準

対策本部は、対策本部の設置の指定の解除の通知を受けて町長が廃止します。（法30）。

ウ 設置及び廃止の公表

- (ア) 町長は、対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公示などにより公表するとともに対策本部の標識を本部前に掲示します。
- (イ) 町長は、対策本部を廃止したときは、設置に準じてその旨を直ちに公表します。

エ 設置の通知等

(ア) 町長は、対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通 知 先	方 法	担 当
町の機関	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	総務課（地方機関へは各所管課）
県（防災局）、県対策本部	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	総務課
自治会、自主防災組織	電話、ファクシミリ	総務課
消防団		総務課
中部消防局		
八橋警察署		
各関係機関、団体		各所管課

- (イ) 町長（企画情報課）は、対策本部が設置されたときは、口頭、文書、電話等による発表と資料提供により、直ちにその旨を報道機関に発表します。
- (ウ) 町長（総務課）は、県対策本部が設置されたときは、その旨の通知を受信します。

オ 本部員、本部職員の参集等

本部長は、対策本部を設置したときは、直ちに本部員、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

(4) 設置場所

対策本部の設置場所は、以下のとおりです。

区 分	設 置 場 所
通常の場合	琴浦町役場会議室
町役場が使用不能の場合	琴浦町生涯学習センター
・町中心地区に武力攻撃災害が発生した場合 ・避難が必要となった場合など ↓	東伯総合体育館 琴浦町役場赤碕庁舎 その他町の所有に属する施設

これらのいずれの施設も対策本部として使用できなくなった場合	
-------------------------------	--

(5) 本部長の権限等

ア 本部長の権限

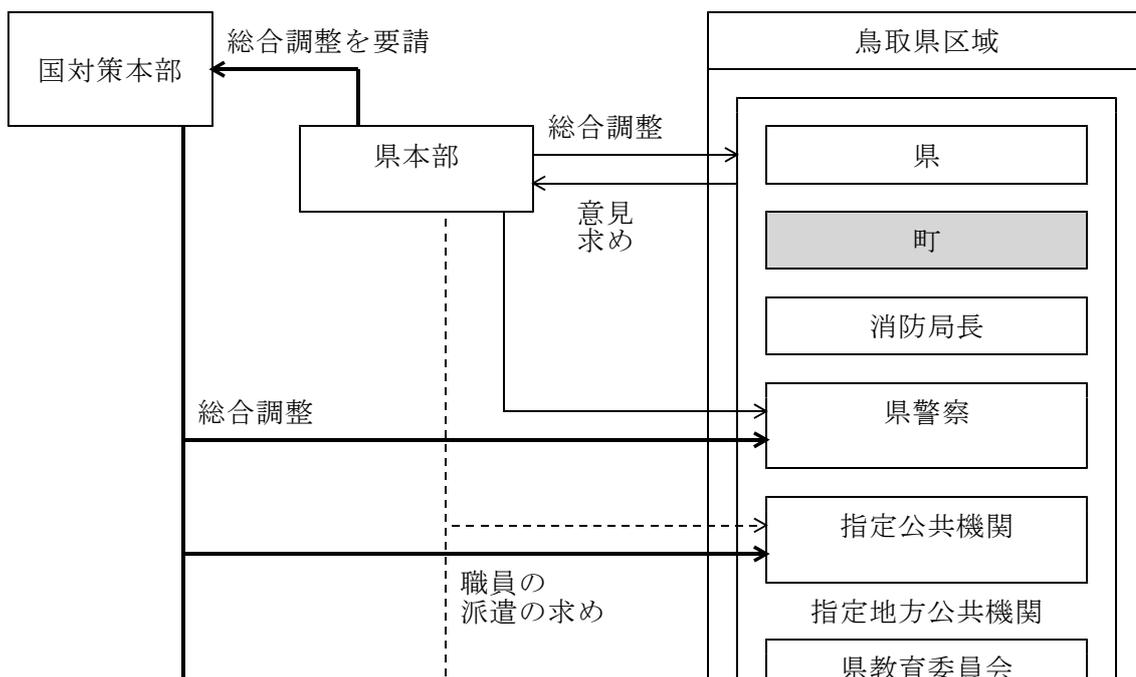
本部長の権限は以下のとおりです。

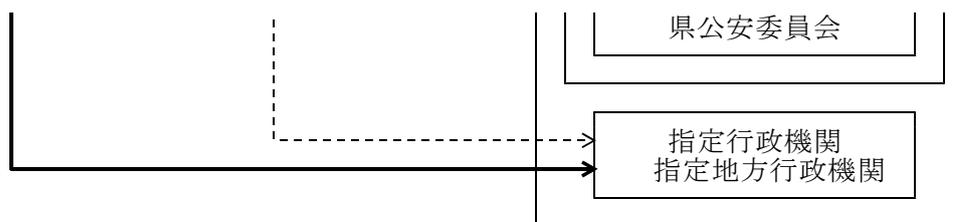
権限	内 容
総合調整 (法29⑤)	町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する町の区域に係る国民保護措置に関する総合調整を行います。
総合調整の要請(法29⑥)	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県、指定(地方)公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整(法29①)を行うよう要請します。
要請の求め(法29⑦)	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長へ総合調整の要請(法29④)を行うよう求めます。
情報の提供の求め(法29⑧)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報(各機関による国民保護措置の実施状況等)の提供を求めます。
報告、資料の提供の求め(法29⑨)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の関係機関に対し、報告、資料の提供を求めます。 ※ 報道の自由等を損なうおそれがある場合を除きます。
措置の求め(法29⑩)	教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置(児童、生徒の避難に関する適切な措置など)を講ずるよう求めます。 ※ この場合、本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

※ 対策本部長は、これらの権限の行使に当たっては、関係機関・団体の自主性を尊重します。

イ 鳥取県内における町、町対策本部長の位置

鳥取県内における町、町対策本部長の位置は以下のとおりです。





(6) 現地対策本部

町長は、武力攻撃災害が発生した地区、避難住民が多い地区等において、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、名称、管轄地区及び設置場所を定めて、現地対策本部を設置します（法28⑧）。

ア 組織

現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員及びその他の職員を置きます。

(ア) 現地対策本部長

現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理します。

(イ) 現地対策副本部長

現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故があるときはこれを代理します。

イ 運営

現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は現地対策本部長が定めます。

ウ 設置場所

現地対策本部は、原則として当該地区を所管する地区公民館に設置します。

エ 現地対策本部の設置及び廃止の公表

現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3) 設置の基準」の「ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。

オ 現地対策本部の役割

現地対策本部は、本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。

○本部長の指示による国民保護措置の一部（例）

- 1 担当地区の被害及び復旧状況などの情報収集、分析に関すること
- 2 県、消防団、自治会その他関係機関との現地における連絡調整に関すること
- 3 現地活動機関の役割分担などの現地における調整に関すること
- 4 担当地区における情報提供、相談などの実施に関すること
- 5 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること

(7) 予備対策本部

本部長は、必要に応じ予備対策本部を設けます。

予備対策本部は、万一の場合に備えて対策本部の機能をバックアップするもので、対策本部の指示に基づき開設し、対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。

(8) 対策本部の運営及び警戒

ア 対策本部の運営

(ア) 運営要領の策定

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように対策本部職員の勤務、施設の運営等の要領を策定します。

この際、長期にわたる円滑な活動が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制へ迅速に移行するよう注意します。

(イ) 県現地対策本部との連携

県現地対策本部が設置された場合、対策本部は県現地対策本部と密接に連携して、市町村内における国民保護措置の円滑な推進を図ります。

イ 対策本部の警戒

(ア) 警戒計画

町長（総務課）は、町及び周辺の状態、特に事態の状態を考慮して対策本部警戒計画を作成します。

(イ) 入室確認

対策本部室の入室については、入室確認を行い、原則として事前に許可登録を受けた対策本部要員に限ります。

(ウ) 関係機関との連携

対策本部の警戒に当たっては、八橋警察署と密接に連携します。

(9) 対策本部の移転

対策本部及び現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 対策本部移転の要領

対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。

対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

イ 対策本部の予定位置

対策本部の位置については、国民保護措置全般の状態の推移に速やかに対応することができ、関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

ウ 対策本部移転の手続

事務局長は、事態の進展に伴い、対策本部の業務の遂行及び関係機関の状態を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、対策本部長の承認を受けます。

対策本部の細部位置については、あらかじめ事務局職員が事前調査を行い、関係課と調整して決定します。

位置の選定にあたっては、対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

エ 移転に伴う通信等

対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、事務局（情報班・広報）は、対策本部の移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要な量の通信施設を残し、関係機関との通信を確保します。

また、本部長の移動中の通信手段を確保します。

オ 先行班

対策本部の移転先が決定した場合、本部長はあらかじめ編成した先行班を派遣して通信手段その他必要な準備を行います。

先行班は、事務局及び各課の職員で編成します。

カ 移転に伴う調整と報告

対策本部の移転に際しては、対策本部の活動を継続的に確保するため、県など関係機関と密接に調整し、新位置、通信方法等については、速やかに県対策本部へ報告するとともに、関係機関に通知します。

報告・通知先は、対策本部設置の場合に準じます。

報告・通報事項	移転先等	1 対策本部の新位置 2 移転の時期 3 移転の経路 4 通信方法（移動中の通信を含む） 5 その他
	対策本部長の移転先への到着	

(10) 対策本部等の記録

町、町対策本部の活動及び町内で実施された国民保護措置などについては、文書、映像などにより記録、保管します。

2 職員等の活動体制

(1) 町職員の配備体制基準

配備	内容	配備の基準（時期）	配備の内容
通常	個人の準備 (Green)	1 可能性の低いテロ攻撃情報入手したとき。	1 町としては通常体勢のほか特段の準備は行いませんが、各職員は連絡先を明確にするなど、不測事態に備えます。
第1配備	情報集約センターの設置 (Blue)	1 武力攻撃予測事態が認定されたとき。 2 武力攻撃事態が認定され、第2配備の指令がないとき。 3 その他武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、総務課長が必要と認めたとき。	1 関係各課においては、武力攻撃情報等についての収集連絡、その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、第2配備に対する準備を行います。
第2配備	緊急対応チームの参集 (Yellow)	1 武力攻撃事態が認定されたとき、又は認定の前提に至るような状況の場合で、総務課長が必要と認めたとき。 2 その他武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、総務課長が必要と認めたとき。	1 関係各課においては、国民保護に従事するとともに、随時課長会議を開き、情報連絡、対策協議を行います。 2 関係各課においては、第3配備に対する準備を行います。
第3配	警戒本部の設置	1 警報が発令されたとき。 2 町長が必要と認めたとき。	1 各課は国民保護措置に従事するものとし、直接関係のない課の職員にあっては、課長の指示にした

備	(Orange)		がい、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します。
第4配備	対策本部の設置 (Red)	1 対策本部設置の指定を受けたとき。	1 国民保護体制に移行し、全職員をもって国民保護措置に従事します。

注) 1 消防団の配備体制基準は、消防団長の定めるところによります。

(2) 市町村職員の動員計画

ア 町各課における国民保護要員の動員

(ア) 武力攻撃災害の防除、軽減及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施を図るため、各課長は前述の配備体制基準にしたがって、職員を動員します。

(イ) 各課長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。

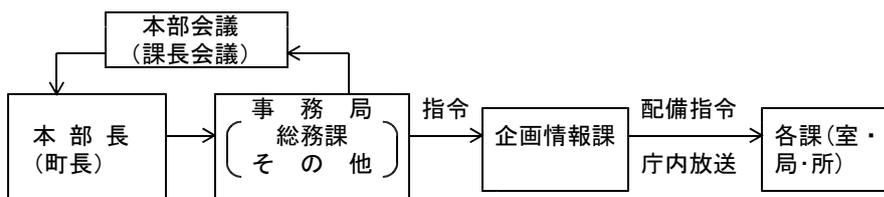
(ウ) ただし、各課長は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員します。

イ 動員配備のための連絡体制の確保

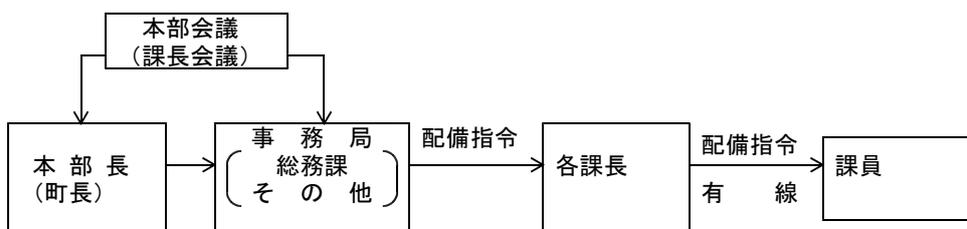
町における職員の動員配備は、次の系統で伝達、実施します。

各課長は、あらかじめ職員の動員順位、連絡方法等について計画します。

① 勤務時間内



② 勤務時間外



(3) 初動体制

ア 防災当直体制 (通常)

勤務時間外については当直職員により、24時間体制で防災当直を実施します。

区分	内 容
構成	当直職員 (必要に応じ総務課職員等を増員)
業務	1 武力攻撃災害等及びその兆候に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 総務課職員等に対する災害情報等の連絡 4 総務課職員が登庁するまでの間、対策本部業務及び各課長への連絡、県及び関係機関に対する要請 5 上記のほか特に総務課長が指示する業務
連絡	1 総務課長→町長、助役

順位	2	県（情報集約センター）
	3	総務課職員
	4	各課長

イ 参集体制（第1配備以降）

(ア) 参集、待機

町職員は、常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、夜間、休日等の勤務時間外に鳥取県に武力攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、国民保護の初動対処に従事するため、次の区分に基づき自発的に参集、待機します。

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
総務課	対策本部	対策本部の開設 対策本部の通信連絡 その他
その他の職員で対策本部勤務者		
本庁勤務者	当該職員が勤務する本庁各課	課の応急対策業務
分庁勤務者	当該職員が勤務する分庁各課	課の応急対策業務

注) 参集場所等を別に定めている課等を除きます。
消防団の参集については、消防団長の定めるところによります。

(イ) 参集の遅延

職員は、交通の途絶などにより参集場所に参集できない場合は、最寄りの庁舎に参集の上、その旨を課長に報告します。

また、心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後できる限り速やかに参集します。

(ウ) 自主参集

職員は、常に武力攻撃事態等の情報、兆候などに注意し、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、課長などからの連絡を待つことなく自主的に参集します。

3 県の対策本部等

(1) 対策本部などの連携

対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、県の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。

(2) 県の対策本部

ア 知事は、国から対策本部設置の指定を受けたときは、鳥取県国民保護対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています（法27位置）。

なお、県対策本部を設置する必要がある場合で、国による指定が行われない場合は、内閣総理大臣に指定を要請することとされています（法26①）。

イ 県対策本部が設置される以前、又は、設置されない場合における国民保護措置については、県対策本部が設置された場合に準じて処理するものとされています。

ウ 県は、県対策本部に関する組織を整備し、県対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を定めることとされています。

エ 県は、県対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、国（消防庁）にその旨を報告するとともに、関係機関に通知することとされています。

オ 県は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、情報集約センターを設置して24時間即応体制を維持をすることとされています。

(3) 関係機関の国民保護措置実施体制

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関などは、国民保護措置を実施するために必要な体制を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及びサービス基準を定めることとされています。

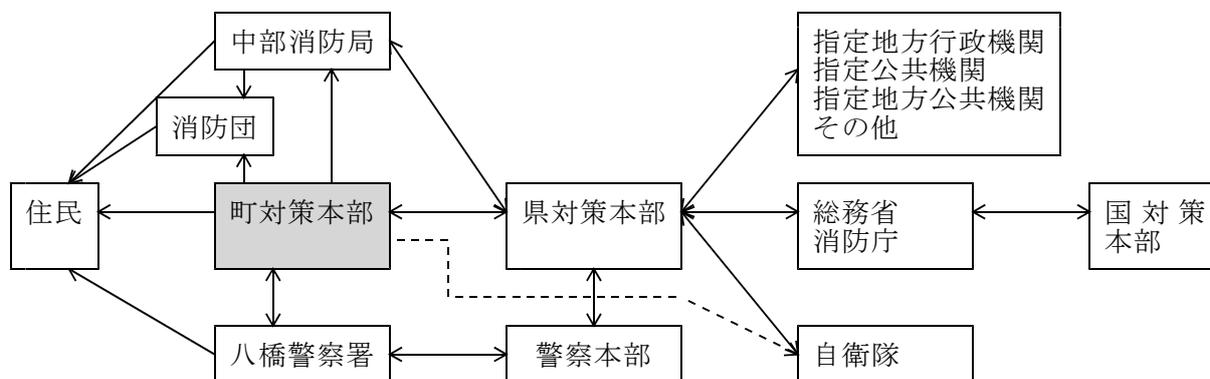
4 町緊急対処事態対策本部

町緊急対処事態対策本部については、「1 琴浦町国民保護対策本部」に準じます。この際、「町国民保護対策本部」を「町緊急対処事態対策本部」と読み替えます。

5 通信

(1) 通信連絡の系統図

鳥取県における通信連絡の系統図は以下のとおりです。



(2) 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、事務局長が統括します。

各課長等は、対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制を確保します。

武力攻撃事態等が発生し、又は発生する恐れのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。

町と県、中部消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

また、総務課は他の各課に対しても、内線電話により情報の伝達及び送受信を行います。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行います。

(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。

通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）	県と市町村・消防局及び陸上自衛隊など県内の関係機関を相互に結ぶ無線通信	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係

衛星系) ----- 県内各機関	網で、地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線と、多重無線、有線回線等を使用した地上系無線で構成されています。	機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括を行っています。
消防防災無線 ----- 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用して通信しています。	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営を行っています。
中央防災無線 ----- 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信しています。	内閣府が維持、運営を行っています。
水防道路無線 ----- 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信しています。	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営を行っています。
地域衛星通信ネットワーク ----- 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信を行います。	(財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成しています。また、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っています。
非常通信 -----	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信を行います。	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営しています。

町（総務課）は、情報伝達ルートが多ルート化や、衛星携帯電話、停電等に備えた非常用電源の確保、運用等を図ります。

(4) 通常時の情報伝達手段

通常時の情報伝達手段は、以下のとおりです。

通信手段	送受信先	県庁情報送信	県庁情報受信
鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）	各総合事務所 各市町村 各消防局 消防防災航空室 陸上自衛隊第8普通科連隊	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 動画映像 準動画映像
	県地方機関 防災関係機関	電話	電話
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ

			ファクシミリ一斉 音声一斉
	他都道府県		電話 ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
地域衛星通信 ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、 消防含む） 県東京事務所	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
非常通信	特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。 1 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先使用（非常通話及び電報） 2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用		

(5) 非常通信

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めることとされています。

町（総務課）は、指導要員等の配置、通信統制等について県と連絡調整を行います。

また、特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ア 加入電話の優先利用

(ア) 非常扱い通話、緊急扱い通話

通話、内容	武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話等については、他の通話に先だって接続及び伝送を行います。 ① 非常扱い通話 地震、集中豪雨、台風などの非常事態が発生した場合、救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のため必要な事項を内容とする。 ② 緊急扱い通話 非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのため必要な事項を内容とする。
非常通話等の取扱い	あらかじめNTT西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。 通話を請求するときは、「非常」等の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。

イ その他の通信設備の利用

緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無

線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。

市町村長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 県防災行政無線設備 警察事務設備 消防事務設備 水防事務設備 航空保安事務設備 海上保安部事務設備 気象業務設備 鉄道事業設備 軌道事業設備 電気事業設備 鉱業設備 自衛隊設備 </div> NHK 山陰放送 日本海テレビ 山陰中央テレビ エフエム山陰 C A T V	緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議を必要としません。

※ 国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限りです。

ウ 移動通信機器等の借受

総務省中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧に必要な通信を用途とする（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等、MCA（移動無線）等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行っています。なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりです。

機 関	種 類	貸与条件等	台数
中 国 総 合 通 信 局	業務用トランシーバ （簡易無線局）	機器貸与：無償 電波利用料：使用者負担 新規加入料・基本料・通話料：不要	20台
	N T T ドコモ 衛星携帯電話端末	機器貸与：無償 新規加入料：使用者負担 基本料・通話料：使用者負担	10台
	インマルサット・ ミニM端末	機器貸与：無償 新規加入料：使用者負担 基本料・通話料：使用者負担	8台
電 気	携帯電話	電気通信事業者の判断による	

通 信 事業者	M C A
------------	-------

町（総務課）は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けます。

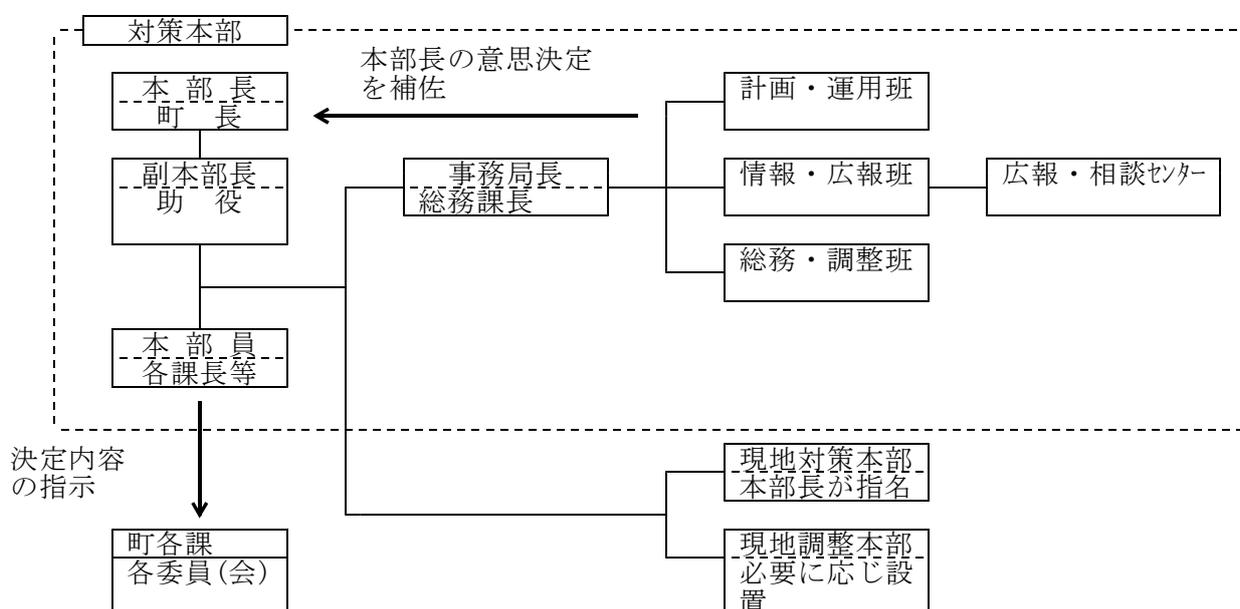
第6章 国民保護対策本部等、通信

要旨	国民保護対策本部等を設置すべき市町村に指定された場合に、国民保護対策本部等を速やかに設置するなど、町がとる活動体制について定めます。
----	--

1 町国民保護対策本部

(1) 組織

ア 組織図



イ 本部長

- (ア) 対策本部の本部長は町長です。(法28①)
- (イ) 本部長は国民保護対策本部の事務を総括します。(本部条例2①)
- (ウ) 町長の不在等の非常時における、町長権限委譲順位は次のとおりです。

第1位 助役
第2位 総務課長

ウ 副本部長

- (ア) 対策本部の副本部長は助役です。
- (イ) 副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理します。(本部条例2②)
- (ウ) 副本部長の継承順位は、町長権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

- (ア) 対策本部の本部員は、以下のとおりです。

助役	農林水産課長
総務課長	建設課長
税務課長	上下水道課長
町民生活課長	農業委員会局長
企画情報課長	教育委員会教育長

保険課長 健康福祉課長 出納室長 議会事務局長 分庁管理課長 商工観光課長	教育総務課長 社会教育課長 人権・同和教育課長 給食センター所長 消防団長 その他職員で町村長が指名する者
--	--

(イ) 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事します。(本部条例2③)

(ウ) 本部員が不在などの非常の際においては、本部員の次級の先任者である町職員が代替職員となります。

オ 事務局

(7) 事務局は、総務課長を事務局長とし、総務課の職員及び各課からの応援職員により構成します。

(イ) 事務局の各班は、本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、以下の業務を行います。

班名	業 務
共 通	1 実施計画の作成 2 その他本部長から命ぜられた事項
計画・運用班	1 本部会議の開催 2 本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画の取りまとめ 4 本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報・広報班	1 情報要求の決定 2 情報の収集、整理及び集約 (①被災情報、②避難や救援の実施状況、③安否情報) (④その他計画・運用班等から収集を依頼された情報) 3 情報の報告、通報 4 町民への情報提供、報道機関との連絡調整等の広報 5 町民からの相談等の広聴
総務・支援班	1 町内で各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 県等に対する応援の求め及び応援に係る連絡調整等 3 通信の確保 4 対策本部の庶務業務

カ 連絡要員の派遣など

本部長は、必要があると認めるときは、国、県の職員その他町職員以外の者を対策本部会議に出席させ(法28⑥)、又は、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関等に対し対策本部へ連絡要員を派遣するよう要請します。

その際、連絡要員等の受け入れ体制の整備に留意します。

(2) 対策本部の所掌事務

対策本部は、町の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次のことを行います。

1 本部長の意思形成の補佐 2 本部長の総合調整権の発動の補佐 3 町長以外の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整 ※ 対策本部は、本部長の意思決定を補佐するものであり、町各担当課等を指示するものではありません。
--

(3) 対策本部の設置

ア 設置の基準

- (ア) 対策本部は、国から対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けて町長が設置します（法27①）。
- (イ) 町長は、対策本部設置を必要と認める場合は、知事（防災局）を経由して内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します（法26②）。

イ 廃止の基準

対策本部は、対策本部の設置の指定の解除の通知を受けて町長が廃止します。（法30）。

ウ 設置及び廃止の公表

- (ア) 町長は、対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公示などにより公表するとともに対策本部の標識を本部前に掲示します。
- (イ) 町長は、対策本部を廃止したときは、設置に準じてその旨を直ちに公表します。

エ 設置の通知等

(ア) 町長は、対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通 知 先	方 法	担 当
町の機関	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	総務課（地方機関へは各所管課）
県（防災局）、県対策本部	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	総務課
自治会、自主防災組織	電話、ファクシミリ	総務課
消防団		総務課
中部消防局		
八橋警察署		
各関係機関、団体		各所管課

(イ) 町長（企画情報課）は、対策本部が設置されたときは、口頭、文書、電話等による発表と資料提供により、直ちにその旨を報道機関に発表します。

(ウ) 町長（総務課）は、県対策本部が設置されたときは、その旨の通知を受信します。

オ 本部員、本部職員の参集等

本部長は、対策本部を設置したときは、直ちに本部員、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

(4) 設置場所

対策本部の設置場所は、以下のとおりです。

区 分	設 置 場 所
通常の場合	琴浦町役場会議室
町役場が使用不能の場合	琴浦町生涯学習センター
・町中心地区に武力攻撃災害が発生した場合 ・避難が必要となった場合など ↓	東伯総合体育館 琴浦町役場赤碕庁舎 その他町の所有に属する施設

これらのいずれの施設も対策本部として使用できなくなった場合	
-------------------------------	--

(5) 本部長の権限等

ア 本部長の権限

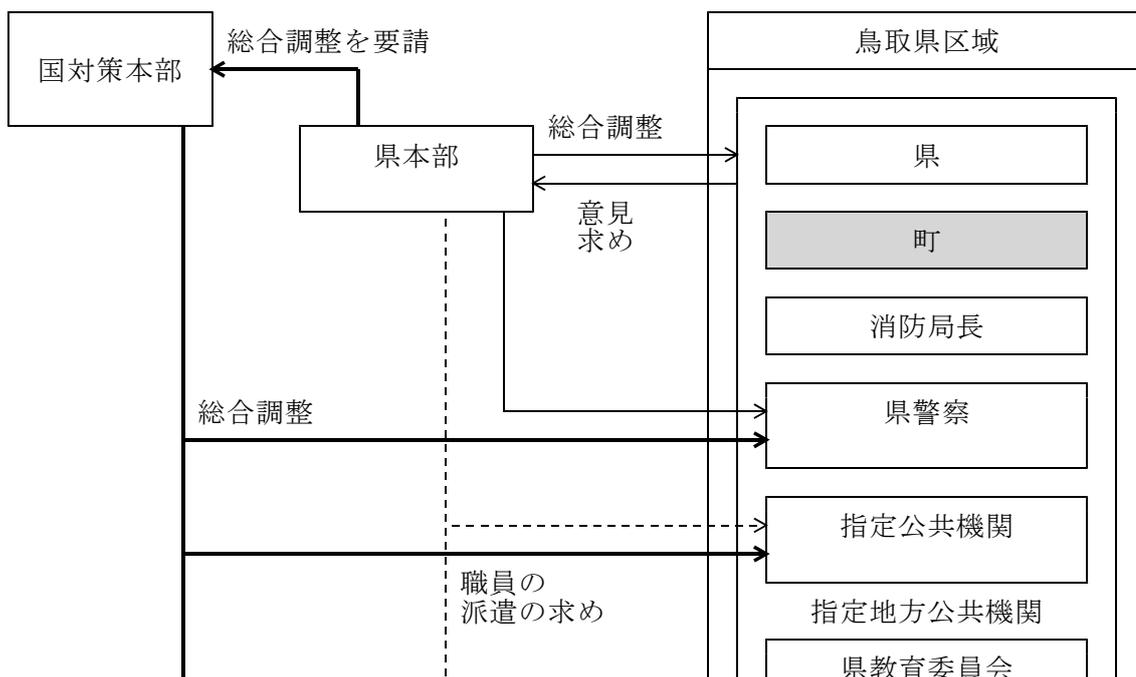
本部長の権限は以下のとおりです。

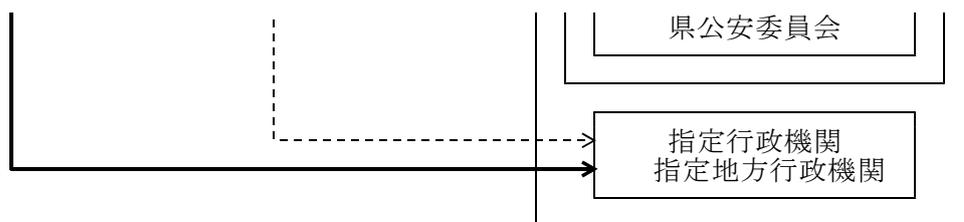
権限	内 容
総合調整 (法29⑤)	町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する町の区域に係る国民保護措置に関する総合調整を行います。
総合調整の要請(法29⑥)	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県、指定(地方)公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整(法29①)を行うよう要請します。
要請の求め(法29⑦)	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長へ総合調整の要請(法29④)を行うよう求めます。
情報の提供の求め(法29⑧)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報(各機関による国民保護措置の実施状況等)の提供を求めます。
報告、資料の提供の求め(法29⑨)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の関係機関に対し、報告、資料の提供を求めます。 ※ 報道の自由等を損なうおそれがある場合を除きます。
措置の求め(法29⑩)	教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置(児童、生徒の避難に関する適切な措置など)を講ずるよう求めます。 ※ この場合、本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

※ 対策本部長は、これらの権限の行使に当たっては、関係機関・団体の自主性を尊重します。

イ 鳥取県内における町、町対策本部長の位置

鳥取県内における町、町対策本部長の位置は以下のとおりです。





(6) 現地対策本部

町長は、武力攻撃災害が発生した地区、避難住民が多い地区等において、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、名称、管轄地区及び設置場所を定めて、現地対策本部を設置します（法28⑧）。

ア 組織

現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員及びその他の職員を置きます。

(ア) 現地対策本部長

現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理します。

(イ) 現地対策副本部長

現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故があるときはこれを代理します。

イ 運営

現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は現地対策本部長が定めます。

ウ 設置場所

現地対策本部は、原則として当該地区を所管する地区公民館に設置します。

エ 現地対策本部の設置及び廃止の公表

現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3) 設置の基準」の「ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。

オ 現地対策本部の役割

現地対策本部は、本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。

○本部長の指示による国民保護措置の一部（例）

- 1 担当地区の被害及び復旧状況などの情報収集、分析に関すること
- 2 県、消防団、自治会その他関係機関との現地における連絡調整に関すること
- 3 現地活動機関の役割分担などの現地における調整に関すること
- 4 担当地区における情報提供、相談などの実施に関すること
- 5 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること

(7) 予備対策本部

本部長は、必要に応じ予備対策本部を設けます。

予備対策本部は、万一の場合に備えて対策本部の機能をバックアップするもので、対策本部の指示に基づき開設し、対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。

(8) 対策本部の運営及び警戒

ア 対策本部の運営

(ア) 運営要領の策定

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように対策本部職員の勤務、施設の運営等の要領を策定します。

この際、長期にわたる円滑な活動が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制へ迅速に移行するよう注意します。

(イ) 県現地対策本部との連携

県現地対策本部が設置された場合、対策本部は県現地対策本部と密接に連携して、市町村内における国民保護措置の円滑な推進を図ります。

イ 対策本部の警戒

(ア) 警戒計画

町長（総務課）は、町及び周辺の状態、特に事態の状態を考慮して対策本部警戒計画を作成します。

(イ) 入室確認

対策本部室の入室については、入室確認を行い、原則として事前に許可登録を受けた対策本部要員に限ります。

(ウ) 関係機関との連携

対策本部の警戒に当たっては、八橋警察署と密接に連携します。

(9) 対策本部の移転

対策本部及び現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 対策本部移転の要領

対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。

対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

イ 対策本部の予定位置

対策本部の位置については、国民保護措置全般の状態の推移に速やかに対応することができ、関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

ウ 対策本部移転の手続

事務局長は、事態の進展に伴い、対策本部の業務の遂行及び関係機関の状態を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、対策本部長の承認を受けます。

対策本部の細部位置については、あらかじめ事務局職員が事前調査を行い、関係課と調整して決定します。

位置の選定にあたっては、対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

エ 移転に伴う通信等

対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、事務局（情報班・広報）は、対策本部の移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要な量の通信施設を残し、関係機関との通信を確保します。

また、本部長の移動中の通信手段を確保します。

オ 先行班

対策本部の移転先が決定した場合、本部長はあらかじめ編成した先行班を派遣して通信手段その他必要な準備を行います。

先行班は、事務局及び各課の職員で編成します。

カ 移転に伴う調整と報告

対策本部の移転に際しては、対策本部の活動を継続的に確保するため、県など関係機関と密接に調整し、新位置、通信方法等については、速やかに県対策本部へ報告するとともに、関係機関に通知します。

報告・通知先は、対策本部設置の場合に準じます。

報告・通報事項	移転先等	1 対策本部の新位置 2 移転の時期 3 移転の経路 4 通信方法（移動中の通信を含む） 5 その他
	対策本部長の移転先への到着	

(10) 対策本部等の記録

町、町対策本部の活動及び町内で実施された国民保護措置などについては、文書、映像などにより記録、保管します。

2 職員等の活動体制

(1) 町職員の配備体制基準

配備	内容	配備の基準（時期）	配備の内容
通常	個人の準備 (Green)	1 可能性の低いテロ攻撃情報入手したとき。	1 町としては通常体勢のほか特段の準備は行いませんが、各職員は連絡先を明確にするなど、不測事態に備えます。
第1配備	情報集約センターの設置 (Blue)	1 武力攻撃予測事態が認定されたとき。 2 武力攻撃事態が認定され、第2配備の指令がないとき。 3 その他武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、総務課長が必要と認めたとき。	1 関係各課においては、武力攻撃情報等についての収集連絡、その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、第2配備に対する準備を行います。
第2配備	緊急対応チームの参集 (Yellow)	1 武力攻撃事態が認定されたとき、又は認定の前提に至るような状況の場合で、総務課長が必要と認めたとき。 2 その他武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、総務課長が必要と認めたとき。	1 関係各課においては、国民保護に従事するとともに、随時課長会議を開き、情報連絡、対策協議を行います。 2 関係各課においては、第3配備に対する準備を行います。
第3配	警戒本部の設置	1 警報が発令されたとき。 2 町長が必要と認めたとき。	1 各課は国民保護措置に従事するものとし、直接関係のない課の職員にあっては、課長の指示にした

備	(Orange)		がい、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します。
第4配備	対策本部の設置 (Red)	1 対策本部設置の指定を受けたとき。	1 国民保護体制に移行し、全職員をもって国民保護措置に従事します。

注) 1 消防団の配備体制基準は、消防団長の定めるところによります。

(2) 市町村職員の動員計画

ア 町各課における国民保護要員の動員

(ア) 武力攻撃災害の防除、軽減及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施を図るため、各課長は前述の配備体制基準にしたがって、職員を動員します。

(イ) 各課長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。

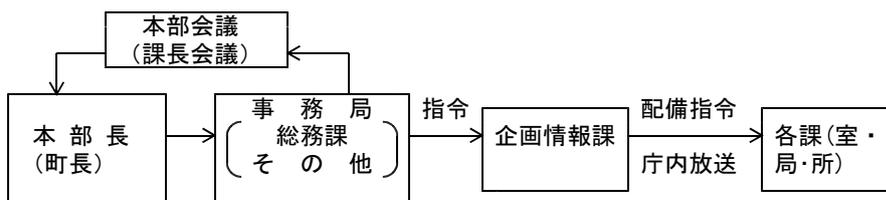
(ウ) ただし、各課長は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員します。

イ 動員配備のための連絡体制の確保

町における職員の動員配備は、次の系統で伝達、実施します。

各課長は、あらかじめ職員の動員順位、連絡方法等について計画します。

① 勤務時間内



② 勤務時間外



(3) 初動体制

ア 防災当直体制 (通常)

勤務時間外については当直職員により、24時間体制で防災当直を実施します。

区分	内 容
構成	当直職員 (必要に応じ総務課職員等を増員)
業務	1 武力攻撃災害等及びその兆候に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 総務課職員等に対する災害情報等の連絡 4 総務課職員が登庁するまでの間、対策本部業務及び各課長への連絡、県及び関係機関に対する要請 5 上記のほか特に総務課長が指示する業務
連絡	1 総務課長→町長、助役

順位	2	県（情報集約センター）
	3	総務課職員
	4	各課長

イ 参集体制（第1配備以降）

(ア) 参集、待機

町職員は、常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、夜間、休日等の勤務時間外に鳥取県に武力攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、国民保護の初動対処に従事するため、次の区分に基づき自発的に参集、待機します。

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
総務課	対策本部	対策本部の開設 対策本部の通信連絡 その他
その他の職員で対策本部勤務者		
本庁勤務者	当該職員が勤務する本庁各課	課の応急対策業務
分庁勤務者	当該職員が勤務する分庁各課	課の応急対策業務

注) 参集場所等を別に定めている課等を除きます。
消防団の参集については、消防団長の定めるところによります。

(イ) 参集の遅延

職員は、交通の途絶などにより参集場所に参集できない場合は、最寄りの庁舎に参集の上、その旨を課長に報告します。

また、心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後できる限り速やかに参集します。

(ウ) 自主参集

職員は、常に武力攻撃事態等の情報、兆候などに注意し、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、課長などからの連絡を待つことなく自主的に参集します。

3 県の対策本部等

(1) 対策本部などの連携

対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、県の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。

(2) 県の対策本部

ア 知事は、国から対策本部設置の指定を受けたときは、鳥取県国民保護対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています（法27位置）。

なお、県対策本部を設置する必要がある場合で、国による指定が行われない場合は、内閣総理大臣に指定を要請することとされています（法26①）。

イ 県対策本部が設置される以前、又は、設置されない場合における国民保護措置については、県対策本部が設置された場合に準じて処理するものとされています。

ウ 県は、県対策本部に関する組織を整備し、県対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を定めることとされています。

エ 県は、県対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、国（消防庁）にその旨を報告するとともに、関係機関に通知することとされています。

オ 県は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、情報集約センターを設置して24時間即応体制を維持をすることとされています。

(3) 関係機関の国民保護措置実施体制

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関などは、国民保護措置を実施するために必要な体制を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及びサービス基準を定めることとされています。

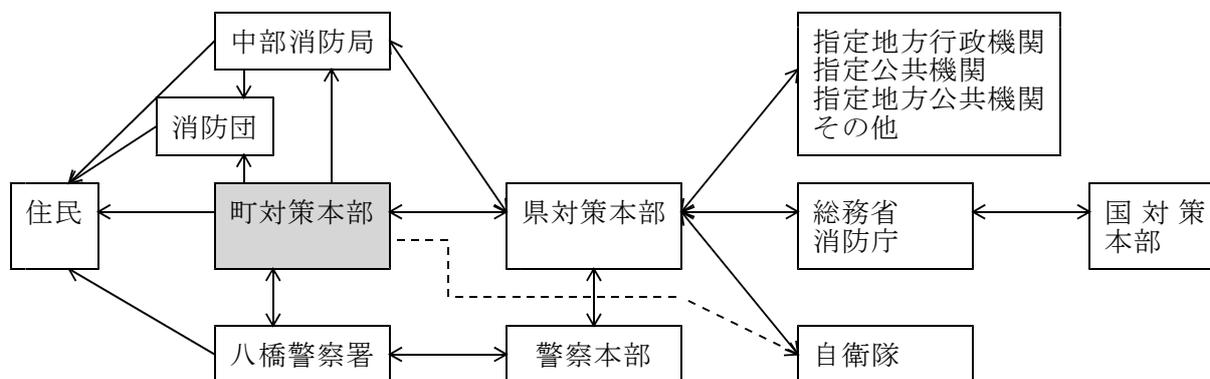
4 町緊急対処事態対策本部

町緊急対処事態対策本部については、「1 琴浦町国民保護対策本部」に準じます。この際、「町国民保護対策本部」を「町緊急対処事態対策本部」と読み替えます。

5 通信

(1) 通信連絡の系統図

鳥取県における通信連絡の系統図は以下のとおりです。



(2) 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、事務局長が統括します。

各課長等は、対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制を確保します。

武力攻撃事態等が発生し、又は発生する恐れのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。

町と県、中部消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

また、総務課は他の各課に対しても、内線電話により情報の伝達及び送受信を行います。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行います。

(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。

通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）	県と市町村・消防局及び陸上自衛隊など県内の関係機関を相互に結ぶ無線通信	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係

衛星系) ----- 県内各機関	網で、地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線と、多重無線、有線回線等を使用した地上系無線で構成されています。	機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括を行っています。
消防防災無線 ----- 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用して通信しています。	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営を行っています。
中央防災無線 ----- 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信しています。	内閣府が維持、運営を行っています。
水防道路無線 ----- 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信しています。	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営を行っています。
地域衛星通信ネットワーク ----- 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信を行います。	(財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成しています。また、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っています。
非常通信 -----	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信を行います。	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営しています。

町（総務課）は、情報伝達ルートが多ルート化や、衛星携帯電話、停電等に備えた非常用電源の確保、運用等を図ります。

(4) 通常時の情報伝達手段

通常時の情報伝達手段は、以下のとおりです。

通信手段	送受信先	県庁情報送信	県庁情報受信
鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）	各総合事務所 各市町村 各消防局 消防防災航空室 陸上自衛隊第8普通科連隊	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 動画映像 準動画映像
	県地方機関 防災関係機関	電話	電話
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ

			ファクシミリ一斉 音声一斉
	他都道府県		電話 ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
地域衛星通信 ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、 消防含む） 県東京事務所	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
非常通信	特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。 1 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先使用（非常通話及び電報） 2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用		

(5) 非常通信

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めることとされています。

町（総務課）は、指導要員等の配置、通信統制等について県と連絡調整を行います。

また、特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ア 加入電話の優先利用

(ア) 非常扱い通話、緊急扱い通話

通話、内容	武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話等については、他の通話に先だって接続及び伝送を行います。 ① 非常扱い通話 地震、集中豪雨、台風などの非常事態が発生した場合、救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のため必要な事項を内容とする。 ② 緊急扱い通話 非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのため必要な事項を内容とする。
非常通話等の取扱い	あらかじめNTT西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。 通話を請求するときは、「非常」等の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。

イ その他の通信設備の利用

緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無

線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。

市町村長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 県防災行政無線設備 警察事務設備 消防事務設備 水防事務設備 航空保安事務設備 海上保安部事務設備 気象業務設備 鉄道事業設備 軌道事業設備 電気事業設備 鉱業設備 自衛隊設備 </div> NHK 山陰放送 日本海テレビ 山陰中央テレビ エフエム山陰 C A T V	緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議を必要としません。

※ 国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限りです。

ウ 移動通信機器等の借受

総務省中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧に必要な通信を用途とする（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等、MCA（移動無線）等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行っています。なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりです。

機 関	種 類	貸与条件等	台数
中 国 総 合 通 信 局	業務用トランシーバ （簡易無線局）	機器貸与：無償 電波利用料：使用者負担 新規加入料・基本料・通話料：不要	20台
	N T T ドコモ 衛星携帯電話端末	機器貸与：無償 新規加入料：使用者負担 基本料・通話料：使用者負担	10台
	インマルサット・ ミニM端末	機器貸与：無償 新規加入料：使用者負担 基本料・通話料：使用者負担	8台
電 気	携帯電話	電気通信事業者の判断による	

通 信 事業者	M C A
------------	-------

町（総務課）は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けます。

第7章 その他

1 住民、事業所等の協力等

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、住民、自主防災組織、事業所等の理解と協力が不可欠です。

ここでは、住民等の協力と、避難の指示が発せられたときの期待される行動を示します。

(1) 住民の協力

住民は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な協力をを行うように努めることとされています。(法4)

町は、住民に協力を要請する場合は、協力する住民の安全確保に配慮します。

要請者	要請内容	備考
町長 知事	避難に関する訓練への参加 (法42③) ・訓練に参加するか否かはあくまでも住民の自主的な意思による	
避難住民を誘導する者 避難住民の誘導を補助する者	避難住民の誘導誘導の援助 (法70。 復帰の誘導を含む) ・市町村職員と一体となって避難住民の先導をすること ・移動中における食品等の配給の役割を担うこと ・高齢者、障害者、乳幼児等の避難を援助してもらうこと	損害補償
知事、県職員 ※救援を委任したときは市町村職員	救援の援助 (法80) ・二次災害の発生の可能性がある場所における被災者の捜索、救出等の援助については、要請しない。	損害補償
町長、町職員、知事、県職員 警察官等	消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助 (法115) ・消火のための水の運搬 ・救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転 ・被災者の救助のための資機材の提供など	損害補償
町長、町職員、知事、県職員	住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助 (法123) ・健康診断の実施 ・感染症の動向調査の実施 ・水道の検査の実施 ・防疫活動の実施 (感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営等、防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために保健所や市町村が作成したパンフレットの配布) ・被災者の健康維持活動の実施 (栄養指導等の保健指導のために保健所や市町村が作成したパンフレットの配布、健康食品等の保険資材の配布等)	損害補償

(2) 公共的団体の取組み

町内の公共的団体は、町の国民保護措置に対する協力を努めることとされています。(法16③)

(3) 住民に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 4 家族で対応措置を話し合い、家族内の役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ定めます。 5 高齢者、障害者、乳幼児等がいる家庭では、情報伝達、避難などの方法をあらかじめ定めます。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。 2 隣近所で互いに知らせあいます。 3 家族で集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要以上の買い急ぎはしません。 6 児童生徒が登校している場合は、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。 2 避難については町の誘導に従い、勝手な行動は自粛します。 3 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動します。 4 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に留意し、必要に応じて補助します。 5 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動します。

(4) 自主防災組織等に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設、そこまでの経路を周知します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 役割分担を決めます。 5 国民保護についての普及啓発を行います。 6 地域内の高齢者、障害者、乳幼児等の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。 3 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に留意し、必要に応じて補助します。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会、自治会等の組織が自主防災組織に準じた活動を行います。

(5) 事業所等に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 従業員の食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 5 従業員で対応措置を話し合い、

	事業所内の役割分担、避難や連絡方法、来客等の避難住民誘導方法などをあらかじめ計画、周知します。 6 高齢者、障害者、乳幼児等がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ定めます。
警報発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。 2 来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 3 集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要に応じ、災害防止措置を行います。
避難の指示発令時	1 市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努め、来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 2 スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 来客、来店者、観光客の誘導を行います。 4 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止します。 5 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を行います。 6 高齢者、障害者、乳幼児等の従業員・来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。

(6) 住民、事業所等の協力等に係る注意事項

住民、事業所等に協力等を求める際には、強制（事実上の強制を含む。）にわたることがないように十分配慮します。

2 普及啓発

国民保護措置の実施にあたっては住民、消防団や自主防災組織等の理解と自発的協力が重要です。

そのため、町（総務課、企画情報課）は平素から説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、住民等への普及啓発に努めます。

(1) 住民への普及啓発

ア 普及啓発の種類、内容

- (ア) 国民保護法の普及啓発
- (イ) 国際人道法、有事における民間人の保護の普及啓発
- (ウ) 町、県、その他関係機関の役割の普及啓発
- (エ) 避難施設、集合施設の周知
- (オ) 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及啓発
- (カ) 警報、緊急通報等の普及啓発
- (キ) 国民保護措置における強制措置（罰則を含む。）及び任意の協力に限られる事項
- (ク) 国民保護における基本的人権の尊重、権利侵害に対する救済措置など

イ 普及啓発の方法

- (ア) 国民保護訓練の実施と住民への参加要請
- (イ) 国民保護フォーラムの実施等
- (ウ) 小冊子、パンフレット等の作成と配布
- (エ) 住民説明会などの開催
- (オ) 町報、ホームページなどによる情報の提供

ウ 普及啓発に係る留意事項

- (ア) 防災危機管理に関する普及啓発との連携
防災危機管理の一環として国民保護の普及啓発を行う際には、併せて広く住民の意見を聴き、また、住民の思想信条の自由を尊重するとともに、自然災害等との類似点、違いな

どに留意します。

(2) 自主防災組織への支援

町（総務課）は、県の協力を得て、自主防災組織の整備充実、地域住民の防災意識の高揚及び災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制の整備を支援します。

この際、住民の自治及び自主防災組織の自主性を尊重します。

整備	<p>1 町（総務課）は、自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めます。 また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等については自主防災組織の活動に期待されるところが大きいため、住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めます。</p> <p>2 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災組織を確立します。 また、町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図ります。</p>
編成	<p>1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられます。ただし具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報班 ② 救助班 ③ 消火班 ④ 避難住民誘導班 ⑤ 救護班 ⑥ 給食・給水班 <p>2 組織の編成に当たっては、次の点に注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例：消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班など）組織の活動に実効性を持たせます。 ② 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織を編成します。 ③ 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組みます。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の習得、向上 2 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等） 3 地域における避難経路や消防防災施設等の把握及び広報 4 地域における情報収集・伝達体制の確認 5 集合施設・避難施設・臨時医療施設の確認 6 防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施

(3) ボランティアへの支援

ア ボランティアネットワークなど

町は、平素から町内におけるボランティアのネットワークを築き、ボランティア等に関する情報交換、より効果的な連携のための体制づくりなどを推進します。

また、災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定分野においては、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターの設置や組織化などを実施します。

この際ボランティアの自主性を尊重します。

イ 協定、訓練

町は、必要に応じてボランティア団体などと協定等を締結し、訓練等を共同して行います。

ウ 有資格者の事前登録

町は、ボランティアのうち、一定の知識、経験、特定の資格を必要とするものについて、平素からあらかじめ登録します。

なお、医療救護ボランティアについては、県で一元的に登録することとされています。

3 国民保護訓練

(1) 訓練の目的

- ア 国民保護に係る各種計画、マニュアルなどの検証、修正
- イ 警報等の各種情報の確実な伝達体制、機器等の確認
- ウ 住民に対する国民保護の普及啓発

(2) 訓練の要領

- ア 訓練は、段階的かつ計画的に実施します。
- イ 訓練の実施に当たっては適切な管理を行います。
- ウ このため、あらかじめ市町村の能力を的確に把握し、適切な計画を作成し、綿密な準備を行うとともに、訓練環境を整備して効率的に訓練を実施し、訓練後は訓練結果を適正に評価して、次の訓練に反映させます。
- エ 訓練の実施に当たっては、創意と工夫をこらし、実践的な訓練を行います。

(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項

- ア 関係機関との連携
- イ 防災訓練との連携
防災訓練と共通する内容について、連携に配慮します。
- ウ 参加者の安全についての配慮（参加住民へのボランティア保険の付保など）
- エ 住民等の自発的参加（協力）
住民等に対し、自発的な意思による参加、協力などを呼びかけます。この際、訓練の内容について説明を行うとともに、参加、協力が強制（事実上の強制を含む。）にわたることがないように十分に配慮します。

(4) 訓練の項目等

- ア 町が実施する訓練
警報発令時等において、町が行う避難住民の誘導が的確かつ迅速に行われるように訓練します。
このため、あらかじめ必要な組織及び避難実施要領のパターンを定めます。
- (ア) 訓練項目
 - a 非常参集訓練
 - b 対策本部運営訓練
 - c 情報伝達訓練
 - d 現地訓練
 - e 高齢者、障害者、乳幼児等の避難訓練
- (イ) 参加機関
 - a 町
 - b 地域住民（自主的参加）
 - c 県
 - d 消防

- e 警察
- f 自衛隊

イ 他機関が実施する訓練への協力、参加など

町は、必要に応じ他機関が実施する訓練へ協力し、または参加します。

区分	機関	内 容
国民保護総合訓練	県	<p>警報発令時等において、県・市町村及びその他の関係機関がとる国民保護措置が的確かつ迅速に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施することとされています。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常参集訓練 ② 対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練（避難、救援、武力攻撃災害の最小化） <p>2 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県各部局 ② 市町村 ③ 警察 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 指定地方行政機関 ⑦ 指定地方公共機関 ⑧ 住民（自主的参加） <p>3 訓練実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 図上訓練 ② 実働訓練
（参考）警察訓練	県警察	<p>県警察は、武力攻撃事態における国民保護措置に万全を期すため、次により訓練を実施することとされています。</p> <p>1 訓練種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員召集訓練 ③ 警察本部等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 <p>3 実施回数</p> <p>前記1の訓練については、随時、各訓練項目を組み合わせるなどして積極的に実施し、訓練場所、参加人員等はその都度決定します。</p>
（参考）消防訓練	各消防局	<p>警報発令時における的確かつ迅速な国民保護体制の確立を図るため、次により訓練を行うこととされています。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常召集命令伝達訓練 ② 参集訓練 ③ 初動措置訓練 ④ 情報収集訓練 ⑤ 本部等運営訓練 ⑥ 通信運用訓練 ⑦ 部隊編成及び部隊運用訓練 ⑧ 消防団との連携訓練 ⑨ 各種計画等の検証 <p>2 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防団 ② その他関係機関 <p>3 実施回数等</p>

	必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。
医療	<p>警報発令時等において、的確かつ迅速な医療の提供を行うため、訓練を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報の収集・伝達訓練 ② 救護班等の編成 ③ 病院施設、設備及び防災資機材等の点検 ④ 入院患者搬送訓練 ⑤ その他必要な訓練
その他	<p>関係機関が連携し、警報発令時等において、国民保護措置を実施するために必要な訓練を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報の収集伝達訓練 ② 通信訓練 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を実施します。 ③ 応急対策 ④ 避難及び救護 関係機関と連携して、それぞれの計画に基づく避難住民の誘導を円滑に行うため、避難、救護訓練を実施します。 ・集合施設、避難施設、避難経路等の確認 ・避難所、臨時医療施設等の開設 ・警報、避難の指示等の伝達 ・避難住民の誘導など ⑤ 対策本部運営訓練 武力攻撃（予測）事態、緊急処理事態発生時における対策本部の設置、職員の動員配置、情報収集、分析などの運営等の訓練を実施します。 ⑥ 機能別訓練 N B C R災害等に対処し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関と連携して、情報伝達、救出、救助、物資特定、除染、医療救護などの訓練を実施します。 ⑦ 個人防護訓練 N B C R災害等に対する防護訓練を行います。 ⑧ 国民保護措置に際しての権限及び基本的人権の尊重など基本方針 ⑨ その他必要な訓練 国及び県等の地方公共団体が主催する総合訓練に積極的に参加し、これに協力します。

(5) 職員の研修、教育

ア 町は、防災、国民保護等に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 町は、一般職員についても防災危機管理について必要な知識の研修、教育に努めます。防災危機管理の一環として国民保護の研修、教育を行う際には、職員の思想信条の自由を尊重するとともに、自然災害等との類似点、違いなどに留意します。

4 文化財の保護

(1) 町指定文化財の保護

町（教育委員会）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、速やかに町指定文化財の所有者等と連絡し、文化財の保護に努めます。

(2) 国、県指定文化財の保護の支援

町（教育委員会）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、県（教育委員会）などが実施する国、県指定文化財の保護を支援します。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国際人道法で定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護法に規定された「国民

の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。

ア 特殊標章等の交付

町長（総務課）は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び町の要綱にしたがって、特殊標章等及び身分証明書を交付し、使用させます。

イ 赤十字標章等の交付申請

町長（健康福祉課）は、赤碕診療所などで医療に従事する要員や医療のために使用される場所等について、赤十字標章等の使用について県（福祉保健部）に連絡します。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等

ア 種類

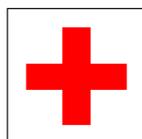
特殊標章等の種類		許可権者	対象者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	町長 （総務課） 知事 警察本部長 消防局長 水防管理者	（交付） 職員 消防団長、消防団員
		知事	（許可） 指定地方公共機関
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号(青色のせん光灯) 身分証明書	知事	医療機関 医療関係者 救援の委託業者

イ 赤十字標章等（法157）

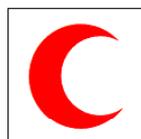
(ア) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していません。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものです。



赤十字マーク



赤新月マーク

(イ) 特殊信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

(ロ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

(ハ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

イ 特殊標章等（法158）

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章

(イ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

(ウ) 識別対象

国民保護関係者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等

(エ) 交付及び管理

町長（総務課）は、国の定める特殊標章の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、管理台帳等により管理します。

- a 国民保護措置に係る職務を行う町の職員
- b 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- c 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

町長（特殊標章等の許可権者）は、これらの標章等について、武力攻撃事態等においてみだりに用いないよう指導します。そのためこれらの標章等の使用の意義等について、あらかじめ普及啓発に努めます。

添付書類	別紙第1「情報計画」
	別紙第2「平素の段階の計画」
	別紙第3「緊急避難段階の計画」
	別紙第4「避難準備段階の計画」
	別紙第5「避難段階の計画」
	別紙第6「避難生活段階の計画」
	別紙第7「復帰段階の計画」
	別紙第8「生活再建段階の計画」
	別紙第9「避難受入段階の計画」